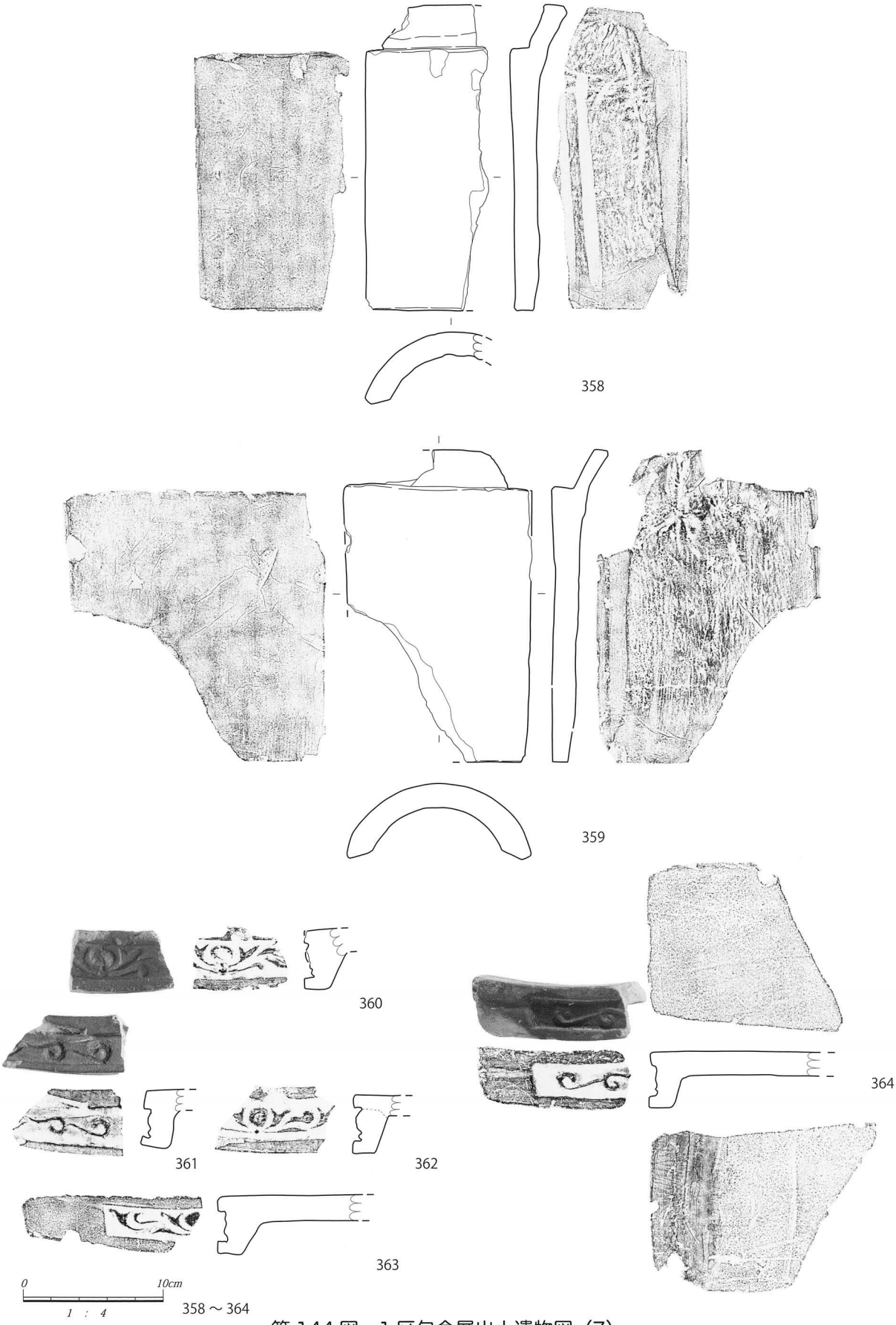

第 144 図　1 区包含層出土遺物図（7）

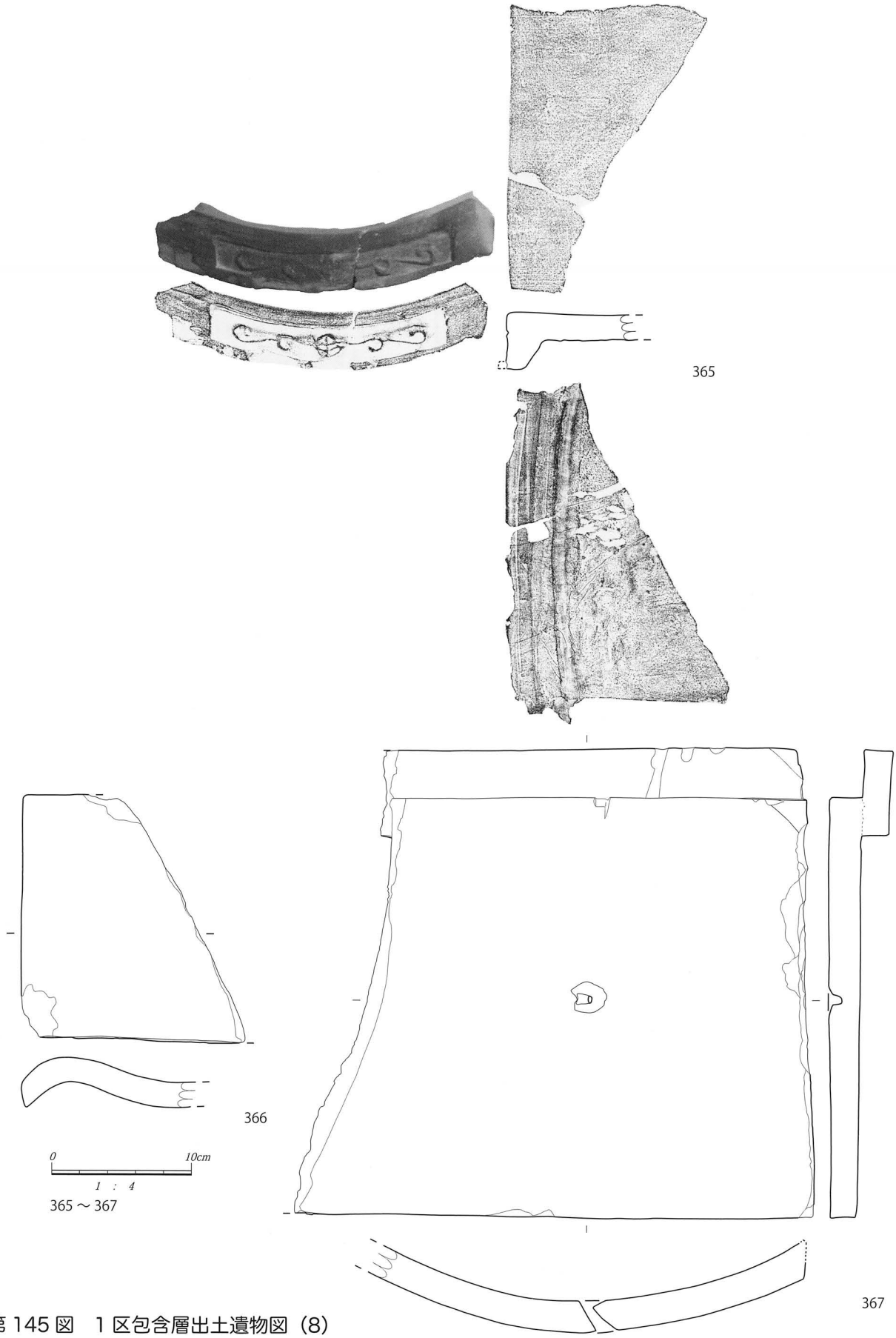

第 145 図　1 区包含層出土遺物図（8）

遺物番号	遺構	器種	全長	幅	厚み	頭部1	頭部2	重量	備考	実測番号
368	1区包含層	船釘	3.5		0.4	0.8	0.7	2.3		47
369	1区包含層	船釘	4.5		0.3			2.1		44
370	1区包含層	船釘	3.8		0.4	0.8	0.8	3.6		51
371	1区包含層	船釘	3.9		0.4	0.8	0.7	2.5		294
372	1区包含層	船釘	3.4		0.2	1.0	0.9	1.7		301
373	1区包含層	船釘	3.2		0.3	0.8	0.7	1.7		31
374	1区包含層	船釘	3.1		0.3	0.9	0.8	2.4		491
375	1区包含層	船釘	3.3		0.4	0.7	0.7	1.9		29
376	1区包含層	船釘	2.8		0.3	0.6	0.6	1.2		34
377	1区包含層	船釘	3.2		0.3	0.8	0.8	1.8		482
378	1区包含層	船釘	2.2		0.3	0.8	0.8	1.4		46
379	1区包含層	船釘	2.8		0.3	0.8	0.4	2.3		296
380	1区包含層	船釘	2.7		0.3	0.8	0.7	1.9		291
381	1区包含層	船釘	3.3		0.3	0.7	0.5	2.1		495
382	1区包含層	船釘	2.7		0.4	0.8	0.8	2.4		297
383	1区包含層	船釘	2.9		0.3	0.6	0.5	1.1		290
384	1区包含層	船釘	3.0		0.3	0.8	0.8	1.4		58
385	1区包含層	船釘	3.0		0.2	0.6	0.6	0.9		59
386	1区包含層	船釘	2.9		0.3	0.9	0.8	2.2		448
387	1区包含層	船釘	2.8		0.4	0.7	0.7	2.2		475
388	1区包含層	船釘	2.7		0.3	0.9	0.9	2.3		302
389	1区包含層	船釘	1.9		0.2	0.5	0.5	0.7		33
390	1区包含層	船釘	2.6		0.3	0.7	0.6	1.7		60
391	1区包含層	船釘	2.3		0.2	0.5	0.4	0.6		61
392	1区包含層	船釘	2.2		0.3	0.7	0.7	1.6		481
393	1区包含層	船釘	2.6		0.2	0.9	0.7	1.4		298
394	1区包含層	船釘	2.3		0.3	0.6	0.5	0.9		66
395	1区包含層	船釘	2.4		0.3	1.0	0.9	1.7		493
396	1区包含層	船釘	2.1		0.3	0.8	0.7	1.3		494
397	1区包含層	船釘	2.4		0.2	0.4	0.4	0.4		477
398	1区包含層	船釘	2.5		0.3	0.7	0.6	1.6		496
399	1区包含層	船釘	2.3		0.4	0.9	0.7	1.8		498
400	1区包含層	船釘	2.5		0.2	0.6	0.5	0.8		497
401	1区包含層	船釘	2.2		0.3	0.9	0.9	1.2		490
402	1区包含層	船釘	2.5		0.3	0.5	0.5	0.7		62
403	1区包含層	船釘	2.5		0.2	0.7	0.6	1.2		56
404	1区包含層	船釘	2.0		0.2	0.5	0.4	0.6		489
405	1区包含層	船釘	2.1		0.3	0.6	0.6	1.1		289
406	1区包含層	船釘	2.5		0.2	0.3	0.3	0.3		488
407	1区包含層	船釘	2.8		0.3	0.4	0.3	1.7		487
408	1区包含層	船釘	2.4		0.3	0.8	0.7	1.1		463
409	1区包含層	船釘	2.6		0.3	0.7	0.6	1.0		300
410	1区包含層	船釘	1.7		0.2	0.3	0.3	0.3		499
411	1区包含層	船釘	3.4		0.4	0.9	0.9	2.8		237
412	1区包含層	船釘	3.6		0.3	1.1	0.9	1.9		476
413	1区包含層	船釘	2.5		0.3	1.0	1.0	2.4		232
414	1区包含層	船釘			0.3	1.1	1.1	2.4		63
415	1区包含層	不明	2.7	0.6	0.6			5.4	船釘か？	235
416	1区包含層	船釘	3.1	0.4	0.4			1.7		295
417	1区包含層	船釘	5.2		0.4	0.8	0.5	2.9		483
418	1区包含層	船釘	5.3		0.4	0.5	0.4	3.5		479
419	1区包含層	船釘	4.4		0.3	0.7	0.4	4.1		480
420	1区包含層	船釘	6.6	0.6	0.7			11.7		320
421	1区包含層	船釘	5.9		1.3	1.5	1.2	20.8		308
422	1区包含層	船釘	4.9		1.2	1.5	1.0	21.2		311
423	1区包含層	船釘	4.2		0.3	0.4	0.3	1.5		30
424	1区包含層	船釘	3.6		0.3	0.3	0.2	1.6		236
425	1区包含層	船釘	7.1		0.4	0.5	0.4	3.2		233
427	1区包含層	船釘	(6.6)		0.3			(5.1)	頭部切断	32
428	1区包含層	船釘	4.6		0.4			5.4		234
429	1区包含層	鎹	(2.5)	0.7	0.2			1.8		299
430	1区包含層	船釘	6.9	1.7	0.9			39.1	木質付着	45
431	1区包含層	船釘	5.6	1.3	0.9			38.6		461
432	1区包含層	鏨？	5.2	1.4	1.2			59.5		68
433	1区包含層	船釘	4.5	1.3	0.9			29.6		447
434	1区包含層	鏨	9.7	1.2	1.0			108.7		450
435	1区包含層	船釘	5.9	0.8	0.6			23.5		42
436	1区包含層	不明	7.0	0.5	1.0			51.1		41
437	1区包含層	不明	5.8	0.5	0.6			19.5		67
438	1区包含層	鎹	10.4	0.4	0.9			41.1	足長　4.40	64
439	1区包含層	懸金具	(6.8)	3.3	0.9			28.2		484
440	1区包含層	鉤金具	6.3	0.3	0.3			8.5		446
441	1区包含層	縁金具		0.8	0.3			3.1		486
442	1区包含層	縁金具		0.8	0.3			3.5		455
443	1区包含層	座金	4.0	4.0	1.4			8.9	鍍金	459
444	1区包含層	取っ手	9.3		0.5			7.4		492
445	1区包含層	煙管	4.0	1.1	1.3			10.6		310
446	1区包含層	煙管	5.4	1.2	1.2	5.7				464
447	1区包含層	煙管	6.1	0.9	0.9	2.8				452
448	1区包含層	煙管	7.3	1.0	1.0	9.0	吸口径 0.70			485
449	1区包含層	板状飾板	4.8	5.2	0.0	7.0				43
450	1区包含層	不明	3.0	3.3		8.8				21
451	1区包含層	飾金具	6.1	7.4	0.0	3.4				456
452	1区包含層	不明	4.7	3.6	0.0	6.1				457
453	1区包含層	飾金具	5.8	1.7	0.1	4.0				478
460	1区包含層	船釘	(7.6)		0.4	7.0				460

第 50 表　1 区包含層出土金属製品観察表

察される。476 は陶磁器の碗である。外面は丸と横線で、内面は無文で構成されている。477 は陶器の皿である。外面は無文で、見込みは丸に「寿」で構成されている。内外面共に貫入が観察される。478 は陶器の皿である。見込みには重ね焼きの痕跡が残る。削り出し高台で、畳付の幅は 2 ～ 4㎜と一定ではない。479 は磁器の猪口である。外面は横線と水（？）もしくは波（？）で、内面は梅花で、見込みは吉祥字（「貴？」もしくは「春？」）で構成されている。480 は肥前系磁器の皿である。外面は菊花と草で、内面は無文で構成されている。見込み部に 2 箇所の熔着痕が観察される。481 は磁器の皿である。形打ち整形。482 は陶器の皿である。唐津系。見込みと高台に 4 方向の砂目痕が残る。483 は陶器の皿である。484 は磁器の皿である。外面は横線と破線で、内面は横線と破線で構成されている。485 は陶器の蓋である。外面は十字花で構成されている。486 は漆器の蓋である。黒漆が塗布されている。487 は陶器の擂り鉢である。備前。擂り目は 3 条／㎝である。488 は陶器の擂り鉢である。備前。擂り目は 8 条／ 2.5㎝である。489 は焼き締め陶器の管状土錘である。490 は土錘である。

491 ～ 499 は船釘である。500 は鎹である。501 は用途不明の工具である。皿部に半球状のくぼみが伴う。502，504 は不明鉄製品である。503 は飾板である。505 は火箸である。

507 は鉄鏃形の雛形である。508 は舟形木製品である。509 は部材で、下面には歯車状の刻目が施されている。510 は飾板である。511 は部材である。512 ～ 514 は同一個体で槽状の刳り抜き形の桶である。515 は船部材もしくは矢板である。516 は部材である。

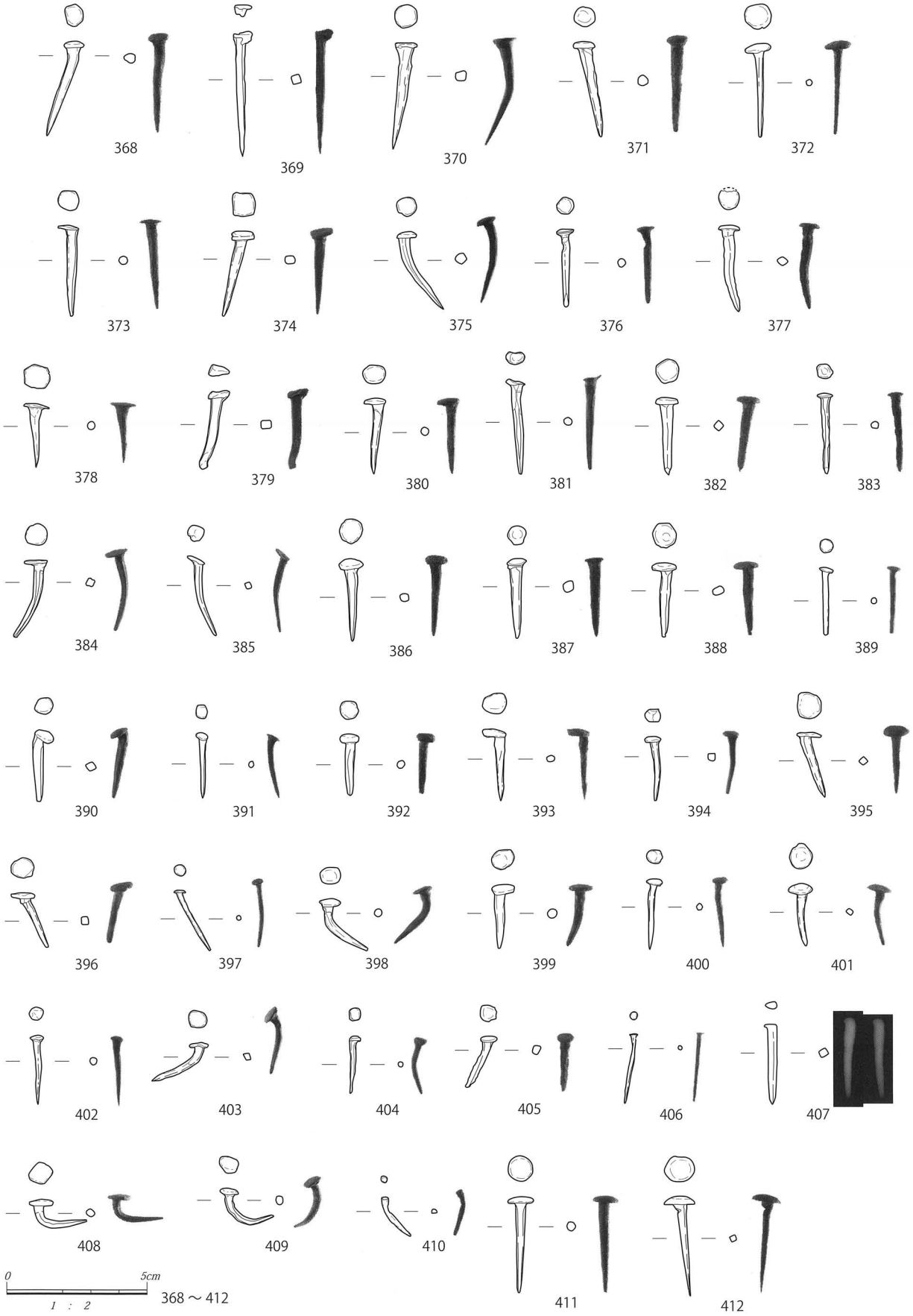

第146図　1区包含層出土遺物図（9）

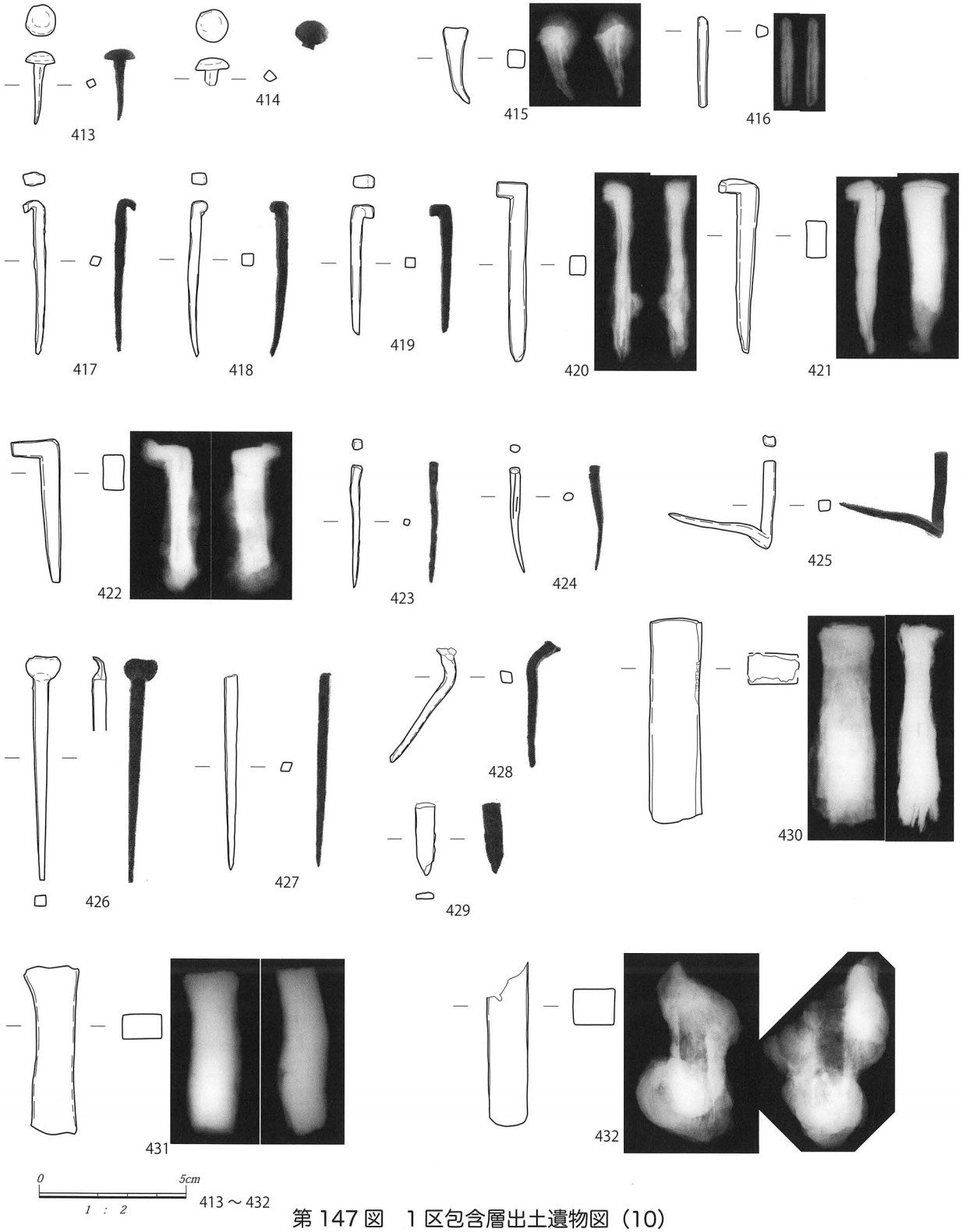

第147図　1区包含層出土遺物図（10）

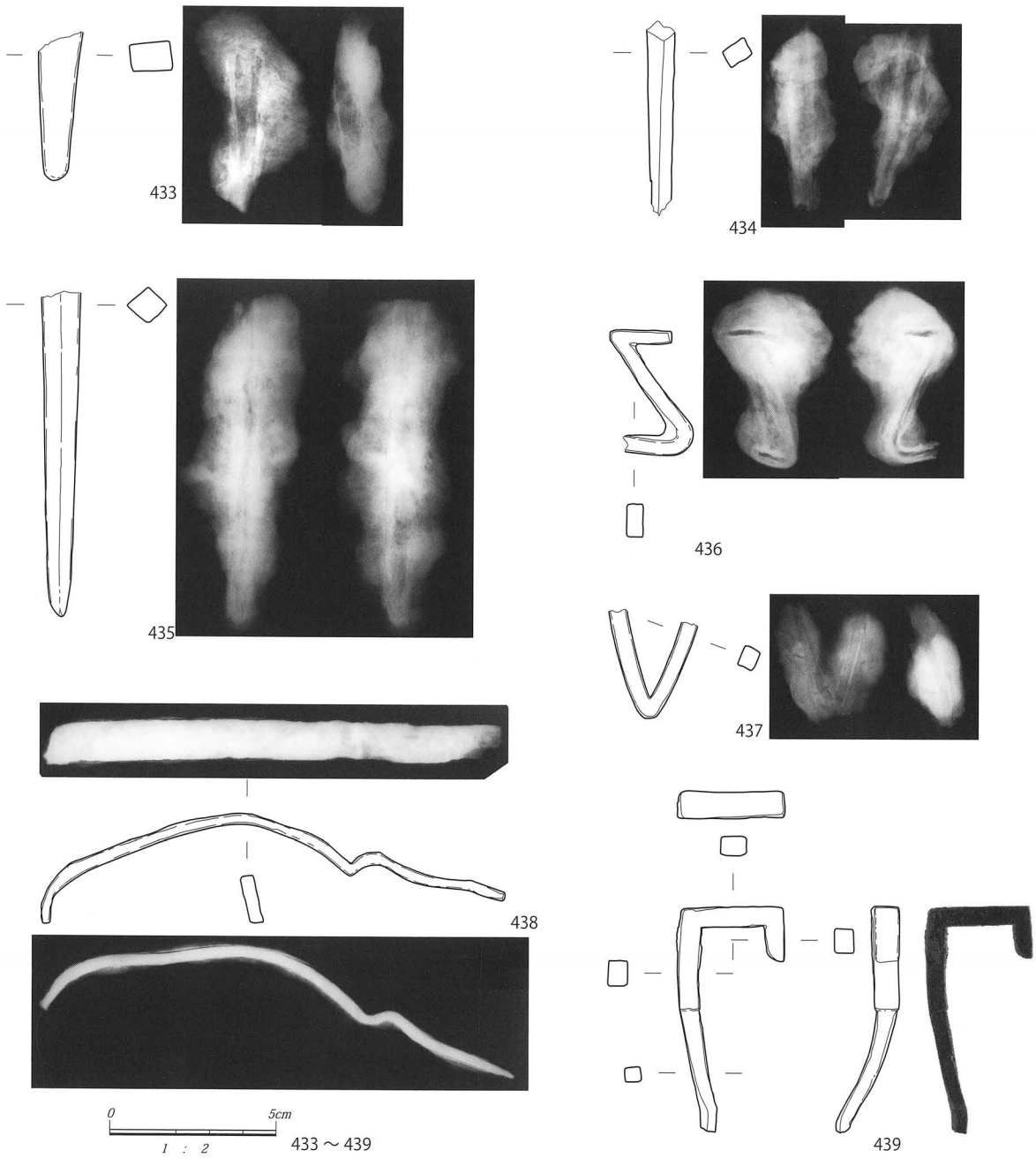

第 148 図　1 区包含層出土遺物図（11）

3 区包含層出土遺物（第 155 図）

517 は陶器の皿である。518 は陶器の碗である。肥前系か。削り出し高台の畳付のみ露胎である。519 は陶器の皿である。見込みと高台に 3 方向の砂目が残る。520 は磁器の皿である。唐津系。521 は陶器の鉢である。外面は日足で、内面は無文で構成されている。522 は陶器の擂り鉢である。擂り目は 10 条／ 2㎝である。堺。内面は摩滅が激しい。523 は陶器の甕である。備前。524 は陶器の擂り鉢である。擂り目は 5 条／㎝である。堺か。525 は碁石である、両面とも丁寧な研磨が施されている。526 は土錘である。

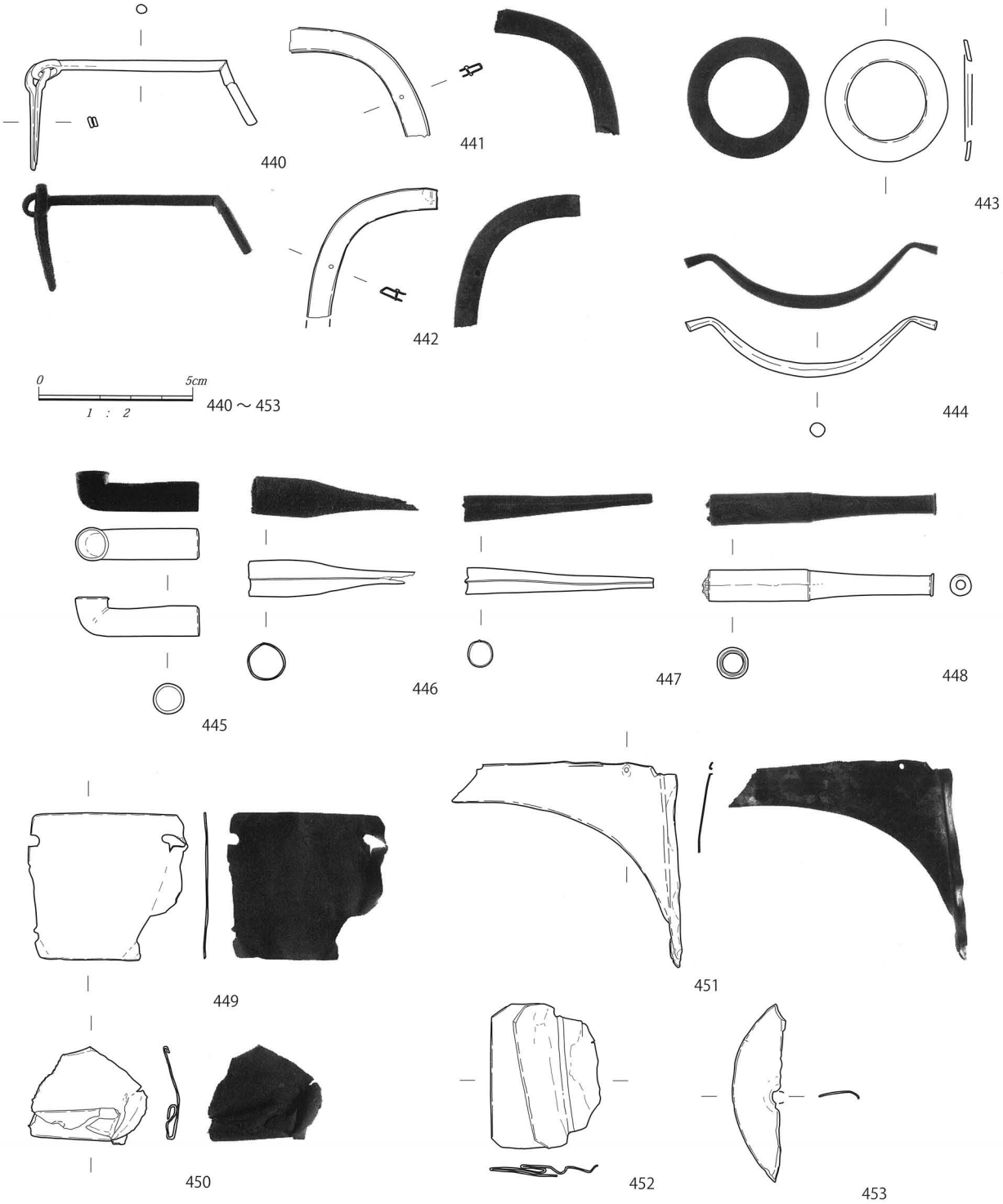

第149図　1区包含層出土遺物図（12）

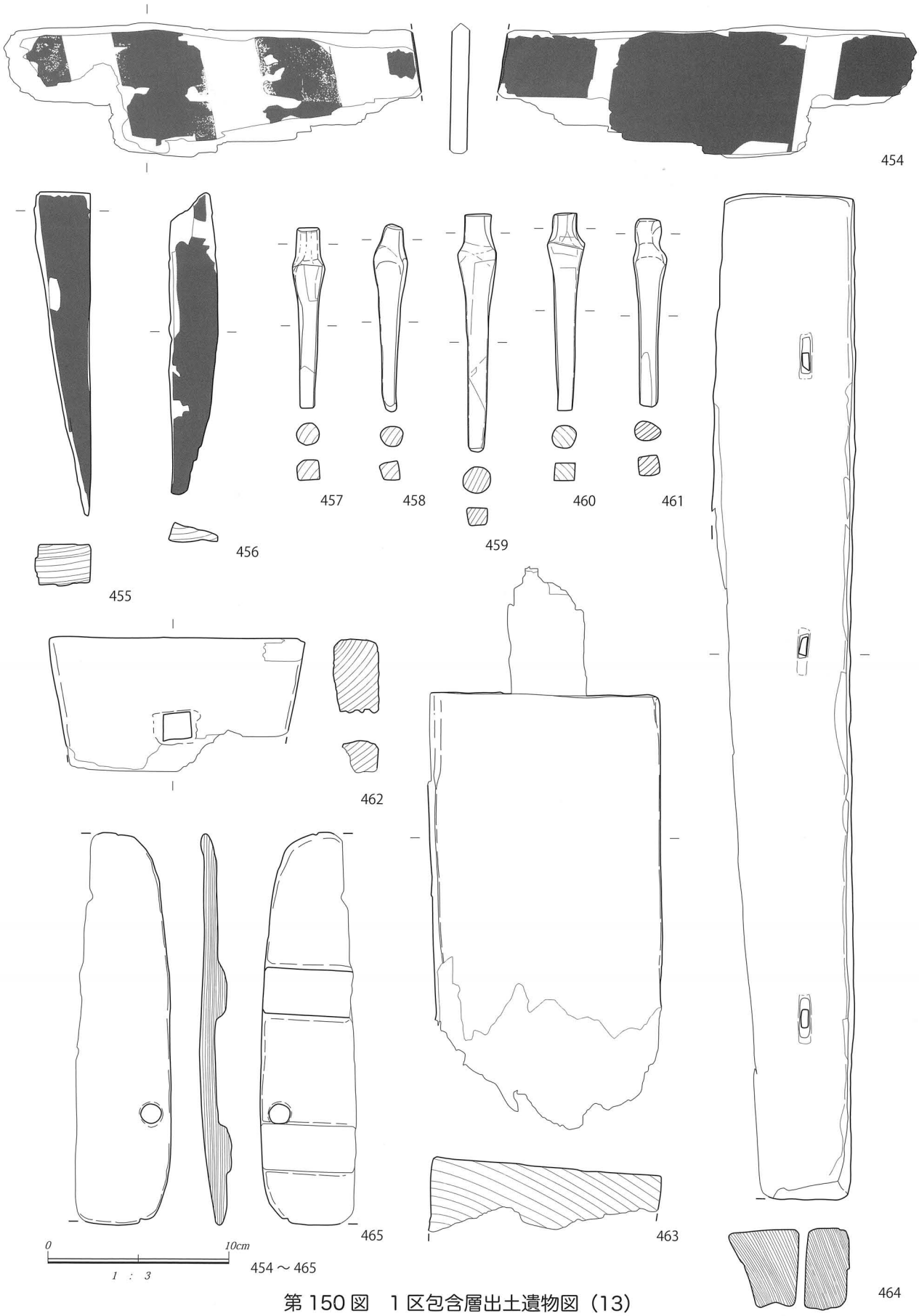

第 150 図　1 区包含層出土遺物図（13）

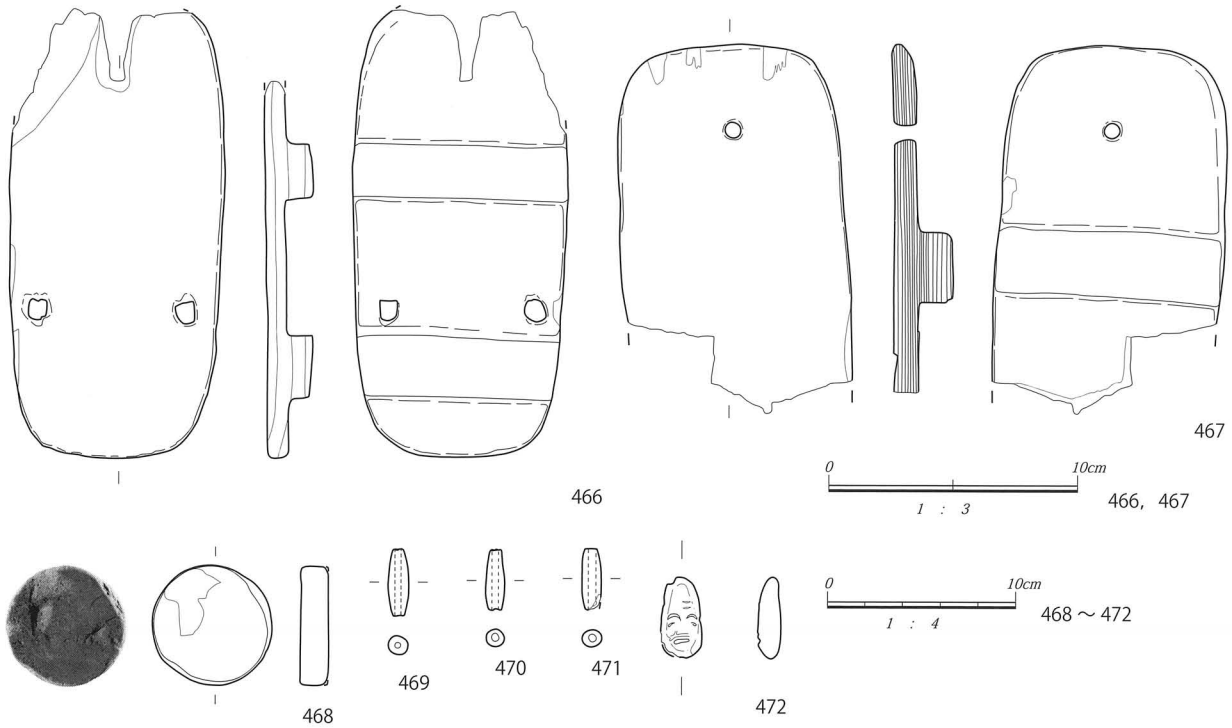

第 151 図　1 区包含層出土遺物図（14）

遺物番号	遺構	器種	長さ	幅	厚み	備考	実測番号
454	1 区包含層	船部材	7.2	22.9	1.0	赤漆・金粉	597
455	1 区包含層	船部材	17.7	3.0	2.3	赤漆	614
456	1 区包含層	船部材	16.6	2.6	1.1	赤漆	617
457	1 区包含層	船釘	9.8	1.8	1.1	円柱部厚 1.20	604
458	1 区包含層	船釘	10.3	1.9	1.0	円柱部厚 1.10	609
459	1 区包含層	船釘	13.0	2.1	1.0	円柱部厚 1.50	607
460	1 区包含層	船釘	10.8	2.0	0.9	円柱部厚 1.30	608
461	1 区包含層	船釘	10.3	1.8	1.1	円柱部厚 1.10	598
462	1 区包含層	船部材	14.0	7.3	2.5		613
463	1 区包含層	船部材	30.8	12.7	4.1		575
464	1 区包含層	船部材	53.5	6.6	4.5		578
465	1 区包含層	下駄	21.5	5.1	1.5		611
466	1 区包含層	下駄	17.6	8.6	1.9		610
467	1 区包含層	下駄	14.6	9.1	2.4		612

第 51 表　1 区包含層出土木製品観察表

ＰＬ．170　1 区包含層内船部材出土状況

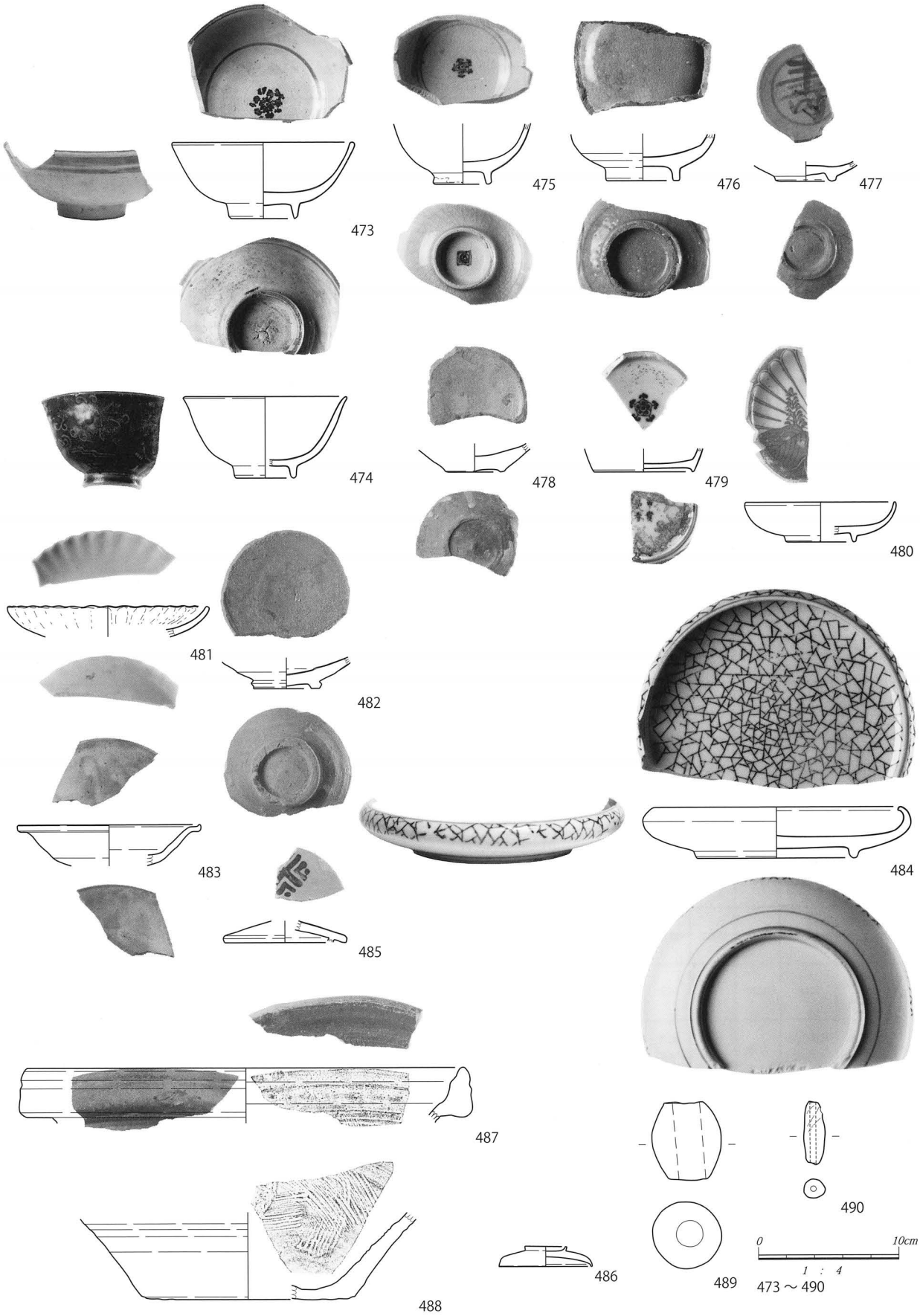

第152図　2区包含層出土遺物図（1）

遺物番号	遺構	材質	器種	口径	器高	最大径	底径	胎土色		絵付・釉薬	外面文様	内面文様	印・銘等	製作地	備考	実測番号
473	2区包含層	磁器	碗	(12.8)	(5.4)		(4.6)	内： 外： 断：	10YR8/1 灰白 10YR8/1 灰白 10YR8/2 灰白	絵付け、施釉	横線	横線＋花				166
474	2区包含層	磁器	碗	(11.4)	(5.8)		(4.1)	内： 外： 断：	2.5YR2/4 極暗赤褐 2.5YR2/4 極暗赤褐 5Y8/1 灰白	絵付け、施釉	牡丹＋獅子＋雷文					168
475	2区包含層	磁器	碗		(4.3)		4.1	内： 外： 断：	2.5GY8/1 灰白 5GY7/1 明オリーブ灰 7.5Y8/1 灰白	絵付・施釉		見込み：圏線2条 五弁花文 梅花（コンニャク印判）	高台内「渦福」		内外面貫入あり	395
476	2区包含層	陶器	碗				(5.3)	内： 外： 断：	7.5Y6/1 灰 7.5Y6/1 灰 N7/0 灰白	絵付け、施釉	丸＋横線					108
477	2区包含層	陶器	皿		(1.4)		(4.2)	内： 外： 断：	5Y8/1 灰白 5Y8/1 灰白 10YR8/2 灰白	絵付・施釉		丸＋寿			内外面貫入あり	397
478	2区包含層	陶器	皿		(2.0)		4.3	内： 外： 断：	7.5Y7/1 灰白 7.5Y7/1 灰白 7.5Y7/4 にぶい橙	施釉					重ね焼きの痕跡あり	398
479	2区包含層	磁器	猪口				(7.0)	内： 外： 断：	5GY8/1 灰白 5GY8/1 灰白 N8/0 白	絵付け、施釉	横線＋波？	梅花	吉祥字 貴？春？			164
480	2区包含層	磁器	皿	(10.6)	2.8		4.9	内： 外： 断：	16 g B,1 s ,8.5 青み白 16 g B,1 s ,8.5 青み白 N8/0 灰白	絵付・施釉	菊花＋草			肥前	見込み部分に3㎜程度の無釉箇所あり、溶着痕か	413
481	2区包含層	磁器	皿	(14.4)	(2.2)			内： 外： 断：	10Y8/1 灰白 10Y8/1 灰白 白	施釉						416
482	2区包含層	陶器	皿		(2.2)		4.6	内： 外： 断：	5Y6/1 灰 2.5Y7/2 灰黄 2.5Y7/3 浅黄	施釉				唐津	内外面4方向砂目	403
483	2区包含層	陶器	皿？	(12.9)	(2.9)			内： 外： 断：	2.5Y8/2 灰白 2.5Y8/2 灰白 5YR6/6 橙	施釉						396
484	2区包含層	磁器	皿	(17.3)	3.6	19.0	11.2	内： 外： 断：	N7/0 灰白 N7/0 灰白 N8/0 灰白	施釉	横線＋破紋	横線＋破紋			撹乱による混入か	165
485	2区包含層	陶器	蓋	(8.6)		(8.8)		内： 外： 断：	2.5Y8/2 灰白 2.5Y8/3 淡黄 2.5Y8/2 灰白		十字花					399
486	2区包含層	漆器	蓋	13.3	2.9		つまみ径 (6.0)	内： 外： 断：	黒							303
487	2区包含層	陶器	擂鉢	(31.0)	(3.9)			内： 外： 断：	2.5YR4/3 にぶい赤褐 5Y5/1 灰 7.5YR5/3 にぶい褐		轆轤ナデ	擂り目（3本/cm）		備前		402
488	2区包含層	陶器	擂鉢		(6.2)	(18.9)	(10.0)	内： 外： 断：	7.5R4/2 灰赤 10R4/2 灰赤 N6/0 灰		轆轤ナデ	擂り目（8本/2.5cm）		備前		401
489	2区包含層	陶質（焼き締め）	土錘	孔径 1.9	全長 5.6	幅 4.9	厚さ 4.8	内： 外： 断：	7.5R4/3 にぶい赤褐		ナデ					393
490	2区包含層	土師質	土錘	孔径 0.4	全長 4.5	幅 1.5	厚さ 1.3	内： 外： 断：	5YR5/2 灰褐 7.5YR7/4 にぶい橙		ユビナデ					400

第52表　2区包含層出土陶磁器類観察表

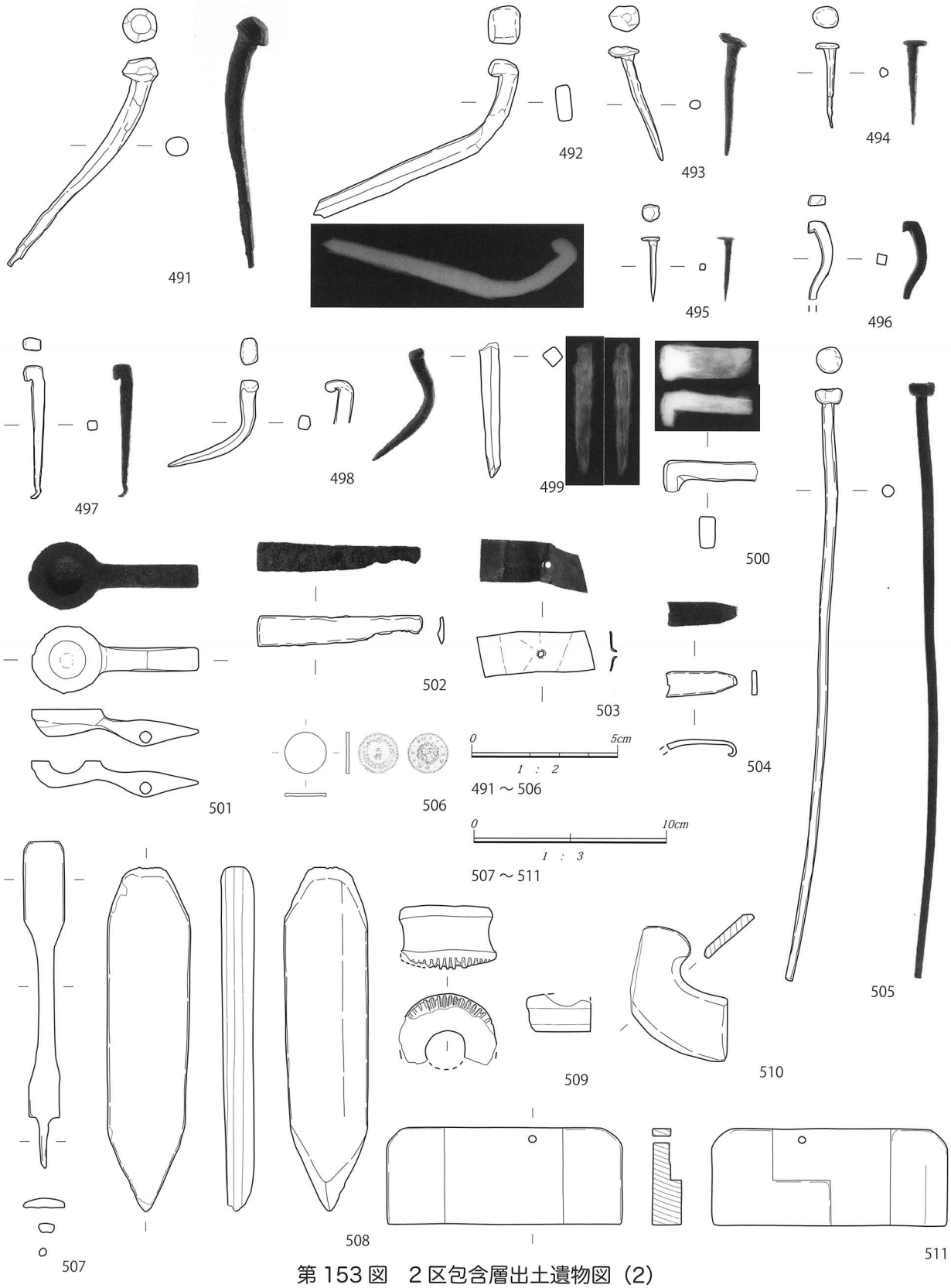

第 153 図　2 区包含層出土遺物図（2）

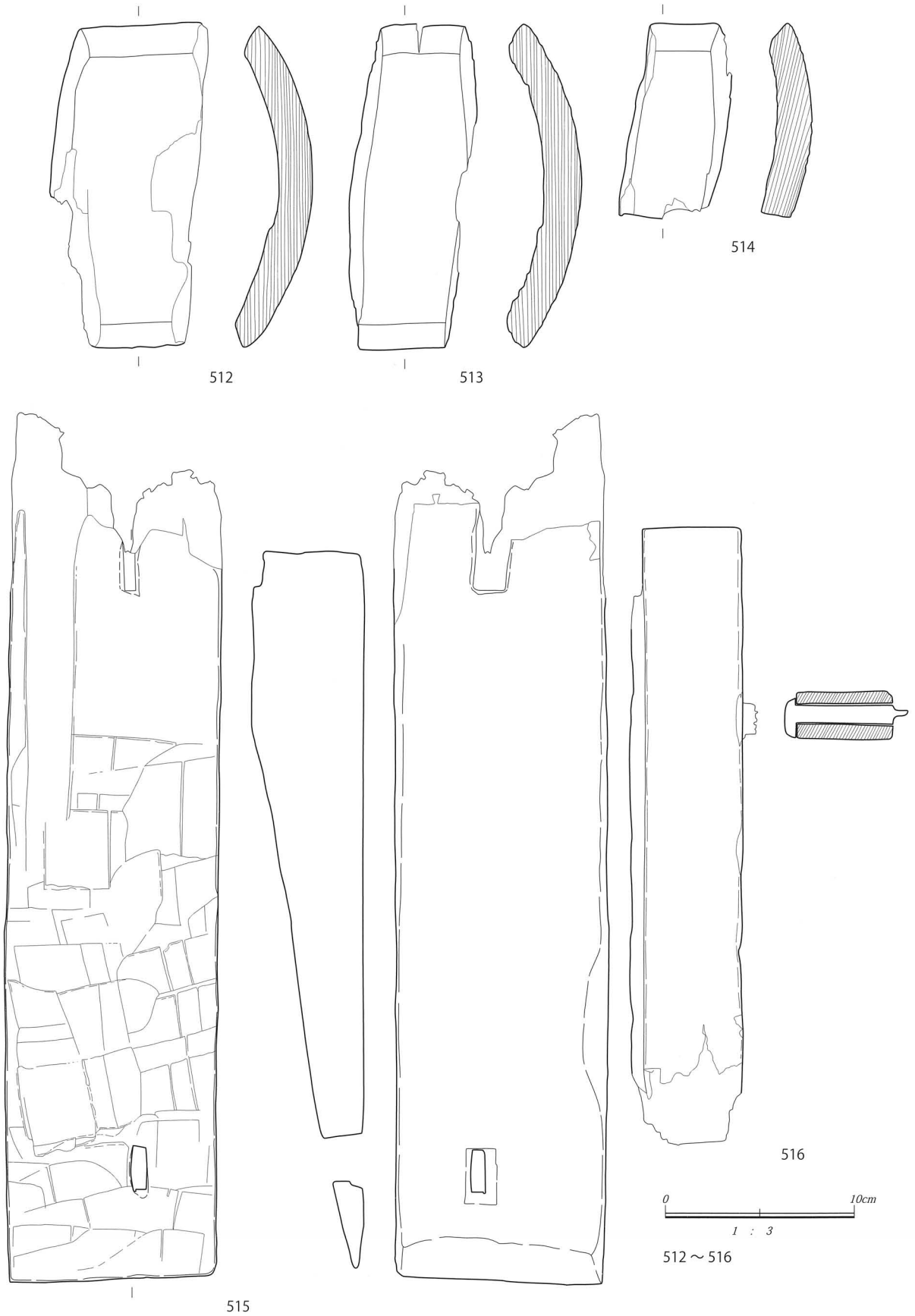

第 154 図　2 区包含層出土遺物図（3）

遺物番号	遺構	器種	全長	幅	厚み	頭部1	頭部2	重量	備考	実測番号
491	2区包含層	船釘	9.0		0.7	1.2	1.2	18.4		469
492	2区包含層	船釘	9.1		1.3	1.3	1.1	23.8		140
493	2区包含層	船釘	4.1		0.3	1.1	0.9	3.4		472
494	2区包含層	船釘	2.9		0.3	0.9	0.7	1.8		184
495	2区包含層	船釘	2.2		0.2	0.6	0.6	0.6		180
496	2区包含層	船釘	2.9		0.4	0.6	0.4	2.4		467
497	2区包含層	船釘	4.6		0.4	0.6	0.5	3.9		90
498	2区包含層	船釘	4.7		0.5	0.9	0.6	5.6		109
499	2区包含層	船釘	4.6	0.6	0.7			2.9		182
500	2区包含層	鋲	3.7	0.6	1.1			6.8		167
501	2区包含層	不明	5.7	2.3	1.3			33.5	窪み深さ 0.45	87
502	2区包含層	不明	1.0	5.6	0.2			4.4		468
503	2区包含層	板状飾板	1.4	3.8	0.0			1.1	鋲穴伴う	111
504	2区包含層	飾金具？	0.9	2.4	0.2			2.5	先端部が曲がる	169
505	2区包含層	火箸	20.3		0.4	0.9	0.9	17.4		465
506	2区包含層	二銭	3.2	3.2	0.2			13.1	二銭	89

第 53 表　2 区包含層出土金属製品観察表

遺物番号	遺構	器種	長さ	幅	厚み	備考	実測番号
507	2区包含層	工具？	16.8	2.1	0.5	竹製、箆状工具	567
508	2区包含層	舟形木製品	17.7	4.2	1.7		620
509	2区包含層	歯車	3.1	5.0	3.3		568
510	2区包含層	船部材	7.0	5.0	0.5	黒漆	618
511	2区包含層	部材	5.0	12.0	1.5		569
512	2区包含層	槽	15.9	7.5	2.0	571-1/3	571
513	2区包含層	槽	17.0	6.0	2.0	571-2/3	571
514	2区包含層	槽	10.3	5.0	1.9	571-3/3	571
515	2区包含層	船部材	45.3	11.2	5.9		574
516	2区包含層	船部材	32.4	6.6	2.5	組木	573

第 54 表　2 区包含層出土木製品観察表

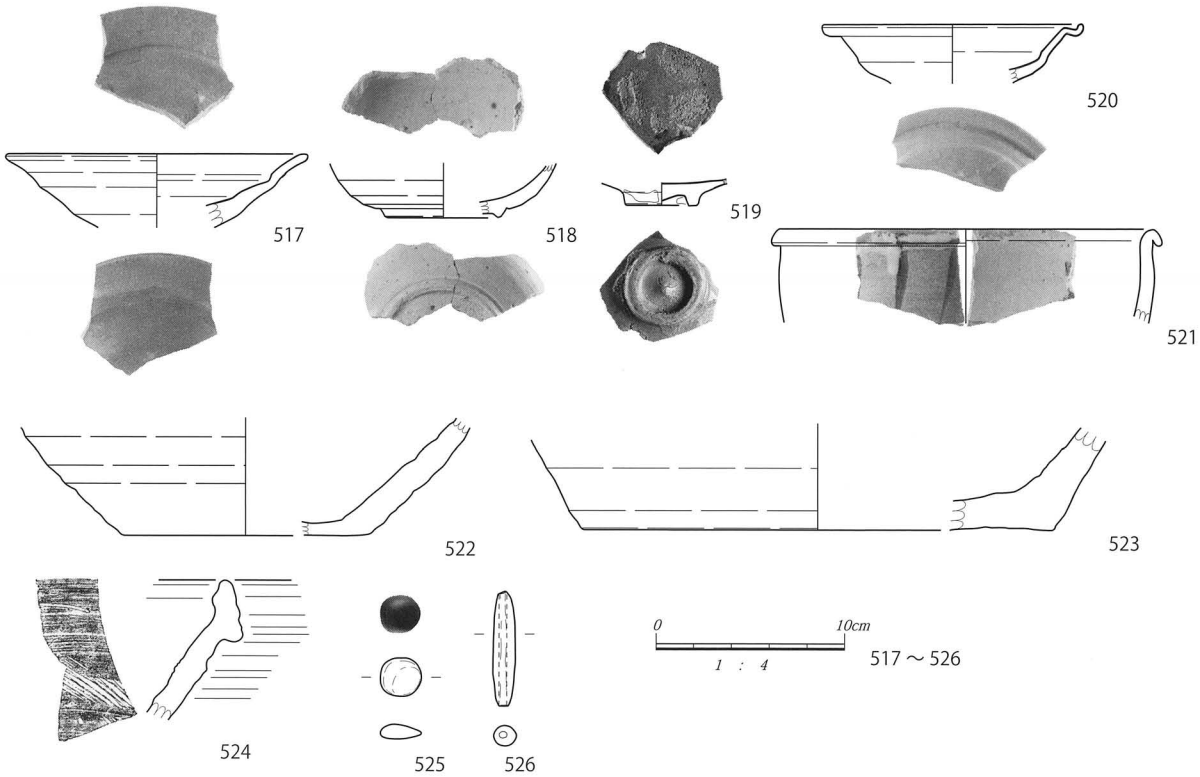

第 155 図　3 区包含層出土遺物図

遺物番号	遺構	材質	器種	口径	器高	最大径	底径	胎土色	絵付・釉薬	外面文様	内面文様	印・銘等	製作地	備考	実測番号
517	3区包含層	陶器	鉢？	(15.8)	(3.9)			内：2.5Y6/3 にぶい黄 外：5YR4/6 赤褐 断：10YR7/3 にぶい黄橙	施釉						410
518	3区包含層	陶器	碗		(2.9)		(6.2)	内：7.5Y8/1 灰白 外：7.5Y8/1 灰白 断：N8/0 灰白	施釉				肥前系？	貫入あり	408
519	3区包含層	陶器	皿				3.8	内：2.5Y7/3 浅黄 外：2.5Y7/3 浅黄 断：2.5Y8/2 灰白	施釉					内外面3方向砂目	110
520	3区包含層	磁器	皿	(13.6)	(3.1)	(13.9)		内：10Y7/1 灰白 外：10Y7/1 灰白 断：7.5Y7/1 灰白	施釉				唐津		405
521	3区包含層	陶器	鉢	(19.8)	(5.0)			内：2.5Y8/2 灰白 外：2.5Y8/1 灰白 断：5YR6/3 にぶい橙	絵付・施釉	日足					407
522	3区包含層	陶器	擂鉢		(6.2)	(23.8)	(13.2)	内：10R5/5 赤褐 外：10R5/6 赤 断：10R4/2 灰赤		轆轤ナデ	擂目（10本/2cm）		堺	内面摩滅著しい	409
523	3区包含層	陶器	甕		(5.4)	(30.2)	(24.6)	内：2.5YR4/2 灰赤 外：10R4/1 暗赤灰 断：N3/0 暗灰					備前		131
524	3区包含層	陶器	擂鉢					内：10R4/3 赤褐 外：10R5/6 赤 断：10R4/2 灰赤		轆轤ナデ	擂目（5本/1cm）				411
526	3区包含層	土師質	土錘	孔径 0.4	全長 6.1	幅 1.2	厚さ 1.1	内： 外：10YR7/2 にぶい黄橙 断：							160

第55表　3区包含層出土陶磁器類観察表

遺物番号	遺構	器種	全長	幅	厚み	重量	備考	実測番号
525	3区包含層	碁石	2.00	2.20	0.80	5.00	黒　頁岩	116

第56表　3区包含層出土石製品観察表

Ⅳ　自然化学分析

1　徳島城下町安宅船置き所跡出土木質遺物の樹種

中原計（徳島大学埋蔵文化財調査室）

1. 試料内容

今回樹種同定を行った試料は、徳島城下町阿宅船置き所跡出土の木質遺物 34 点である。阿宅船置き所は江戸時代の徳島藩水軍の基地であり、元々は常三島南東端に置かれていたが、17 世紀半ばごろに今回の調査地点である福島東部に移転した（根津 2005）。分析試料は、船の引き上げ施設の基礎部分に当たると考えられている 1 号板敷き遺構の部材である。試料の内訳は、先端を杭状に加工した丸太材が 6 点、板状の部材が 28 点である。なお、板状の部材には船材を転用したものも含まれている。

2. 同定方法

剃刀（フェザー S 青函両刃、青函片刃）を用いて、木口面（横断面）・柾目面（放射断面）・板目面（接線断面）の 3 断面の切片を徒手により作成し、ガムクロラール（抱水クロラール、アラビアゴム粉末、グリセリン、蒸留水の混合液）で封入し、プレパラートを作成した。作成したプレパラートを光学顕微鏡（ニコン ECLIPSE-E200）で観察し、同定した。

3. 同定結果

樹種同定結果は、後掲の表 1 に示す。同定できた樹種は針葉樹 2 種、広葉樹 1 種である。以下に各種の解剖学的特徴を記す。

針葉樹

モミ属　Abies　マツ科

垂直・水平のいずれの樹脂道をももたない針葉樹材。早材から晩材への移行は比較的緩やかである。仮道管は肥厚が著しく、接線方向に小さく、年輪界は明瞭である。放射柔細胞の壁は厚く、じゅず状末端壁を有する。分野壁孔はスギ型で、1 分野に 1 ～ 4 個存在する。放射組織は単列で、細胞高は比較的高い。

ニヨウマツ類（マツ属複維管束亜属）Pinus subgen.Diploxylon　マツ科

垂直・水平樹脂道をもつ針葉樹材。早材から晩材への移行は急で、晩材幅は広い。放射組織は放射柔細胞と放射仮道管からなり、放射仮道管の内壁は鋸歯状に突出している。分野壁孔は窓状である。放射組織は単列で、1 ～ 15 細胞高である。水平樹脂道を含んだ紡錘形放射組織がみられる。

広葉樹

クスノキ　Cinnamomum camphora Presl　クスノキ科

散孔材。道管の直径は大きく、単独ないし 2 ～ 4 個が主に放射方向ないし不規則に複合して平等に分布する。道管は普通単穿孔を有し、内腔にはチロースがみられる。道管内壁にはらせん肥厚がみられる。油細胞がさや状に道管を囲む。道管放射組織間壁孔は大型のレンズ状、長楕円状、ふるい状となる。軸方向柔細胞ならびに放射柔細胞の一部は油細胞となって大きく膨らむ。放射組織は異性Ⅲ型、幅は 1、2 列で高さは 0.5mm 以下である。

P L．171　SJ1001 出土試料 501

P L．172　SJ1001 出土試料 502

P L．173　SJ1001 出土試料 503

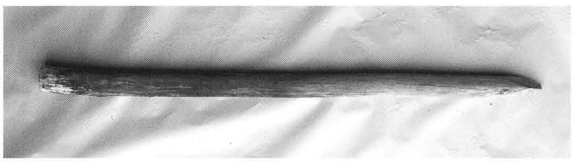

P L．174　SJ1001 出土試料 504

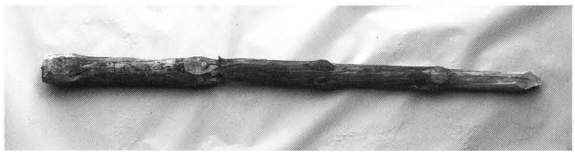

P L．175　SJ1001 出土試料 506

P L．176　SJ1001 出土試料 507

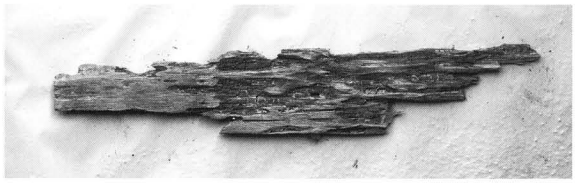

P L．177　SJ1001 出土試料 508

P L．178　SJ1001 出土試料 509

P L．179　SJ1001 出土試料 511

P L．180　SJ1001 出土試料 512

P L．181　SJ1001 出土試料 513

P L．182　SJ1001 出土試料 514

P L．183　SJ1001 出土試料 515

P L．184　SJ1001 出土試料 516

P L．185　SJ1001 出土試料 517

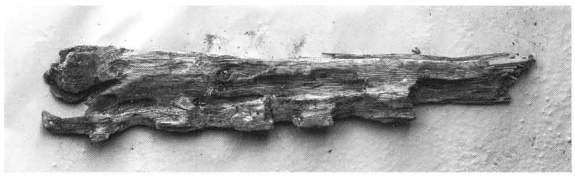

P L．186　SJ1001 出土試料 518

P L．187　SJ1001 出土試料 519

P L．188　SJ1001 出土試料 520

P L．189　SJ1001 出土試料 521

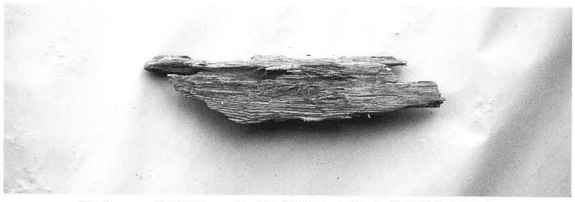

P L．190　SJ1001 出土試料 521

P L．191　SJ1001 出土試料 522

P L．192　SJ1001 出土試料 523

P L．193　SJ1001 出土試料 524

P L．194　SJ1001 出土試料 525

P L．195　SJ1001 出土試料 527

P L．196　SJ1001 出土試料 529

P L．197　SJ1001 出土試料 530

P L．198　SJ1001 出土試料 531

P L．199　SJ1001 出土試料 532

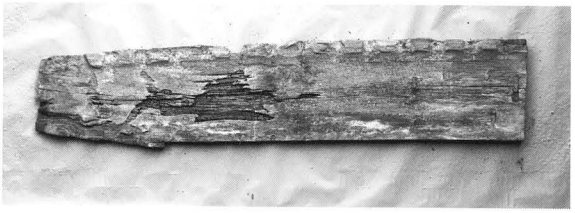

P L．200　SJ1001 出土試料 532

4. 阿宅船置き所跡出土木質遺物における木材利用

先端が杭状に加工された丸太材は、すべてニヨウマツ類が利用されていた。中世以降、全国的に杭材にはニヨウマツ類が主に用いられる傾向にある。徳島県においてもその傾向はみとめられる。今回分析を行ったものは、6点とも直径15㎝程度で長さがmとかなり大型のものであるが、傾向どおりの樹種選択であるといえる。板状の部材はほとんどがモミ属であるが、2点のみクスノキが含まれている。これらの板材は、落釘用のダメ孔の存在など形態的特徴により船材からの転用が推定されている。モミ属、クスノキともに縄文時代から船材としての利用が確認されている木材であり、特にクスノキは日本書紀にも船材にするのがよいという記述がある。そのため、材質の面からも船材転用の可能性があることは指摘できる。

以上、阿宅船置き所跡出土木材の利用樹種について同定を行い、その傾向について述べた。徳島城下町においては、漆器椀についての樹種同定結果の蓄積は行われつつあるが、構築物部材の樹種が明らかにされた事例は今回がはじめてである。そのため、今後は当該期の徳島における木材利用について明らかにするために、様々な木質遺物について分析成果の蓄積を行っていくことが望まれる。

参考文献

島地謙・伊東隆夫 1982『図説木材組織』地球社

島地謙・伊東隆夫（編）1988『日本の遺跡出土木製品総覧』雄山閣出版

根津寿夫 2005「阿宅の移転について」『常三島遺跡 1 － 工学部電気電子棟地点 － 』国立大学法人徳島大学埋蔵文化財調査室

PL．201　SJ1001 出土試料 533

PL．202　SJ1001 出土試料 534

試料番号	器種	法量	樹種
501	杭材		ニヨウマツ
502	杭材		ニヨウマツ
503	杭材		ニヨウマツ
504	杭材		ニヨウマツ
505	杭材		ニヨウマツ
506	杭材		ニヨウマツ
507	板材		モミ属
508	板材		モミ属
509	板材		モミ属
510	板材		モミ属
511	板材		クスノキ
512	板材		クスノキ
513	板材		モミ属
514	板材		モミ属
515	板材		モミ属
516	板材		モミ属
517	板材		モミ属
518	板材		モミ属
519	板材		モミ属
520	板材		モミ属
521	板材		モミ属
522	板材		モミ属
523	板材		モミ属
524	板材		モミ属
525	板材		モミ属
526	板材		モミ属
527	板材		モミ属
528	板材		モミ属
529	板材		モミ属
530	板材		モミ属
531	板材		モミ属
532	板材		モミ属
533	板材		モミ属
534	板材		モミ属

第 57 表　木質遺物分析一覧表

501：ニヨウマツ類

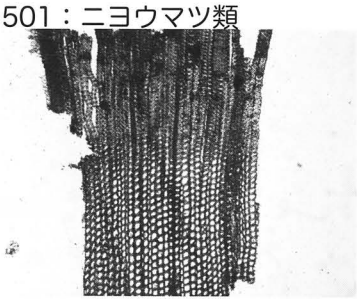

木口面（×40）

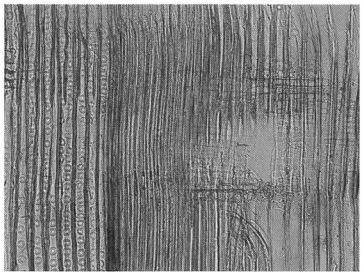

柾目面（×100）

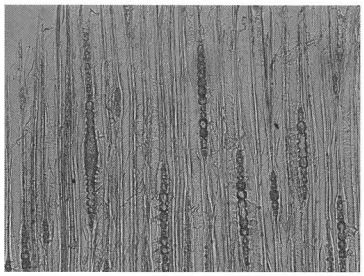

板目面（×100）

502：ニヨウマツ類

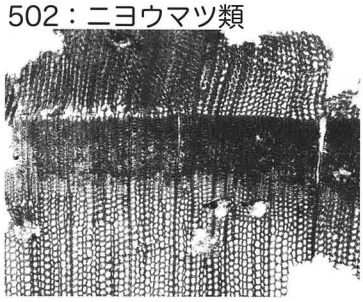

木口面（×40）

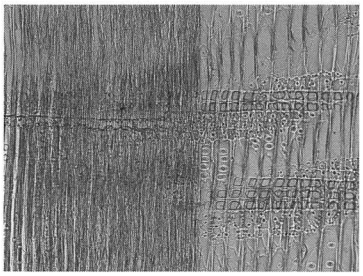

柾目面（×100）

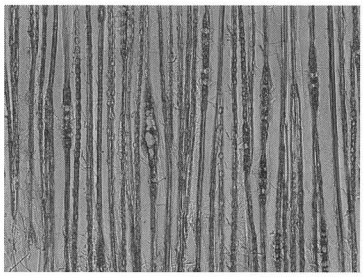

板目面（×100）

503：ニヨウマツ類

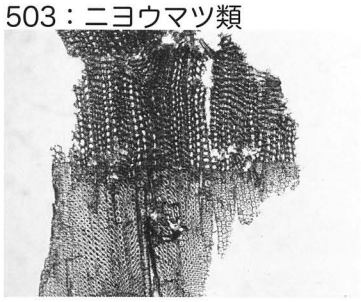

木口面（×40）

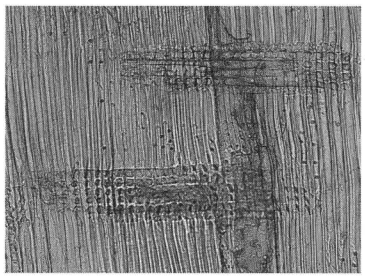

柾目面（×100）

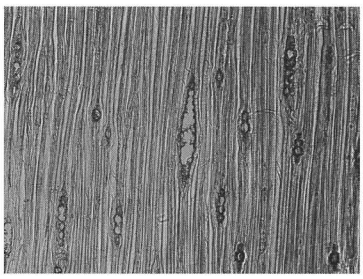

板目面（×100）

504：ニヨウマツ類

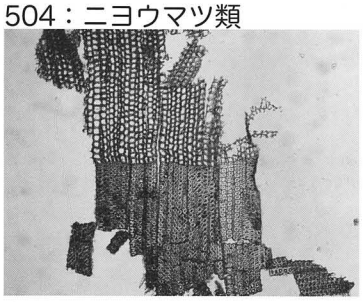

木口面（×40）

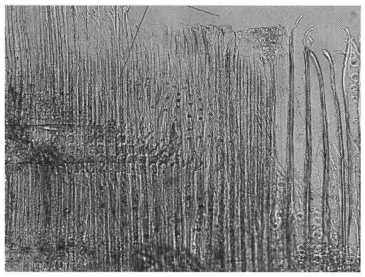

柾目面（×100）

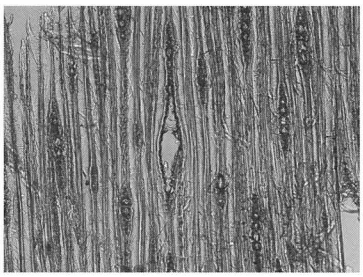

板目面（×100）

505：ニヨウマツ類

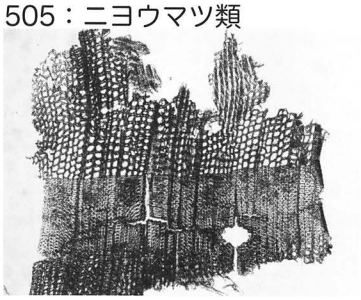

木口面（×40）

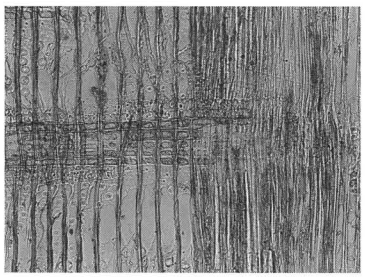

柾目面（×100）

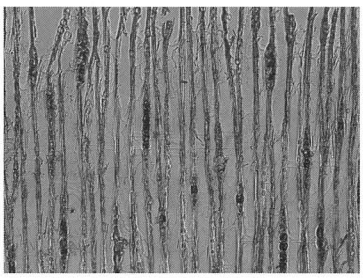

板目面（×100）

506：ニヨウマツ類

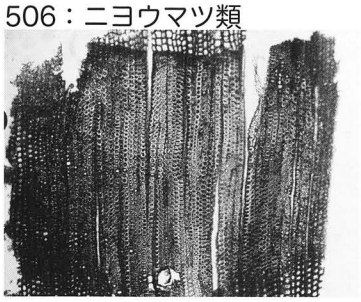

木口面（×40）

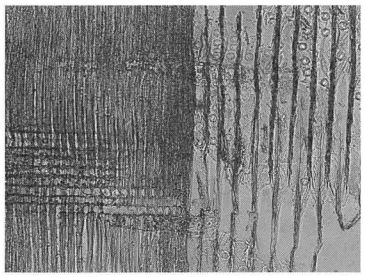

柾目面（×100）

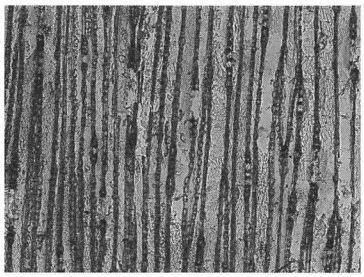

板目面（×100）

507：モミ属

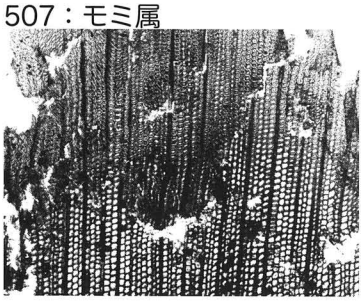

木口面（×40）

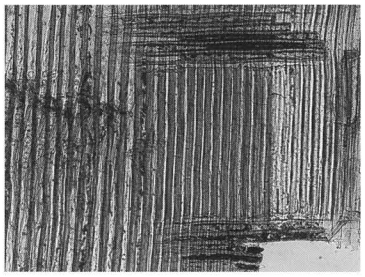

柾目面（×100）

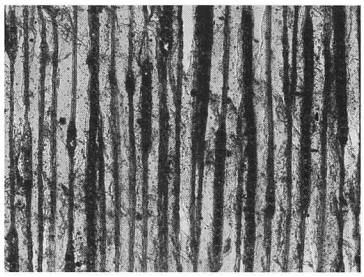

板目面（×100）

508：モミ属

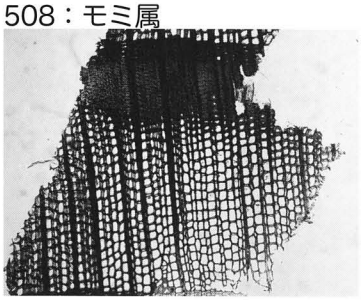

木口面（×40）

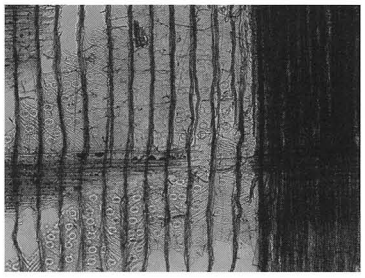

柾目面（×100）

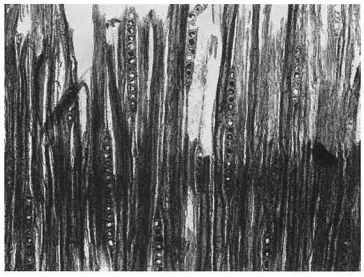

板目面（×100）

509：モミ属

木口面（×40）

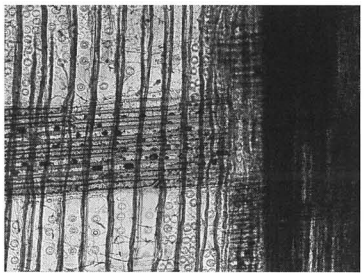

柾目面（×100）

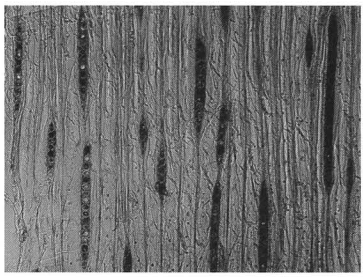

板目面（×100）

510：モミ属

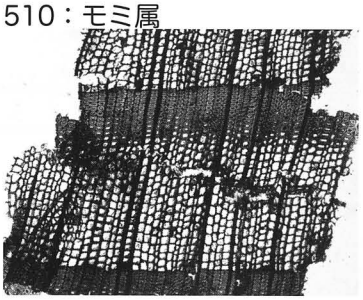

木口面（×40）

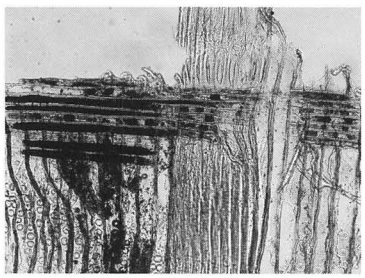

柾目面（×100）

板目面（×100）

511：クスノキ

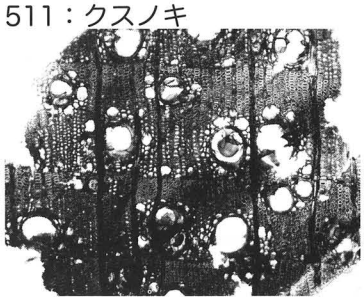

木口面（×40）

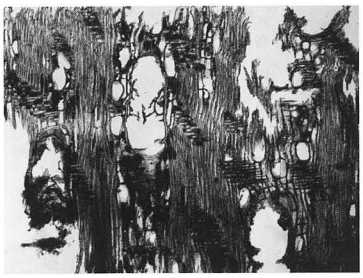

柾目面（×100）

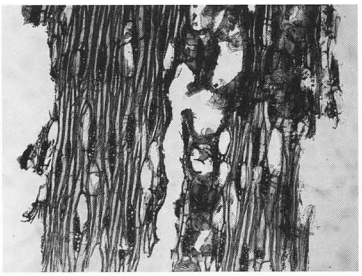

板目面（×100）

512：クスノキ

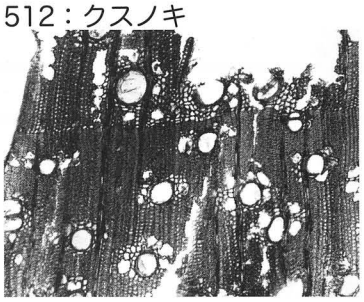

木口面（×40）

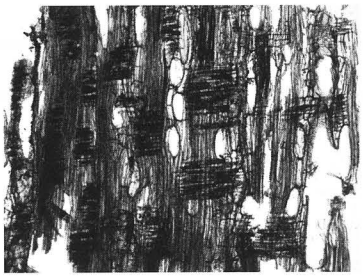

柾目面（×100）

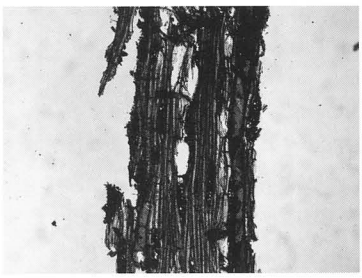

板目面（×100）

513：モミ属

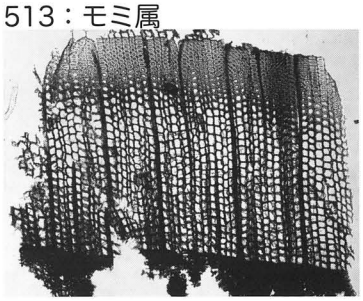

木口面（×40）

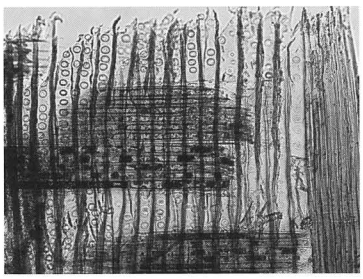

柾目面（×100）

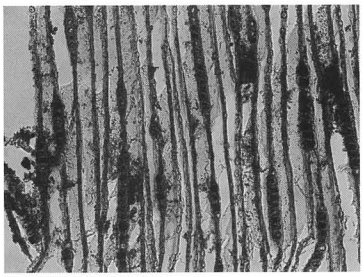

板目面（×100）

514：モミ属

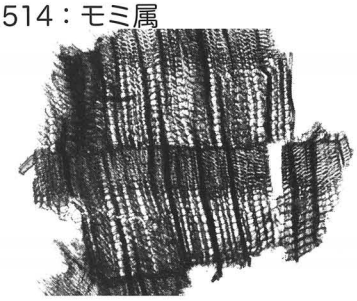

木口面（×40）

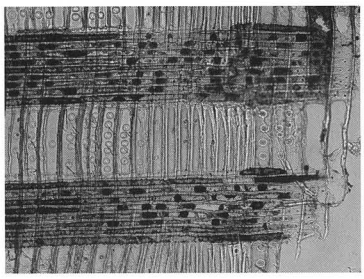

柾目面（×100）

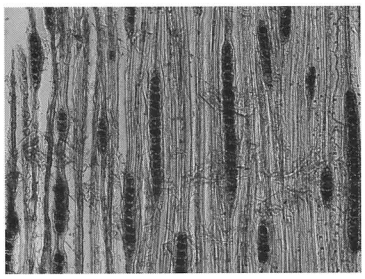

板目面（×100）

515：モミ属

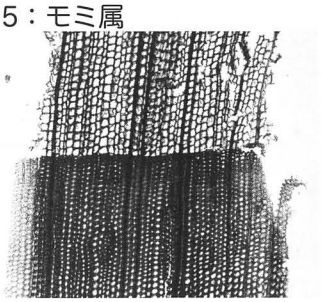

木口面（×40）

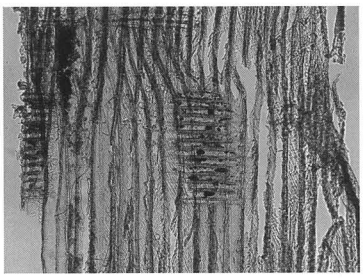

柾目面（×100）

板目面（×100）

516：モミ属

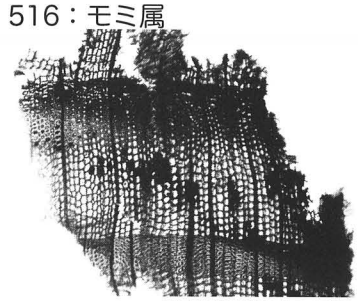

木口面（×40）

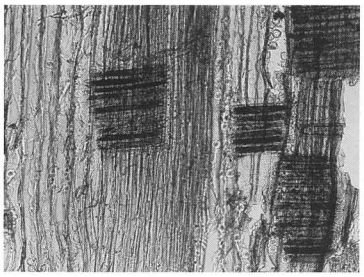

柾目面（×100）

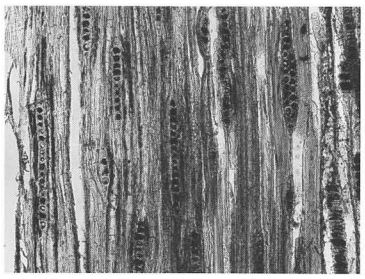

板目面（×100）

517：モミ属

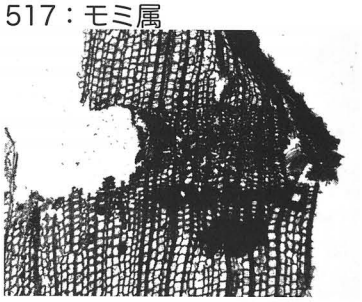

木口面（×40）

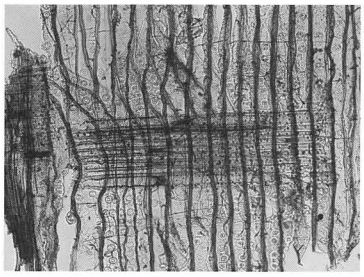

柾目面（×100）

板目面（×100）

518：モミ属

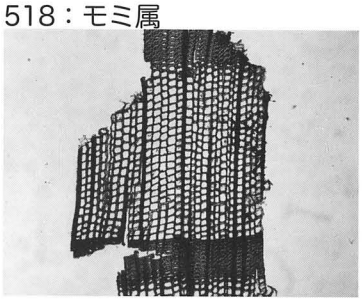

木口面（×40）

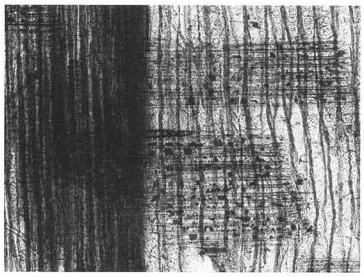

柾目面（×100）

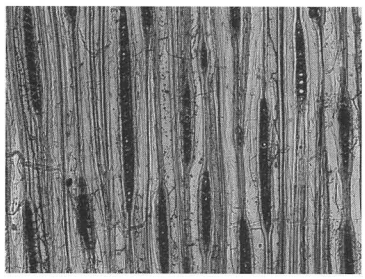

板目面（×100）

519：モミ属

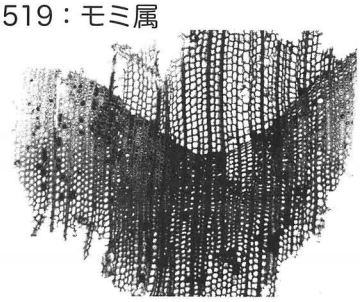

木口面（×40）

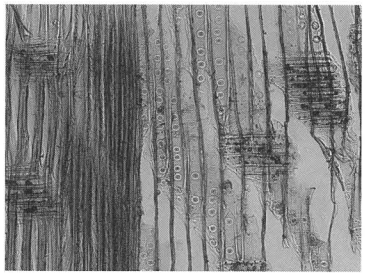

柾目面（×100）

板目面（×100）

520：モミ属

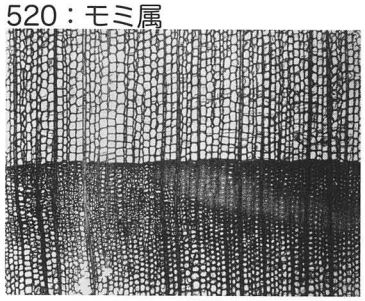

木口面（×40）

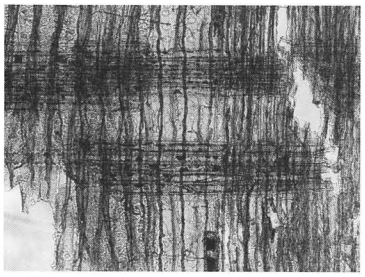

柾目面（×100）

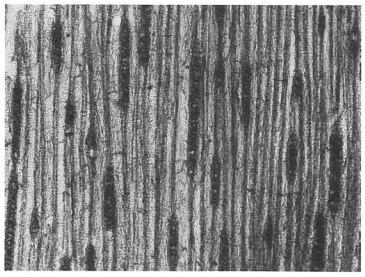

板目面（×100）

521：モミ属

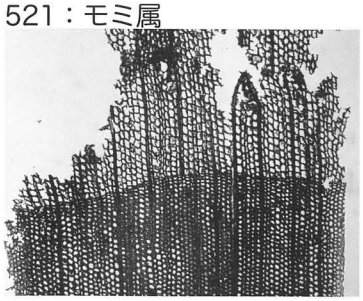

木口面（×40）

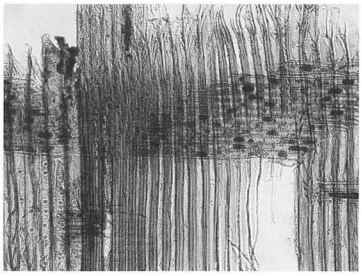

柾目面（×100）

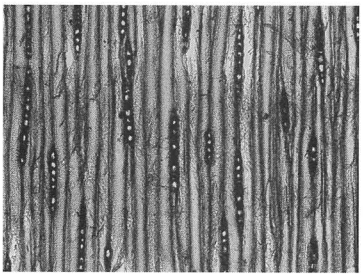

板目面（×100）

522：モミ属

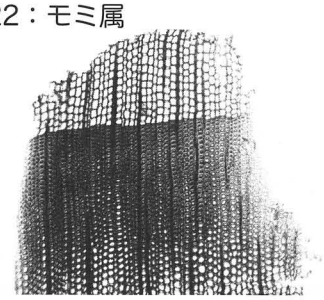

木口面（×40）

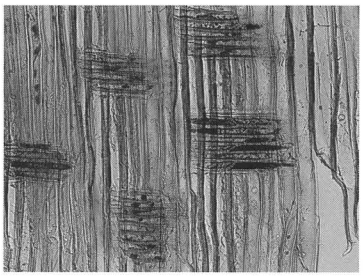

柾目面（×100）

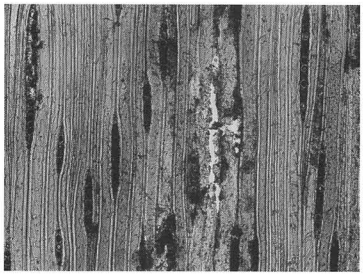

板目面（×100）

523：モミ属

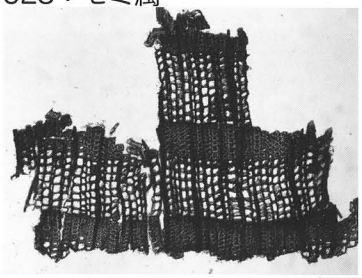

木口面（×40）

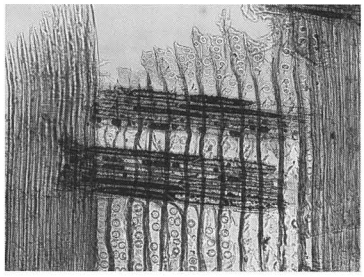

柾目面（×100）

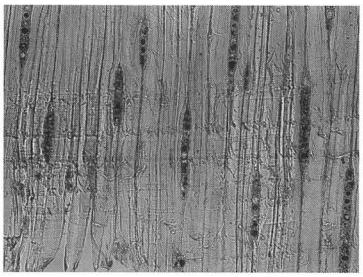

板目面（×100）

524：モミ属

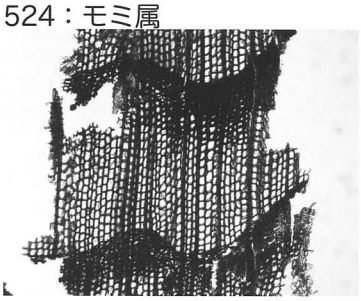

木口面（×40）

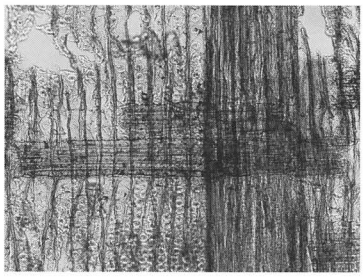

柾目面（×100）

板目面（×100）

525：モミ属

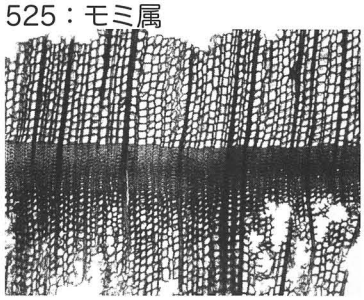

木口面（×40）

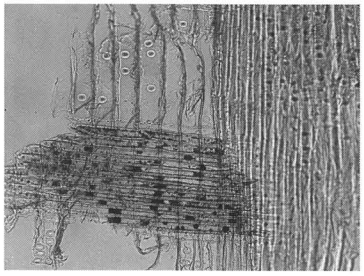

柾目面（×100）

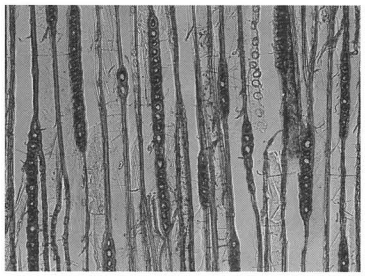

板目面（×100）

526：モミ属

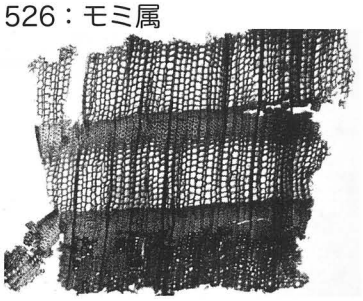
木口面（×40）

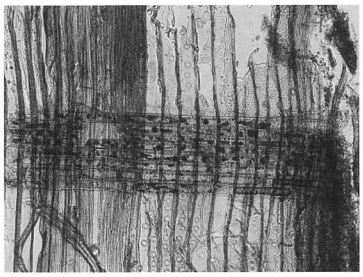
柾目面（×100）

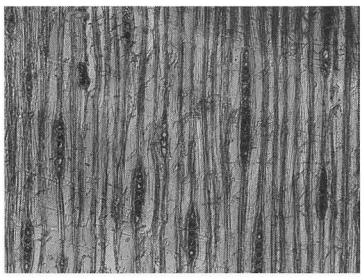
板目面（×100）

527：モミ属

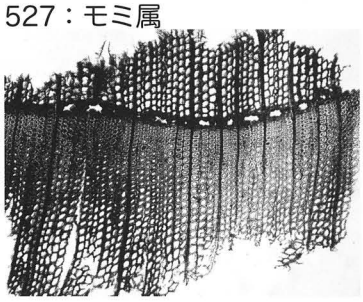
木口面（×40）

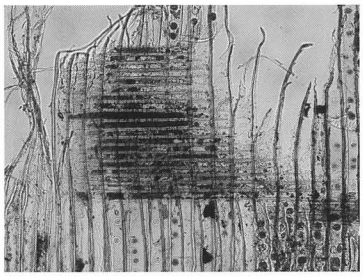
柾目面（×100）

板目面（×100）

528：モミ属

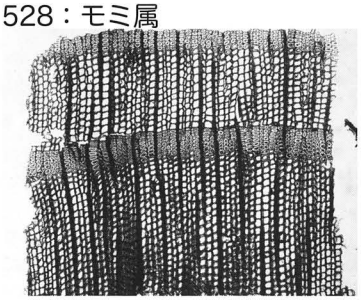
木口面（×40）

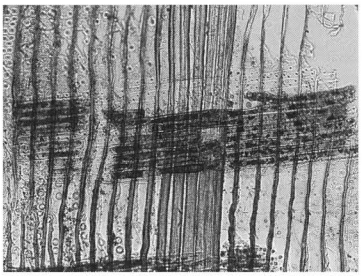
柾目面（×100）

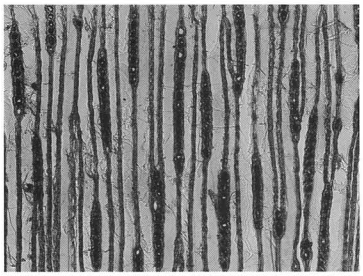
板目面（×100）

529：モミ属

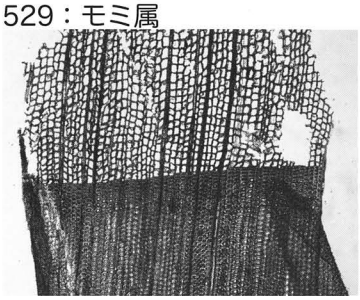
木口面（×40）

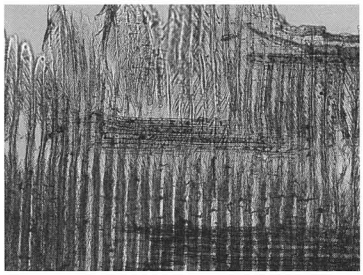
柾目面（×100）

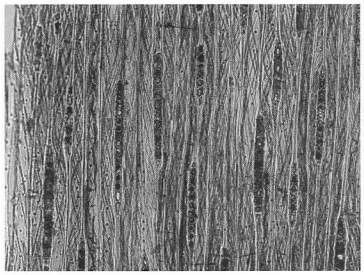
板目面（×100）

530：モミ属

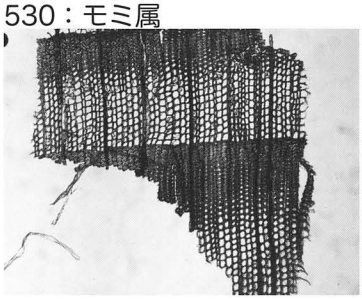
木口面（×40）

柾目面（×100）

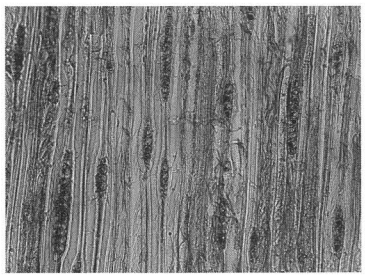
板目面（×100）

531：モミ属

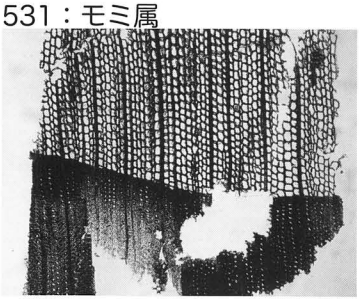

木口面（×40）

柾目面（×100）

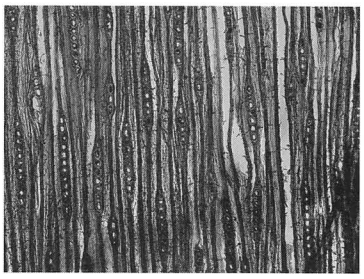

板目面（×100）

532：モミ属

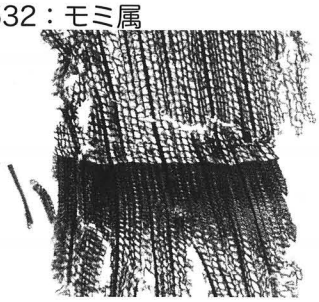

木口面（×40）

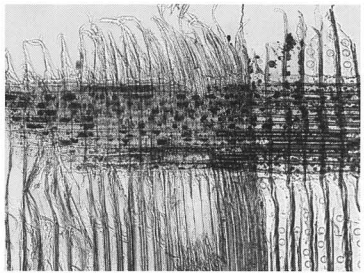

柾目面（×100）

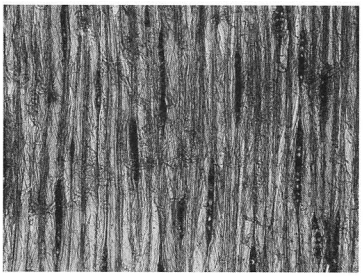

板目面（×100）

533：モミ属

木口面（×40）

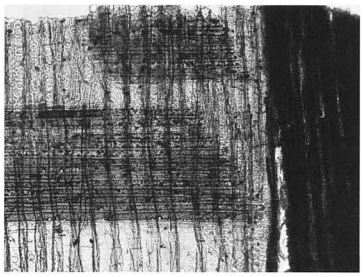

柾目面（×100）

板目面（×100）

534：モミ属

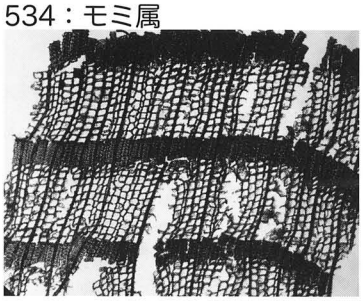

木口面（×40）

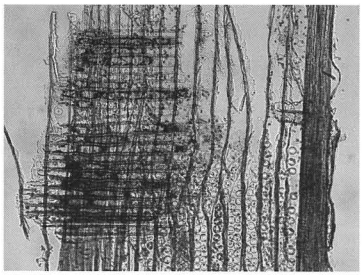

柾目面（×100）

板目面（×100）

V　総括

1　遺構

（1）大堀

2区SD1002の南肩から1区石敷基礎遺構の南端までが、いわゆる「大堀」に該当する。その規模は、南北幅71 mを測る。『安宅御船蔵絵図』を現地形に重ね合わせた状態での大堀の南北幅は約50 m程度である。大堀南岸に存在していた御船屋に関連する石垣等が検出されていないために正確な幅は不明であるが、SD1002の堆積状況から、絵図面から想定したよりも大規模な堀が存在したことが伺える。

この大堀が、常時帯水していたかは疑問である。『安宅御船蔵絵図』には、大堀の他に東（河口）から「新役堀」、「大工屋堀」、「小潮掛堀」、「大潮掛堀」の名称が与えられた南北方向の支堀が存在する。「小潮掛堀」、「大潮掛堀」はその名称から大潮や小潮の際に、船が出入りしていた可能性がある。今回の検出地点は、この「大潮掛堀」より上流側に位置する。現在の小松島湾における平均潮位では、潮位基準面の標高はT.P－0.876 mを、大潮時の干満差は約1.5～1.8 mを測る。また、SG1001，1002の先端には暗渠状の木組みが埋設され、御船屋から排水されている。こうした点から、満潮時のみに船が出入りしする構造であったと推定される。

なお、絵図面では大堀西端にのみ石垣が唯一描かれているが、今回の発掘調査ではその存在を確認することはできなかった。しかし、後述する御船屋の基礎に石垣が用いられていることから、石垣は存在したと推定される。

（2）御船屋1：大堀北岸「拾端帆御用立」

1区SJ1001，1002，1005，SJ1001から構成される御船屋である。調査地点から大堀北岸の最西端に位置する「拾端帆御用立」に該当する。推定規模は、奥行き32 m、奥壁幅7.8 mを測る。東壁長と西壁長の長さは違う。東壁長は32 mに対して、西壁長は25 mと短い。代わりに西壁の南側約4 mの地点には3.2

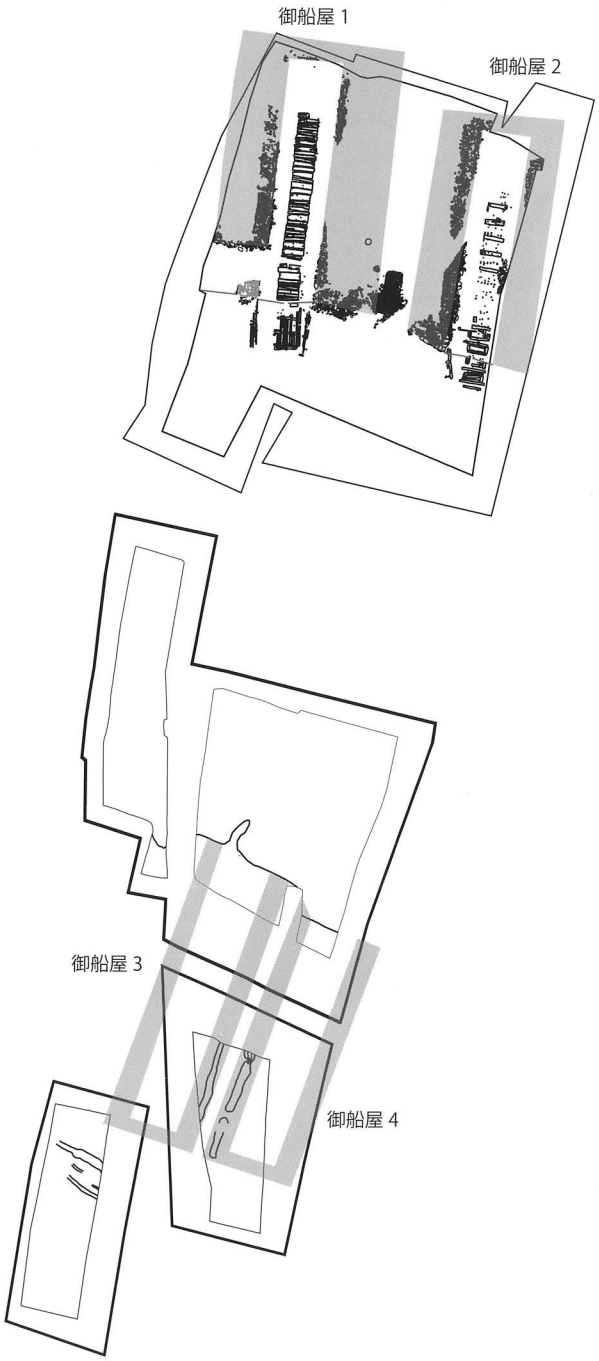

第156図　調査対象地点遺構復元図

m角の独立した石垣が伴う。この石垣の南側ラインが東壁南側ラインに合致する。『安宅御船蔵絵図』には、通常の御船屋には１基の観音扉が描かれているが、最西端の「拾端帆御用立」御船屋は２連の観音扉が描かれ、屋根の形状も西側への拡張が認められる。２連の観音扉の中央には柱を支える基礎が描かれている。この基礎に該当するのが 3.2 m角の石垣である。御船屋内は「逆Ｌ」字形を呈した船入が存在したと推定される。

船入は、SJ1001 から想定されるように板敷きであったと推定される。しかし、その傾斜は、約 1/30(距離 32 m、比高差 1 m) と非常に緩やかである。『東京市史稿』港湾編第３に描かれた隅田川右岸の幕府安宅船蔵や、明治７年(1874)撮影された幕府安宅船蔵と天地丸にみる船入のための斜路に比べても緩やかである。しかし、御船屋最深部まで進入れば陸地化 (1) していたと推定される。こうした点から、大潮満潮時に御船屋内に船を納めた後に排水して、修理等の維持管理が行われたものと推定される。

御船屋に格納された船は「拾端帆」の記述から、100 石積で、航長 30.5 尺（9.2 m）、肩幅 11 尺（3.3 m）、深さ 3.5 尺（1.05 m）大工間尺 106 石であったことが伺える。

（３）御船屋２：大堀北岸「鷲御丸御用立」

１区、SG1003, 1004, SJ1002 から構成される御船屋である。調査地点から、西から２番目の「鷲御丸御用立」御船屋に該当する。推定規模は、奥行き 30.2 m、奥壁幅７ mを測り、東西壁長は同じと推定されることから、船入の平面形態は「I」字形を呈する。

（４）御船屋３，４：大堀南岸「十端帆　同」

大堀南岸に存在した御船屋の石積基礎遺構等は、検出されなかった。安宅役所廃絶後に解体されたものと推定される。しかし、３区で検出された、SD1012，1013，1014 が関連遺構になる可能性がある。SD1012 と SD1013，1014 は平行して掘削されている。SD1013 と 1014 は同位置ライン上に存在することから、本来は同遺構の可能性が高い。これら SD は遺構覆土からは流水等の痕跡はなく、また区画溝としても浅いのが特徴である。こうした点から石積基礎遺構に伴う胴木を埋設するための溝であった可能性も想定できよう。

大堀北岸御船屋の船入幅は約７ mを測る。対して SD1012 と SD1014 の間隔は約５ mを測り、幅が狭い。『安宅御船蔵絵図』ではやや規模の小さい御船屋が描かれており、２条の SD は、同一御船屋の石積み基礎遺構に関連することも想定される。しかし、胴木と想定した場合は石垣を構築するならば、さらに船入の幅が１ m 弱も狭くなることになり、100 石積規模の船を格納するには、規模が小さくなる。

こうした点から、SD1012 と SD1013，1014 が構成する御船屋は別遺構と推定される。『安宅御船蔵絵図』には西側から２軒目と３軒目の間には空き地が存在する。SD1012 と SD1013，1014 の間の約５ mの空間がこれに該当する可能性が高い。SD1012 は西から２軒目の御船屋に、SD1013，1014 は西から３軒目の御船屋に該当すると想定される。

（５）御囲

SG1006 である。安宅役所は「御囲」と呼称される土塁に区画されていたことが描かれている。１区北東隅がこの土塁が存在する地点に該当したが、削平等により検出することはできなかった。しかし、県教育委員会文化財課の立会調査により南側の土塁が確認された。上部や南北両側を撹乱により削平されているために、正確な規模は不明である。しかし、整地層と思われる遺構面にしまりのある砂質土を盛土していることが確認された。土塁には石垣等は伴わない。

2　遺物

（1）安宅役所成立以前の遺物について

安宅役所は、寛永18，19年（1641，1642）頃に常三島南東部の安宅島より福島東部に移転した。　安宅役所が移転してくる以前の福島の内、徳島に面した西側地域は部分は高級武家屋敷地として、新町川河畔の南側地域は「福島郷町」と呼称された埋立造成により形成された新興の町人地であったことが知られている。慶長期の絵図には「地きれ」と呼称されており、徳島城下町を形成する島のうちでも東端部であったことが伺える。また、後に御水主屋敷がおかれる東側の沖洲は、元和3年（1617）に紀州和歌山から移住してきた太田太郎次郎らによる開発が伝えられている。

今回の発掘調査では、移転以前の時期に属する遺物が確認されている。陶器擂鉢（1区包含層－343，2区包含層－487，488)、陶器甕（3区包含層－523）瓦質土器羽釜（SG1001－8，SK1007－297)、須恵質土器捏鉢（SD1002－216，1区包含層－339，340，341，342)、瓦質土器擂鉢（1区包含層－344)、土師質土器羽釜（SD1002－218，1区包含層－336)、土師質土器甕（SD1003－527)、などである。

陶器擂鉢は、備前Ⅴ～Ⅵ期に該当する一群である。瓦質土器羽釜は河内・和泉型羽釜で15世紀代に比定されるものが含まれている。瓦質土器擂鉢も河内・和泉型擂鉢で15世紀代に比定される一群である。須恵質土器捏鉢は東播系片口鉢で、第Ⅱ期2段階～第Ⅲ期1段階に該当する一群である。何れも中世段階に属する遺物である。

また、管状土錘（SD1005-278，279，SK1007－301，1区包含層－315，469，470，471，2区包含層－489，490，3区包含層－526）も出土している。これら管状土錘の所属時期は不明であるが、遺跡の性格上、安宅御船役所に伴う遺物とは考え難い。

こうした出土遺物から、当該地の初現を近世期における開発にのみに求めるのではなく、中世段階に既に吉野川水系支流が形成した海浜デルタ上に展開した可能性が高い海浜集落に求めるのが妥当である。そして、近年確認された旧吉野川河口域の海浜デルタ上に展開する徳島市川内町大松遺跡と同様の、萱島荘推定地に隣接する海浜集落遺跡の一つとして位置付けることが出来る。

（2）安宅役所廃絶後の遺物について

包含層はもとよりSD1002覆土内より近代に属する遺物が出土している。例えば2区包含層－484などである。他にも図化はされていないが、近代のガラス瓶や舟形木製品が出土している。遺構覆土体積状況を観察する限りでは、撹乱として混入したのではなく、遺構の埋没過程において流れ込んだものと判断できる。明治34年6月作成の「吉野川実測平面図」には、埋没していない「大堀」や「新役堀」、「大工屋堀」、「中汐掛堀」と埋没途中の「大汐掛堀」が描かれている。しかし、1947年10月8日に米軍が撮影した空中写真では、田地化した安宅役所跡が確認できる。ただし、「大堀」跡は土壌中の水分差によりその痕跡が伺える。「大堀」に該当するSD1001，1002の埋没下限年度は昭和期に求めることが出来る。

（3）瓦について

瓦類は、06年度の調査では14229点（1554.6kg)、07年度の調査では2695点（406.5kg）出土した。この内、軒丸瓦は18点、軒平瓦は9点を掲載した(2)。これら瓦類の位置づけを行うにあたっては、徳島城下町跡の他遺跡との比較が重要となる。今回は軒丸瓦を中心に分析を行う(3)。

①軒丸瓦の属性

軒丸瓦の内、安宅2丁目地点では家紋瓦は出土しておらず、三巴文瓦のみ129点を分析対象とする。今回

検討する主な属性は、三巴文の文様構成とする。なお、各属性における時期は、瓦出土遺構の時期であり、瓦の時期ではない。

1．巴方向

巴の尾が延びる方向である。「右」：尾が時計回り方向に延びる一群である。「左」：尾が反時計回り方向に延びる一群である。右方向の一群は 22 点（17.1％）を数え、時期的分布は 18 世紀後葉から 19 世紀中葉に中心がある。右方向の一群は 105 点（81.4％）を数え、17 世紀後葉から 19 世紀にかけて万遍なくある。

2．巴形状

巴文の大きさである (4)。「小」：巴頭部が点状に小さく、尾部が細長い一群である。「大」：巴頭裾部が接するぐらい大きく、尾部が太く短い一群である。小型の一群は、40 点（31％）を数え、17 世紀前葉からみられるが、時期的分布は 18 世紀中葉以前に中心がある。大型の一群は、85 点（65.9％）を数え、17 世紀後葉に出現し、18 世紀中葉から 19 世紀中葉に分布の中心がある。なお、この巴形状の大小は、系譜の違いの可能性もある（5）。

属性		点数		17 世紀			18 世紀			19 世紀		
		129 点	割合	前	中	後	前	中	後	前	中	後
巴方向	右	22	17.1%		1		2		5	1	10	
	左	105	81.4%	1	2	10	8	18	13	4	32	
巴頭部	小	40	31.0%	1	2	3	3	12	4	1	6	
	大	85	65.9%	1		7	7	12	6	7	32	
巴尾部	連続	16	12.4%		2	4	4	1	2		2	
	長	24	18.6%			1	3	5	3	1	8	
	1／3	41	31.8%			3		10	2	4	12	
	短	36	27.9%	2		2	3	7	1	1	16	
珠文数	0	2	1.6%					1			1	
	9	6	4.7%					2			3	
	10	3	2.3%	1			1		1			
	11	11	8.5%					5			5	
	12	13	10.1%	1		1	1	2	2		4	
	13	30	23.3%			1	2	8	1	3	10	
	14	4	3.1%				1	1	2			
	15	7	5.4%							1	5	
	16	18	14.0%		2	4	1	2	1	2	3	
	17	3	2.3%						1			
	18	1	0.8%								1	
	20	4	3.1%			2						
分割法	起点	57	44.2%			1	2	15	3	4	23	
	2 分割	8	6.2%	1			2	1	2		1	
	4 分割	35	27.1%	1	2	7	2	4	3	2	7	
直径	9cm	5	3.9%								5	
	10cm	9	7.0%				3	1			4	
	11cm	8	6.2%				2	1	2	1	1	
	12cm	8	6.2%				1	5				
	13cm	8	6.2%					1	2		1	
	14cm	31	24.0%	1		2		9	1	3	11	
	15cm	22	17.1%	1	2	4		1	3	2	7	
	16cm	11	8.5%								3	
キラ粉	無し			●	●	●	●	●				
	有り							●	●	●	●	

第 58 表　徳島城下町出土軒丸瓦分類属性

3．巴尾部

巴の尾部の長さである。「独立円圏」：三巴文とは独立した円圏を描く一群である。「連続」：尾部が延び、別の巴尾部に接する一群である。「長」：尾部が延びるが、別の巴に接してはいない一群である。「1/3」：尾部の長さが巴文様帯外周の 1/3 である一群である。「短」：尾部の長さが巴文様帯外周の 1/3 よりも短い一群である。独立円圏は出土していない。連続する一群は、16 点（12.4％）を数え、時期的分布は 17 世紀中葉から 18 世紀前葉にかけて多い。長い一群は、24 点（18.6％）を数え、18 世紀前葉から 19 世紀中葉まで分布する。1/3 の一群は、41 点（31.8％）を数え、18 世紀中葉から 19 世紀中葉まで分布する。短い一群は、36 点（27.9％）を数え 19 世紀中葉にピークがある。

4．珠文数と配置法

珠文数は、0 と 9 ～ 20 がある。1 点のみ出土している 0 の場合は、「三巴文」の家紋である可能性があり、分析対象から除外する。珠文数 9 は 6 点、10 は 3 点、11 は 11 点、12 は 13 点、13 は 30 点、14 は 4 点、15 は 7 点、16 は 18 点、17 は 3 点、18 は 1 点、20 は 4 点を数える。珠文数 13 は、18 世紀中葉から 19 世紀中葉に多く分布し、珠文数 16 は、17 世紀中葉から 19 世紀中葉まで分布する。

珠文数をもとに、珠文帯への珠文の割付方法を分類する。「基点」：珠文数が奇数個の一群に採用されている。奇数個の一群は、瓦当中心－巴頭部中心－珠文中心が一直線上に並ぶ地点が一箇所のみある。このライン上に

分類	遺跡名		遺構	遺構時期	遺物	方向	巴尾部	珠文数	分割法	直径
右－ 1/3 －基点－小型	新蔵町１丁目地点	企業局	SK1068	19 ｃ中～幕末	1110	右	1/3	11	基点	10.3
	新蔵町１丁目地点	企業局	第１包含層		1265	右	1/3	13	基点	13.8
	新蔵町１丁目地点	企業局	第１包含層		1266	右	1/3	17	基点	13.2
右－ 1/3 －基点－大型	新蔵町１丁目地点	企業局Ⅱ	SK2201	18 ｃ中～	326	右	1/3	9	基点	15
右 -1/3-4 分割－大型	中前川２丁目地点	文学書道館	SL2001	19 ｃ初～幕末	523	右	1/3	16	4 分割	14.8
	新蔵町１丁目地点	合同庁舎	第１包含層		575	右	1/3	16	4 分割	14.2
右 -1/3-4 分割－小型	新蔵町１丁目地点	企業局Ⅱ	SK2201	18 ｃ中～	41	右	1/3	12	4 分割	13.6
	新蔵町１丁目地点	企業局Ⅱ	SK2201	18 ｃ中～	440	右	1/3	16	4 分割	10.6
右 - 短 - 基点－大型	中前川２丁目地点	文学書道館	SX1039	幕末	1474	右	短	9	基点	15.4
	新蔵町１丁目地点	企業局Ⅱ	SK2201	18 ｃ中～	327	右	短	11	基点	16
右 - 短 - 基点－小型	新蔵町１丁目地点	合同庁舎	SK1044	幕末	412	右	短	13	基点	9.3
	新蔵町１丁目地点	合同庁舎	SK1044	幕末	413	右	短	13	基点	9.4
	新蔵町１丁目地点	企業局	SK1067	19 ｃ中～幕末	1040	右	短	11	基点	10.5
右 - 短 -2 分割－小型	新蔵町１丁目地点	企業局	SK2002	18 ｃ初	320	右	短	10	2 分割	11.2
右 - 短 -2 分割－大型	新蔵町１丁目地点	企業局Ⅱ	SK1254	19 ｃ中～幕末	693	右	短	18	2 分割	16
右 - 短 -4 分割－大型	新蔵町１丁目地点	企業局Ⅱ	SK1260	17 ｃ初～	761	右	短	12	4 分割	14.8
右 - 長 - 基点－小型	新蔵町１丁目地点	企業局Ⅱ	SK1206	19 ｃ中～幕末	884	右	長	13	基点	13.6

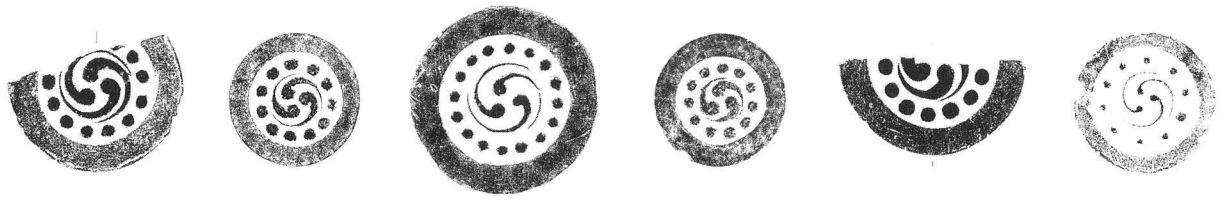

右–長–基点　新蔵町１丁目企業局Ⅱ　SK1206 － 884

右–1/3–基点　新蔵町１丁目企業局　SK1068 － 1110

右–1/3–4 分割　中前川２丁目文学書道館　SL2001 － 523

右–短–基点　新蔵町１丁目企業局　SK1067 － 1040

右–短–4 分割　新蔵町１丁目企業局Ⅱ　SK1260 － 761

右–短–2 分割　新蔵町１丁目企業局　SK2002 － 320

第 59 表　徳島城下町出土軒丸瓦分類表(1)

ある珠文を基点として、左右に珠文を等間隔に配置する技法の一群である。「2 分割」：珠文数が 10，14，18 個の一群で、珠文中心－瓦当中心－珠文中心が一直線上に並ぶ一群である。文様帯を 2 分割し、均等に珠文が配置される一群である。「4 分割」：珠文数が 12，16，20 個の一群で、珠文中心－瓦当中心－珠文中心が並んだ直線と、それに直交するライン上にも珠文中心が配置された一群である。文様帯を 4 分割し、均等に珠文が配置される一群である。基点配置の一群は、57 点（44.2％）を数え、18 世紀中葉から 19 世紀中葉に分布の中心がある。2 分割配置は 8 点（6.2％）を数え、18 世紀代に認められる。出土数も少なく、主要な配置技法ではない。4 分割配置は、35 点（27.1％）を数え、17 世紀前葉から 19 世紀中葉まで認められる。

5．法量

瓦当の直径は、9 ～ 16㎝台である。9㎝台の小型の一群は、19 世紀中葉のみの出土例に限られる。10 ～ 11㎝台の一群は、18 世紀前葉に出現し、同世紀前中葉と 19 世紀中葉に増加する。14，15㎝は、17 ～ 19 世紀に渡って認められるが、17 世紀代と 18 世紀中葉～ 19 世紀中葉に増加がみられ、18 世紀前葉に空白期が存在する。この空白期に小型の一群が出現する。

6．キラ粉

今回の調査地点出土の軒丸瓦は、35 点中 26 点にキラ粉が認められる。徳島城下町跡では、報告書の遺物観察表にキラ粉について記載がないものがあり、十分な検討は出来ていない。ただ、高松城跡（西の丸地区）の調査事例では、1730 年代半ばから 1747 年頃にキラコを使用するようになり、1747 年から 1770 年代にはキラ粉の使用頻度が増加する (6)。松山城下町では 18 世紀の終わり頃にはキラ粉が一般的に使用される可能性が指摘されている (7)。岡山城（中の段）では 18 世紀第 3 四半世紀以降にキラ粉が用いられたとする (8)。今後、詳細な検討が必要であるが、徳島城下町跡でも 18 世紀後葉頃にキラ粉の使用開始が想定されよう。

②軒丸瓦の様相

17 世紀前葉には「右－短－ 4 分割－大型」の一群が該当する。新蔵町 1 丁目地点（企業局Ⅱ）SK1260 よ

分類	遺跡名		遺構	遺構時期	遺物	方向	巴尾部	珠文数	分割法	直径
左 - 連 - 基点－小型	新蔵町１丁目地点	企業局	SK1027	18 ｃ初～前	678	左	連続	13	基点	11.2
左 - 連 -2 分割－小型	新蔵町１丁目地点	企業局	SK2002	18 ｃ初	318	左	連続	14	2 分割	10
左 - 連 -4 分割－大型	新蔵町１丁目地点	合同庁舎	第３包含層	17 ｃ	61	左	連続	16	4 分割	15
	新蔵町１丁目地点	合同庁舎	第３包含層	17 ｃ	62	左	連続	16	4 分割	15.3
	新蔵町１丁目地点	企業局	SK1010	17 ｃ末～ 18 ｃ初	624	左	連続	16	4 分割	15.4
	新蔵町１丁目地点	企業局 II	SK2201	18 ｃ中～	451	左	連続	16	4 分割	16
	新蔵町１丁目地点	企業局 II	SK2206	17 ｃ後葉	517	左	連続	16	4 分割	15.2
	新蔵町１丁目地点	企業局 II	SK1255	18 ｃ初	730	左	連続	16	4 分割	15.6
左 - 連 -4 分割－小型	新蔵町１丁目地点	企業局 II	SK1206	19 ｃ中～幕末	882	左	連続	12	4 分割	13.6
	新蔵町１丁目地点	企業局	SK1036	18 ｃ末～ 19 ｃ初	688	左	連続	12	4 分割	13.4
	新蔵町１丁目地点	企業局	SK1036	18 ｃ末～ 19 ｃ初	689	左	連続	12	4 分割	13.6
	新蔵町１丁目地点	企業局	第１包含層		1267	左	連続	12	4 分割	13
	中徳島１丁目地点	城東高校	SK3254	17 ｃ末～ 18 ｃ初	575	左	連続	16	4 分割	15

分類	遺跡名		遺構	遺構時期	遺物	方向	巴尾部	珠文数	分割法	直径
左 - 長 - 基点－大型	新蔵町１丁目地点	合同庁舎	SK1044	幕末	415	左	長	13	基点	14
	新蔵町１丁目地点	企業局 II	SK2201	18 ｃ中～	445	左	長	11	基点	14
左 - 長 - 基点－小型	新蔵町１丁目地点	企業局	SK1067	19 ｃ中～幕末	1047	左	長	13	基点	13.6
	新蔵町１丁目地点	企業局 II	SK2201	18 ｃ中～	135	左	長	13	基点	13.4
	新蔵町１丁目地点	企業局 II	SK2201	18 ｃ中～	442	左	長	11	基点	9.6
	出来島本町１丁目地点	職安	包含層		103	左	長	13	基点	13.2
左 - 長 -2 分割－小型	新蔵町１丁目地点	合同庁舎	第２包含層	18 ｃ後～ 18 ｃ末	102	左	長	14	2 分割	11
	新蔵町１丁目地点	企業局	SK1001	18 ｃ後	595	左	長	10	2 分割	11.3
	新蔵町１丁目地点	企業局 II	SK2201	18 ｃ中～	444	左	長	14	2 分割	13.6
左 - 長 -4 分割－大型	新蔵町１丁目地点	合同庁舎	第１包含層		577	左	長	16	4 分割	16.4
	新蔵町１丁目地点	合同庁舎	第１包含層		579	左	長	16	4 分割	16
	新蔵町１丁目地点	企業局	SK2004	17 ｃ末～ 18 ｃ初	385	左	長	16	4 分割	15
	新蔵町１丁目地点	企業局 II	SK1206	19 ｃ中～幕末	883	左	長	16	4 分割	15
	出来島本町１丁目地点	職安	SD3002	18 ｃ後～ 19 ｃ	154	左	長	16	4 分割	14.7
	南前川１丁目地点	鳴教大附属	SL3001	1830 ～ 60	114	左	長	16	4 分割	15
左 - 長 -4 分割－小型	新蔵町１丁目地点	企業局	SK1067	19 ｃ中～幕末	1048	左	長	12	4 分割	13.8
	新蔵町１丁目地点	企業局	SK2002	18 ｃ初	319	左	長	12	4 分割	10.4
	中徳島１丁目地点	城東高校	SK1055	18 ｃ後～ 19 ｃ前	1457	左	長	16	4 分割	13.6

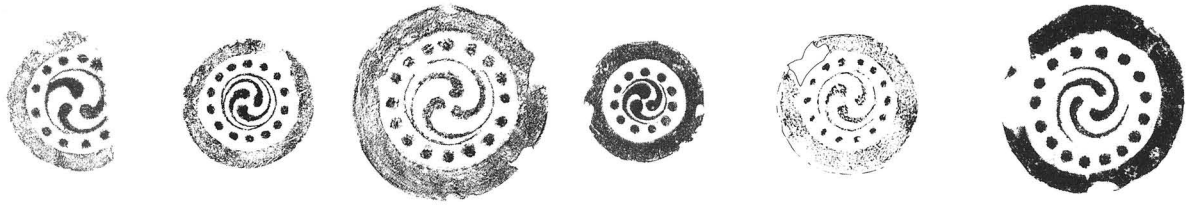

左–連–基点　新蔵町１丁目企業局　SK1027 － 678

左–連–2 分割　新蔵町１丁目企業局　SK2002 － 318

左–連–4 分割　新蔵町１丁目企業局　SK1010 － 624

左–長–基点　新蔵町１丁目企業局 II　SK2201 － 442

左–長–2 分割　新蔵町１丁目合同庁舎　第２包含層－ 102

左–長–4 分割　南前側１丁目鳴教大　SL3001 － 114

第 60 表　徳島城下町出土軒丸瓦分類表（2）

り出土している。続いて「左－連－４分割－大型」が 17 世紀中葉に出現し、18 世紀前葉まで残る。　徳島城下町跡で軒丸瓦の出土量が増えるのは 17 世紀後葉である。「左－ 1/3 － 4 分割－大型」、「左－長－ 4 分割－大型」、「左－短－ 4 分割－大型」の一群であ　る。17 世紀代の珠文数は偶数個が中心で、4 分割技法が中心となる。さらに 18 世紀前葉には「左－短－ 2 分割－大型」も認められる。これら法量大型の一群は 18 世紀初頭で一端出土量が少なくなる。これに反して法量小型の一群が当該期以降増加する。

18 世紀には、法量小型の一群が出現し、また珠文数は奇数個の基点技法が主流となる。18 世紀前葉には「右－短－ 2 分割－小型」、「左－連－基点－小型」、「左－長－基点－小型」、「左－短－ 2 分割－小型」、「左－長－ 4 分割－小型」の一群である。「左－長－ 4 分割－小型」は 19 世紀中葉まで存続する。18 世紀中葉には、「右－ 1/3 － 4 分割－小型」、「左－ 1/3 － 4 分割－小型」、「左－長－基点－小型」、「左－長－ 2 分割－小型」、「左－短－基点－小型」等が出現する。これらの内、「左－ 1/3 － 4 分割－小型」、「左－長－基点－小型」、「左－

分類	遺跡名		遺構	遺構時期	遺物	方向	巴尾部	珠文数	分割法	直径
左 - 短 - 基点－大型	新蔵町 1 丁目地点	合同庁舎	SK1013	幕末	158	左	短	15	基点	15
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK1067	19 c 中～幕末	1049	左	短	15	基点	15.3
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK1068	19 c 中～幕末	1109	左	短	13	基点	14.2
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	第 1 包含層		1269	左	短	9	基点	14.8
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK2201	18 c 中～	446	左	短	9	基点	14.1
	南前川 1 丁目地点	鳴教大附属	SL3001	1830 ～ 60	116	左	短	11	基点	14
左 - 短 - 基点－小型	新蔵町 1 丁目地点	合同庁舎	SK1046	幕末	439	左	短	13	基点	12.5
	新蔵町 1 丁目地点	合同庁舎	SD1001	幕末	103	左	短	9	基点	9.7
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK2031	19 c 前 (1820~)	552	左	短	15	基点	11
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	第 2 包含層		1197	左	短	17	基点	12
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK2201	18 c 中～	40	左	短	13	基点	12.4
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK2201	18 c 中～	132	左	短	13	基点	12.3
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK2201	18 c 中～	133	左	短	13	基点	12.3
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK1255	18 c 初	731	左	短	13	基点	11.8
左 - 短 -2 分割－大型	トノ町		SD1017	桃山	534	左	短	10	2 分割	14.2
	中徳島 1 丁目地点	城東高校	SX3001	18 c 後	735	左	短	14	2 分割	15
左 - 短 -4 分割－大型	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK1003	17 c 末～ 18 c 初	617	左	短	12	4 分割	14
左 - 短 -4 分割－小型	新蔵町 1 丁目地点	合同庁舎	第 1 包含層		578	左	短	12	4 分割	11
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK1013	19 c 中～幕末	636	左	短	12	4 分割	13.6

分類	遺跡名		遺構	遺構時期	遺物	方向	巴尾部	珠文数	分割法	直径
左 -1/3- 基点－大型	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK2029	19 c 初～末	518	左	1/3	13	基点	14.7
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK1067	19 c 中～幕末	1051	左	1/3	15	基点	15.5
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK1068	19 c 中～幕末	1111	左	1/3	15	基点	15.6
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK1068	19 c 中～幕末	1112	左	1/3	15	基点	15.3
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK2201	18 c 中～	134	左	1/3	13	基点	14
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK1252	18 c 後～ 19 c 初	573	左	1/3	17	基点	14.8
	南前川 1 丁目地点	鳴教大附属	SL3001	1830 ～ 60	115	左	1/3	13	基点	14
	中徳島 1 丁目地点	城東高校	包含層		2207	左	1/3	15	基点	14.4
左 -1/3- 基点－小型	常三島		土坑 S16	18 c 後～ 19 c	32-1	左	1/3	13	基点	13.3
	中前川 2 丁目地点	文学書道館	第 2 包含層		1616	左	1/3	13	基点	13.2
	新蔵町 1 丁目地点	合同庁舎	SK1018	幕末	196	左	1/3	11	基点	9.1
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK2029	19 c 初～末	517	左	1/3	13	基点	13.8
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK1003	17 c 末～ 18 c 初	616	左	1/3	13	基点	13.5
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK1067	19 c 中～幕末	1044	左	1/3	11	基点	13.8
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK1067	19 c 中～幕末	1046	左	1/3	13	基点	8.4
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	第 2 包含層		1198	左	1/3	13	基点	11.6
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	第 1 包含層		1268	左	1/3	13	基点	13.8
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK2201	18 c 中～	130	左	1/3	13	基点	13.8
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK2201	18 c 中～	131	左	1/3	11	基点	11.6
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK2201	18 c 中～	443	左	1/3	13	基点	12.2
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK2201	18 c 中～	447	左	1/3	11	基点	13.6
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK2201	18 c 中～	448	左	1/3	13	基点	13.6
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK1254	19 c 中～幕末	692	左	1/3	13	基点	13.6
	出来島本町 1 丁目地点	職安	包含層		102	左	1/3	11	基点	9.6
	中徳島 1 丁目地点	城東高校	SX1008	18 c 末～幕末	1694	左	1/3	13	基点	13.8
左 -1/3-4 分割－大型	新蔵町 1 丁目地点	合同庁舎	SK1044	幕末	414	左	1/3	16	4 分割	15.3
	新蔵町 1 丁目地点	企業局	第 1 包含層		1270	左	1/3	20	4 分割	15.1
	新蔵町 1 丁目地点	企業局 II	SK2201	18 c 中～	449	左	1/3	12	4 分割	14.2
	中徳島 1 丁目地点	城東高校	SK3254	17 c 末～ 18 c 初	576	左	1/3	20	4 分割	16
	中徳島 1 丁目地点	城東高校	SX3004	17 c 後葉	805	左	1/3	20	4 分割	16
	中徳島 1 丁目地点	城東高校	包含層		2206	左	1/3	20	4 分割	15.6
左 -1/3-4 分割－小型	新蔵町 1 丁目地点	企業局	SK1067	19 c 中～幕末	1043	左	1/3	12	4 分割	9.7

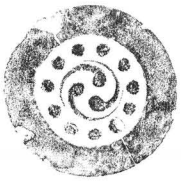

左–1/3–基点
新蔵町 1 丁目企業局
SK1067 － 1044

左–1/3–4 分割
新蔵町 1 丁目企業局
SK1067 － 1043

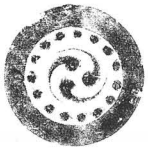

左–短–基点
新蔵町 1 丁目企業局
SK2031 － 552

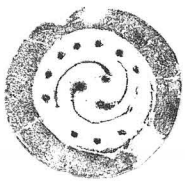

左–短–2 分割
トノ町
SD1017 － 534

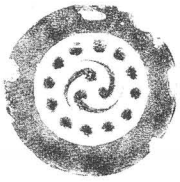

左–短–4 分割
新蔵町 1 丁目企業局
SK1013 － 636

第 61 表　徳島城下町出土軒丸瓦分類表（3）

短－基点－小型」は 19 世紀中葉まで存続する。また、再び 18 世紀中葉には、法量大型の一群も増加する。「左－長－基点－大型」、「左－短－基点－大型」、「右－ 1/3 －基点－大型」、「右－短－基点－大型」である。いずれも珠文数が奇数個となり、基点技法が採用されている。18 世紀後葉には、「左－ 1/3 －基点－大型」と「左－ 1/3 －基点－小型」が出現し、19 世紀中葉まで存続する。

19 世紀中葉～幕末には、「右－ 1/3 －基点－小型」、「右－ 1/3 － 4 分割－大型」、「右－短－基点－小型」、「右－短－ 2 分割－大型」、「左－短－ 2 分割－大型」、「左－短－ 4 分割－小型」等が認められる。主要となるのは、法量大小を問わず「左－ 1/3 －基点」の一群である。

③安宅 2 丁目地点出土瓦の位置付け

軒丸瓦の内、瓦当全面が遺存するのは 36，219，347 である。36 は「左－短－基点－大型」に該当し、18 世紀中葉～ 19 世紀中葉の年代を充てることが出来る。219 は「左－長－ 4 分割－大型」に該当し、17 世紀後葉の年代を充てることが出来る。347 は「左－短－基点－大型」に該当し、18 世紀中葉～ 19 世紀中葉の年代を充てることが出来る。その他にも、34，35，220，225，348，349，350 は「左－短－基点－大型」に該当する可能性が高い。

徳島城下町において瓦の使用が増加する時期に、安宅 2 丁目地点においても同様の傾向が確認できた。安宅役所が当初より瓦葺きであったかどうかは不明であるが、城下町の瓦屋根化に並行して同役所においても瓦葺き建物が存在したと推定される。

(4) 船釘について

今回の発掘調査では、全金属製品 247 点中、182 点を釘類が占める。徳島城下町跡からは最大の出土量となった。また、木製の船釘も 11 点確認された。何れも船釘と推定される。材質や法量、形態から分類が出来る。船釘との対比を行い、用途について検討する (9)。

「木製Ⅰ－ 1 類」:

木製。全長約 13㎝、頭部長約 1.8㎝、足部長約 11.4㎝程度。頭部断面形は円形を呈し、足部断面形は正方形を呈する。足部は全体として先端に向かって先細りの形状をとる。先端部は平坦である。該当するのは、SU1001 － 150 ～ 154，SD1009 － 283，1 区包含層－ 457 ～ 461 である。

「銅製Ⅱ－ 1 類」:

銅製。全長約 3㎝、頭部径約 1㎝、頭部高約 0.5㎝、足部長約 2.5㎝程度を測る。頭部は別造の笠状を呈する。足部断面形は方形を呈する。該当するのは、SG1002 － 17，SG1004 － 89，SD1002 － 254，1 区包含層－ 411 ～ 414 である。

出土量は少ないが、笠状を呈する頭部の形態と法量が揃っていることから、規格性を有した一群である。甲金や頭巾金物等の飾金物を留めるための釘（飾鋲）と推定される。しかし、現存する鯨船である千山丸の頭巾金物には頭部直径 5㎜程度の小型釘が使用されており、法量に違いが認められる。出土量や法量から、船本体ではなく、御座船の居間等の飾金物に伴う釘である可能性も指摘できる。

「銅製Ⅲ－ 1 類」:

銅製。全長約 1.8 ～ 3㎝、頭部径約 0.5 ～ 0.8㎝、足部長約 1.6 ～ 2.8㎝程度を測る小型の一群である。足部断面形は円形～隅丸方形を呈する。頭部は足部を叩き潰して円形や不整方形に加工している。該当するのは、SG1002 － 18 ～ 21，SG1003 － 44 ～ 53，SU1001 － 134 ～ 142，SD1001 － 183 ～ 189，SD1002 － 237 ～ 253，SD1009 － 282，1 区包含層－ 371 ～ 410，2 区包含層－ 494，495 である。

足部長に差異が認められるが、頭部径は比較的法量が揃うのが特徴である。また、足部はほとんどが垂直で、曲げられた固体が少ないのも特徴である。頭部の形状は比較丁寧に円形に加工している。千山丸にも使用されている一群であり、甲金や頭巾金物等の飾金物を留めるための釘と推定される。

「銅製Ⅲ－２類」：

銅製。全長約４～５㎝、頭部径約１㎝、足部長約3.5～4.5㎝程度を測る中型の一群である。足部断面形は円形～多角形を呈する。頭部は足部を折り曲げた後に叩き潰して不整円形に加工している。Ⅲ－１類に比べて厚みがある。該当するのは、SG1003－42，43，SJ1002－109，SU1001－133，SD1002－230～236，１区包含層－368～370，２区包含層－493である。

法量は、銅製Ⅱ－１類に類似する。しかし、足部断面形や頭部形態がやや粗い造りである。また、足部直径もやや太いのが特徴である。こうしたことから飾金物を留めるには不向きと想定され、使用部位は不明である。

「銅製Ⅳ－１類」：

銅製。全長約５㎝、頭部長約0.8㎝、足部長約４㎝程度を測る小型の一群である。頭部は足部を「Ｌ字」状に折り曲げている。足部断面形は方形を呈する。該当するのは、SD1001－194，195，１区包含層－417～419である。

頭部は折り曲げただけであるが、足部断面形は方形を呈し、比較的丁寧な造りである。足長が短いことから、薄い部材の取り付けに用いられたと推定される。いわゆる「皆折（海折）釘」に該当する。

「銅製Ⅳ－２類」：

全長約６～７㎝、頭部長約１㎝、足部長約５～６㎝程度を測る中型の一群である。足部断面形は方形を呈する。頭部は足部を「Ｌ字」もしくは「コ字」状に折り曲げている。比較的しっかりした造りの一群である。該当するのは、SG1001－12，SU1001－144，145である。

Ⅳ－１類同様に、部材を取り付けるために用いられたと推定される。いわゆる「皆折（海折）釘」に該当する。

「銅製Ⅳ－３類」：

全長約９㎝、頭部長約１㎝、足部長約８㎝程度を測る大型の一群である。足部断面形は方形を呈する。頭部は足部を「Ｌ字」状に折り曲げた後に、正方形に整形している。該当するのは、SG1003－54，55，61～63，SJ1002－110～115，SD1002－258，492である。

非常にしっかりした造りの一群であり、足部が途中から曲がっている個体が多い。また、頭部が切断されている個体が多いのも特徴である。棚板と航あるいは棚板と棚板の結合に使用する「通釘」に該当すると想定される。

「鉄製Ⅲ－３類」：

全長約９㎝、頭部契約１．５㎝、足部長約８㎝程度を測る大型の一群である。足部断面形は多角形を呈する。頭部は足部を円形に加工するが、厚みがある。該当するのは、２区包含層－491である。

非常にしっかりした造りである。足部が途中で曲がっており、部材を結合する際に使用した可能性もあるが、厚みのある頭部が伴う事から、「通釘」としての用途は想定しがたい。

「鉄製Ⅳ－１類」：

鉄製。全長約５㎝、頭部長約0.8㎝、足部長約４㎝程度を測る小型の一群である。頭部は足部を「Ｌ字」状に折り曲げている。該当するのは、SG1004－88，SD1001－195，１区包含層－422である。

銅製に比べて身幅が広く、足部断面形が長方形を呈する。銅製Ⅳ－２類と同様に「皆折釘」として使用されたと想定される。

「鉄製Ⅳ－２類」：

鉄製。全長約６～７㎝、頭部長約１㎝、足部長約５～６㎝程度を測る中型の一群である。足部断面形は方形を呈する。頭部は足部を「Ｌ字」もしくは「コ字」状に折り曲げている。比較的しっかりした造りの一群である。該当するのは、１区包含層－420，421である。

足部断面形が長方形を呈するのが特徴である。銅製Ⅳ－２類と同様に「皆折釘」として使用されたと想定される。

「鉄製Ⅳ－３類」：

鉄製。全長約 9㎝、頭部長約 1㎝、足部長約 8㎝程度を測る大型の一群である。足部断面形は方形を呈する。頭部は足部を「Ｌ字」状に折り曲げた後に、長方形に整形している。該当するのは、SG1003 － 61 ～ 63，2 区包含層－ 492 である。

厚みのあるしっかりした造りとなっており、結合性が高い一群である。頭部切断等は観察されないが、足部の曲がった状況から、棚板と航を結合した「通釘」に該当すると想定される。

「鉄製Ⅴ類」：

鉄製。全長約 11 ～ 12㎝、幅約 1.6㎝、厚み約 0.9㎝程度を測る。頭部は持たず、全体に緩い円弧を描き、先端に向かって徐々に厚みと幅が減じる形態である。該当するのは、SG1003 － 70, 71, SJ1001 － 96 である。

木質が頭部まで全体に付着する個体が存在することや、SJ1001 や SJ1002 に伴う敷板（530 ～ 534）にも遺存していることから、航や棚板、戸板等の幅広の部材として用いるために、複数枚の板材を矧ぎ合わせる際に使用した「縫釘（落釘）」に該当する。

「鉄製Ⅵ類」：

鉄製。全長約 1.4㎝、頭部長約 0.2㎝、足部長約 1.2㎝程度の極小の一群である。足部断面形は円形を呈する。該当するのは、SD1001 － 192，193 である。

ただし、192 は扁平な頭部に穴が空けられており、193 は頭部と足部の境が括れていることから鉄針の可能性もある。

今回、出土した釘類は、主に「通釘」、「皆折釘」、「縫釘」、「飾鋲」に該当すると想定される。しかし、『和漢船用集』には、本来の船釘は、用途・形態によりさらに多様なものであることが伝えられている。また、30㎝を超える大型の船釘も伝えられており、今回出土した一群は比較的小型であることがわかる。これらが使用された船の規模に起因するものなのかどうかは今後の検討課題でもある。近世期の船釘や造船技術については、さらなる検討が必要である。

今回の発掘調査では、「安宅役所」の西側部分を南北方向に調査したことになる。その結果、「大堀」や「御船屋」を確認することができた。従来は絵図面や文献のみから検討されてきた「安宅役所であるが、その規模や構造について新たな知見を得ることができた。特に、近世期の御船屋遺構は現存するものも少なく、またその発掘調査事例も非常に少ないことから、貴重な資料となろう。また、徳島城下町の開発についても、少ない資料ではあるが新たな知見を得ることができた。

註

(1) SJ1001 検出標高は -0.86 mに対して、現在の小松島湾基準潮位は -0.876 mを測ることから、水面下となる。しかし、この地域は地表の沈下も想定されることから、御船屋成立時には陸地と想定するのが妥当である。

(2) 00 年度は、瓦類の出土量は未計量である。

(3) 今回は、軒丸瓦のうち三巴文を持つ一群の文様や法量について検討を行った。製作技法や、他の軒丸瓦や軒平瓦等につては稿を改めたい。

(4) この大小は報告書掲載の拓影から判断しており、実測者の拓本技術により見た目の大きさが換わる可能性がある。再度計測す

る必要がある。

(5)16世紀における法隆寺と日置荘遺跡出土の瓦を比較すると、巴が細長い一群と比較的太い一群が併存する。市本芳三1995「12.瓦」中世土器研究会編『概説　中世の土器・陶磁器』真陽社

(6) 佐藤竜馬ほか2003「第6章　第4節　出土瓦の検討」『高松城跡（西の丸町地区）Ⅱ』「香川県教育委員会・香川県埋蔵文化財センター

(7) 梅木学文2008「第6章第2節番町遺跡2次出土の瓦について」『番町遺跡2次－松山地簡裁庁舎敷地埋蔵文化財発掘調査委託業務に伴う埋蔵文化財調査報告書－』（財）愛媛県埋蔵文化財調査センター

(8) 出宮徳尚・乗岡実2001「第Ⅴ章　第4節　瓦について」『史跡保存整備事業　史跡岡山城本丸下の段発掘調査報告』岡山市教育委員会

(9) 船釘との対比については、下記の文献に従う。

石井謙治1995『和船Ⅰ』法政大学出版局

山田祐平2002『船大工考』日本財団

和船文化・技術研究会編2004『船の科学館叢書1　重要文化財阿波藩御召鯨船　千山丸』船の科学館

Ⅵ　付論

（1）「安宅御船蔵」にはどのような船が格納されていたのか
－「徳島藩御船絵巻」の紹介を中心に－

須藤　茂樹（徳島市立徳島城博物館）

はじめに

近世大名の所有する船に関する資料は多いとはいえない。文献史料は確認できても絵画資料は少ない。

そのような状況にあって、徳島藩に関しては徳島市指定文化財（絵画）「徳島藩参勤交代渡海図屏風」（徳島市・蓮花寺所蔵・徳島城博物館寄託）をはじめ船舶に関する絵画資料が比較的多く残っている。徳島藩では森崎春潮のように「船絵師」ともいうべき船舶関係を中心に御用を務めた絵師の存在が指摘される（須藤 2001）。

さて、ここで紹介する「徳島藩御船絵巻」（1997 年展示時「御船之図」と資料名を付けた）一巻は、蜂須賀家が所有する船舶を網羅的に描いたもので、記録することに力点を置いて調えられたものと考えられる。蜂須賀家で作製され、同家に伝来したものであるが、現在は徳島市立徳島城博物館が保管している。本絵巻を本稿では、「徳島藩御船絵巻」と呼称したい。それは、至徳丸を中心に徳島藩の御座船だけを描いた「蜂須賀家御船絵巻」（蜂須賀正子氏寄贈　徳島城博物館所蔵）と区別するためである（須藤 2001）。

発掘調査で確認された安宅御船蔵の構造については、「安宅御船蔵絵図」が残されており、詳細を把握することができるが、本絵図には所々付箋がはずれている箇所があるものの、付箋で各御船蔵に格納されている船舶の名称などが記されており、徳島藩が所有している船舶がどのように格納されているかを知る上でも貴重な絵図である。

ここに紹介する絵巻によって、どのような船を徳島藩が所有し、またどのように安宅御船蔵に格納されていたかをビジュアルに知ることができる。安宅御船蔵の研究、あるいは徳島藩の船舶研究、さらには日本の近世船舶研究など、今後の研究進展の一助となればと考え、本絵巻を全図紹介するものである。

1　「安宅御船蔵絵図」

本絵図については、すでに坂東美哉氏の簡潔な解説があるので、それによりながら紹介をしておきたい（徳島市立徳島城博物館 2001）。

東西 78.8㎝、南北 55.2㎝で、紙本、手書き著色である。江戸時代末期に描かれた見取り図で、安宅御船役所に設けられた船舶の格納庫を図示したものである。この図を所蔵している笹尾家は、徳島藩の船大工であり、よってこのような絵図を所持していたものと推察される。

本図には役所の建物などは描かれておらず、堀と御船蔵・御船屋が描かれている。図の中央には、沖洲川から水を引き入れた大きな堀が描かれており、堀の全長は東西 220 間、南北 23 間である。この中央の大堀から南へ 4 本の支堀があり、水門のある東側から「新役堀」「大工屋堀」「中潮掛堀」「大潮掛堀」と名付けられている。これらの堀に沿って 76 軒の建物があり、そのほとんどが御船蔵・御船屋である。68 軒の御船蔵・御船屋が堀に直結する形で描かれている。

さて、本図には、剥がれていると思われる箇所があるものの、付箋が貼られており、各御船蔵が格納する船舶の名前、規模などを知ることができる。付箋の文字は下記のとおりである。

１：鯨御船。２：鯨船四艘。３：五枚帆／同　　御用立。４：七端帆御用立。５：六端帆御用立。６：四枚帆

御用立／四枚帆。7：五枚帆／同。8：九端帆御船家無。9：五枚帆／六端帆。10：十一端帆御用立。11：鷲尾丸御用立。12：拾端帆御用立。13：十端帆　同。14：八軒御御船家所ヨリ四軒同ハ御登替。15：十端帆　同。16：十端帆　同。17：九端帆。18：九端帆　同。19：九端帆御用立。20：九端帆。21：九端帆。22：八端帆御用立。23：晴風丸御用立　五艇立御釣船御用立。24：八端帆。25：八端帆。26：八端帆。27：明光丸御用立。28：五枚帆傳馬御用立／同。29 胴高御用立　五枚帆傳間同　五艇立　同　具余川御船。30：十端帆御用立。31：飛箭丸御用立。32：八端帆。33：一言丸。34：川御船。35：飛鳴丸御用立。36：至徳丸。37：小嵐丸。38：七端帆。39：八端帆。40：和光丸。

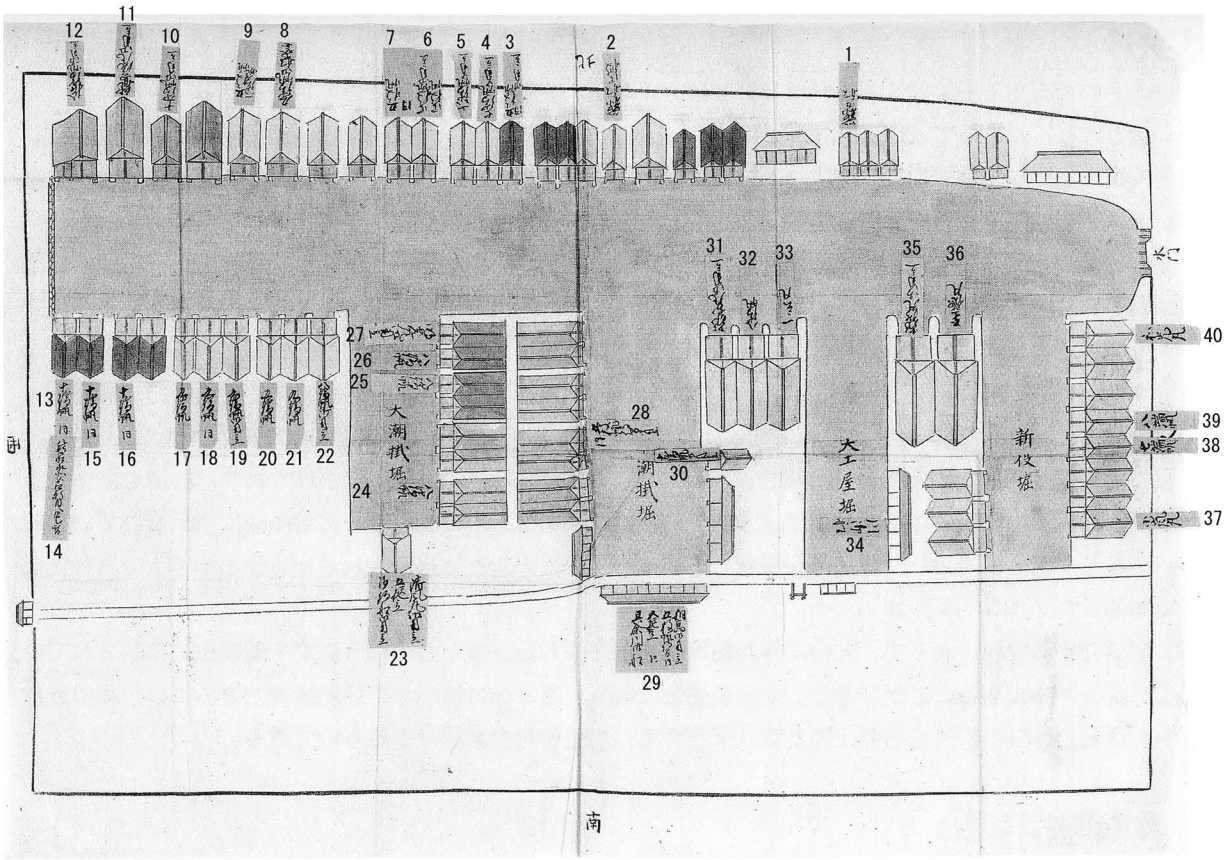

第 157 図　「安宅御船蔵絵図」

以上の付箋の記載から、御召関船の至徳丸・飛鳴丸、御召替関船の一言丸・飛箭丸、御台所船の鷲尾丸、御召小早小嵐丸、川御座船の明光丸、その他和光丸、清風丸の御召船の名称が確認でき、さらに 11 端帆から 4 枚帆までの船舶が 33 艘、鯨船、御釣船、川御船、胴高船が数艘ほど格納されていたことがわかる。

2　「徳島藩御船絵巻」と徳島藩の船

「徳島藩御船絵巻」は、紙本著色、縦 26.9㎝、横 1350.0cm の長大な巻物である。時代は特定できないが、江戸時代後期のものと推測され、その段階での御召御座船を中心に徳島藩が所有する船をほぼすべて描いたものと推定される。

以下、別表に配列順に船名などを列挙する。（第 62 表）

以上、徳島藩所有の 42 艘の船舶を描いている。

詳しくは別稿に譲りたいが、主要船舶のみ解説を加えておきたい（国史大辞典編集委員会編 1979 － 1993）。

一般的に御座船というのは、藩主が乗船する関船を指すことが多い。関船は、戦国時代から江戸時代にかけ

番号	船名など	種別	備考
1	観光丸	川御座船	朱塗り　水押の先と艫の洞の最後部に金泥で波に龍を表わす。
2	明光丸	川御座船	朱塗り　板戸に丸に左万字紋を配する
3	清風丸	川御座船	船体は黒、上部は朱塗り　障子　唐破風なし
4	和光丸	川御座船	朱塗り　障子　唐破風なし
5	御召替	川御座船	朱塗り　障子・丸に左万字紋を配した板戸　唐破風あり
6	高瀬船		
7	千山	御召鯨船	安政４年９月建造の千山丸が現存　重要文化財　金と藍地に団扇・軍配を配す
8		御召鯨船	奥方用（女性用）の鯨船か　白と朱の地に扇子と菊花を配す
9	蹴波	御召鯨船	白・金・朱の地に将棋駒を配す　水押に替紋の稲丸紋と桐紋を配す
10		御召鯨船	奥方用（女性用）の鯨船か　白地に牡丹を配す
11	遂竜丸	御召鯨船	金・朱の地に扇子を配す　水押に丸に左万字紋と唐草を配す
12		御召鯨船	奥方用（女性用）の鯨船か。金・朱の地に鳥の羽を配す
13	釣御船		木地　水押に菊花を配す
14			木地　水押に菊花を配す
15	至徳丸	御召関船（御座船）	朱塗　板戸に丸に左万字紋を配す　竹に左万字紋を配す
16	飛鷗丸	御召関船（御座船）	朱塗　板戸に丸に左万字紋を配す
17	一言丸	御召関船（御座船）	朱塗　板戸に丸に左万字紋を配す
18	飛箭丸	御召関船（御座船）	朱塗　板戸に丸に左万字紋を配す
19	順好丸	御召小早	朱塗　板戸に丸に左万字紋を配す
20	晴好丸	御召小早	朱塗　板戸に丸に左万字紋を配す　柳・扇子・団扇を配す
21	猶箭丸		朱塗　全体に丸に左万字紋を配す　後部に万字崩しを配す
22	小嵐丸	御召小早	朱塗　全体に丸に左万字紋を配す
23	波切丸	御召小早	朱塗　全体に丸に左万字紋を配す
24	風切丸	御召小早	朱塗　全体に丸に左万字紋を配す
25	小龍丸	御召小早	朱塗　全体に丸に左万字紋を配す
26	鷲尾丸	御台所船	朱塗　全体に丸に左万字紋を配す
27	飛鳥丸	御召関船	木地　丸に左万字紋を配す
28	沙棠丸		木地
29	拾壱反帆		木地
30	拾反帆		木地
31	九反帆		木地
32	八反帆		木地
33	七反帆		木地
34	六反帆		木地
35	五枚帆		木地
36	鯨船		白の地に朱で文様
37	四枚帆		木地
38			木地
39	三枚帆		木地
40			木地
41	胴高		木地
42			木地

第 62 表　「徳島藩御船絵巻」に描かれた船一覧

て水軍で使用された軍船の一形式で、速力に重きをおいたことから早船とも呼ばれた。近代海軍の戦艦に相当する安宅船に対して巡洋艦の役割を持つ船のため、大型船ではなく、櫓数 30 から 40 挺立の中型船が主であった。海賊が海上の要所に関所を設けて関銭（通行税）を徴収して海上の安全を保証したことから関所で使用した船に由来するとの説があるが、確かな由来は不明である。いずれにしても、江戸時代には船型呼称として定着している。江戸幕府が慶長 14 年（1609）諸大名に対し、500 石積以上の大型船の所有を禁止したことから、軍船のなかでは最強のものとなり、70 挺立級の大型関船も造られた。速力を出すために波切りのよい鋭角的

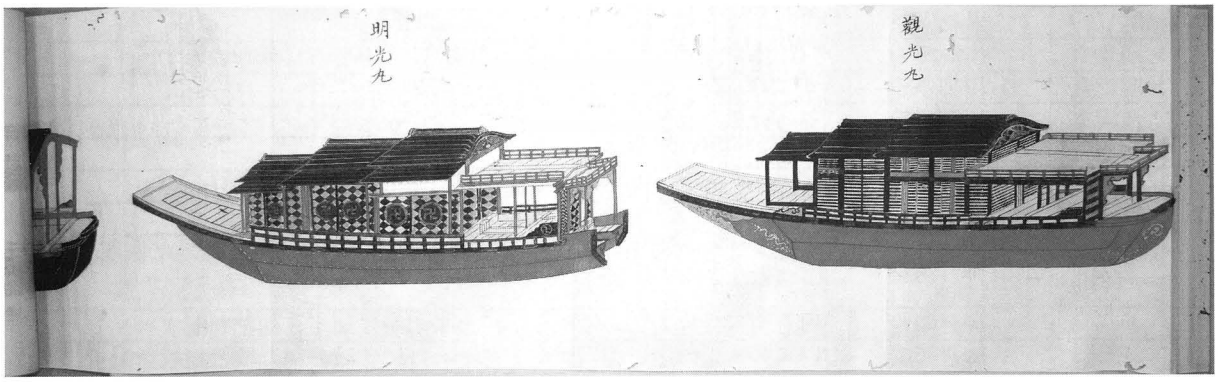

2：名光丸　　1：観光丸

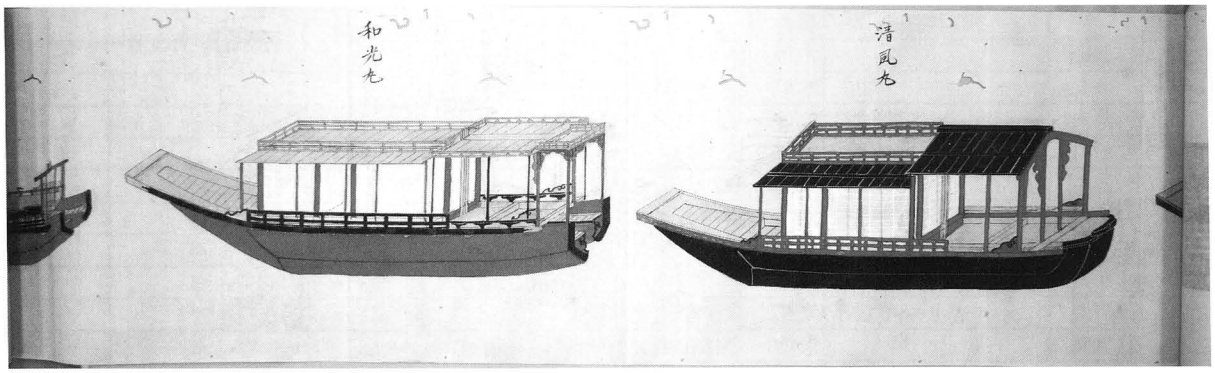

4：和光丸　　3：清風丸

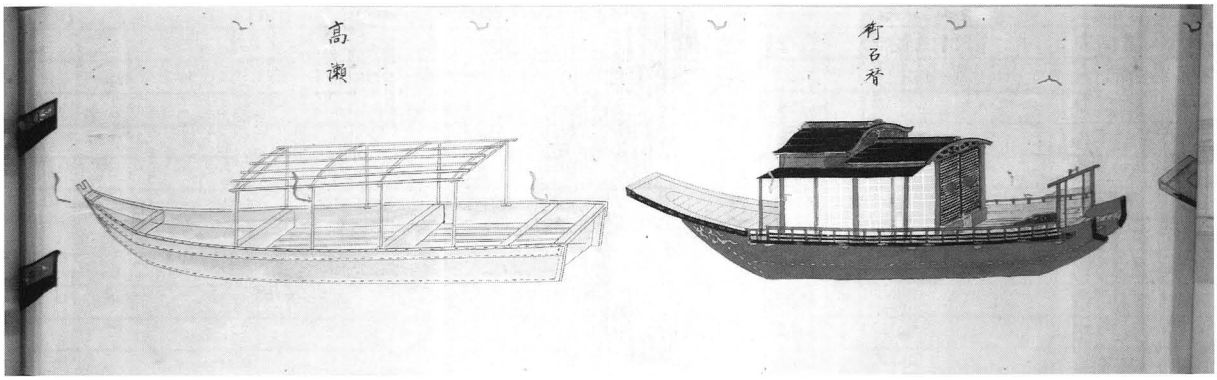

6：高瀬舟　　5：御召替

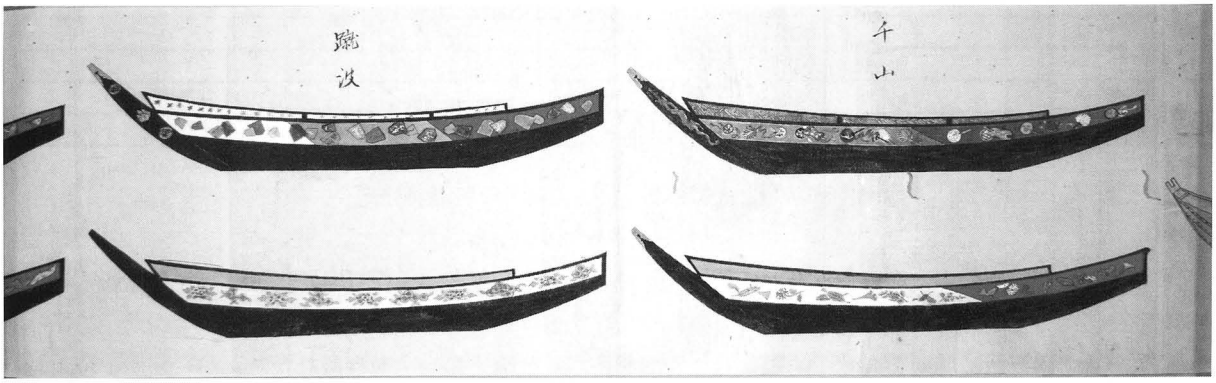

9：蹴波　　7：千山
10：（記載なし）　　8：（記載なし）

PL.203「徳島藩御船絵巻」拡大（1）

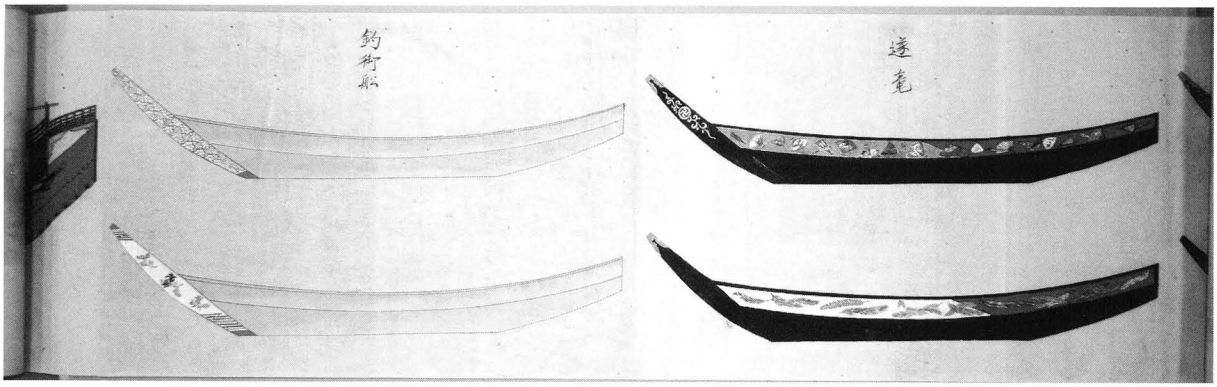

13：釣御船　　11：逐竜丸
14：（記載なし）　　12：（記載なし）

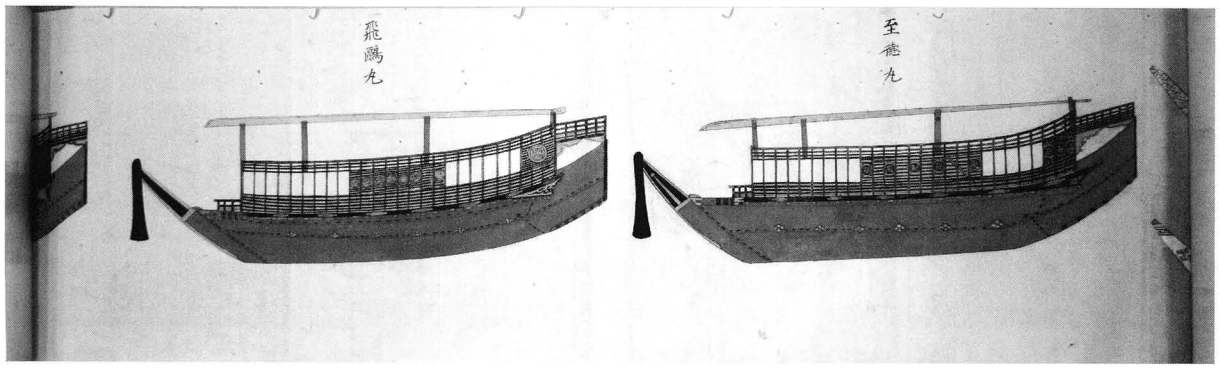

16：飛鷗丸　　15：至徳丸

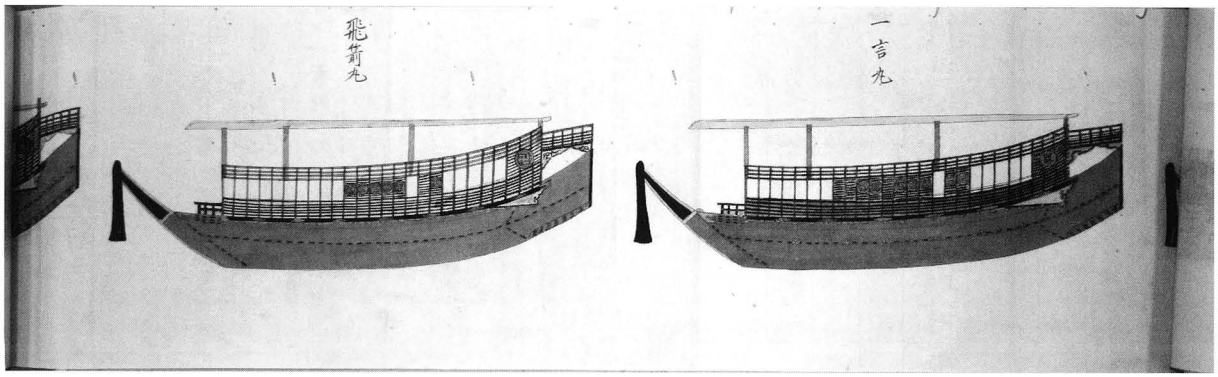

18：飛箭丸　　17：一言丸

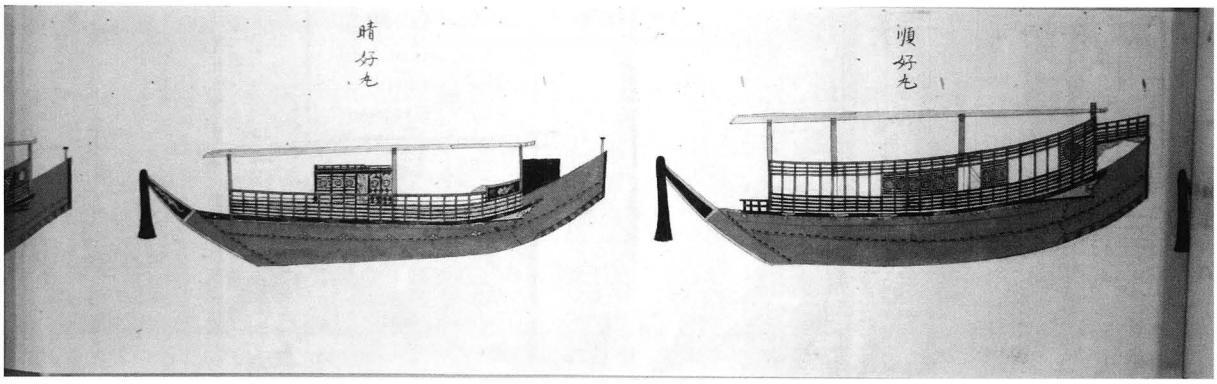

20：晴好丸　　19：順光丸

PL.204「徳島藩御船絵巻」拡大（2）

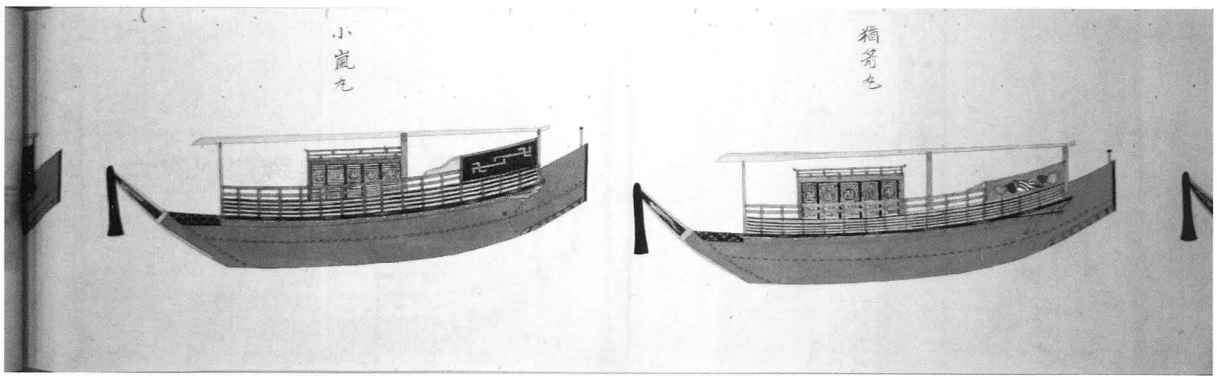

22：小嵐丸　　21：猶箭丸

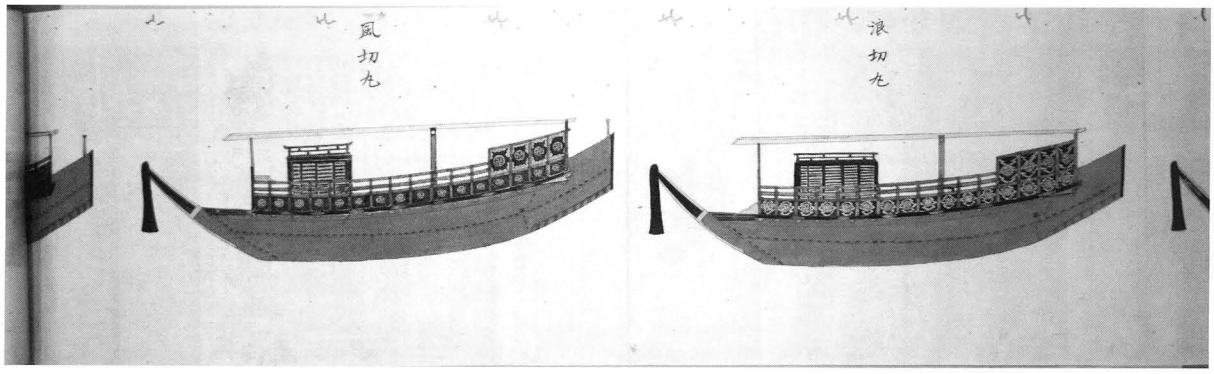

24：風切丸　　23：波切丸

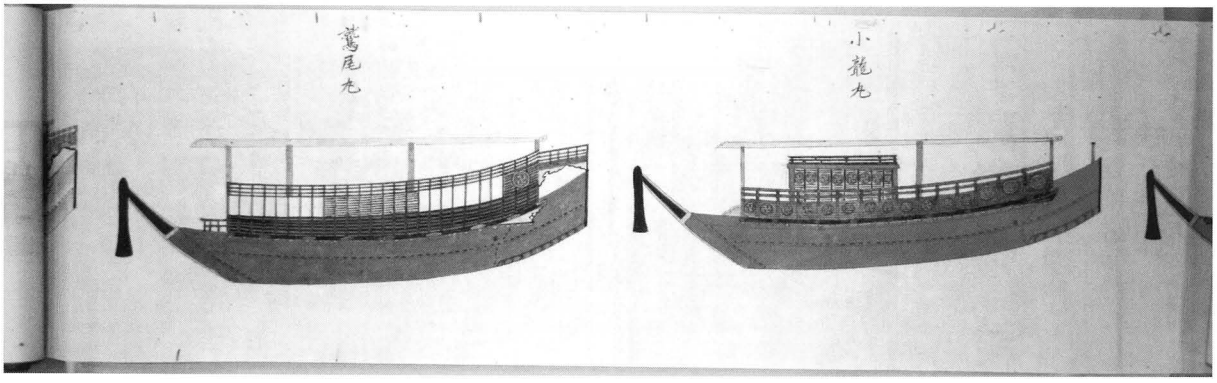

26：鷲尾丸　　25：小龍丸

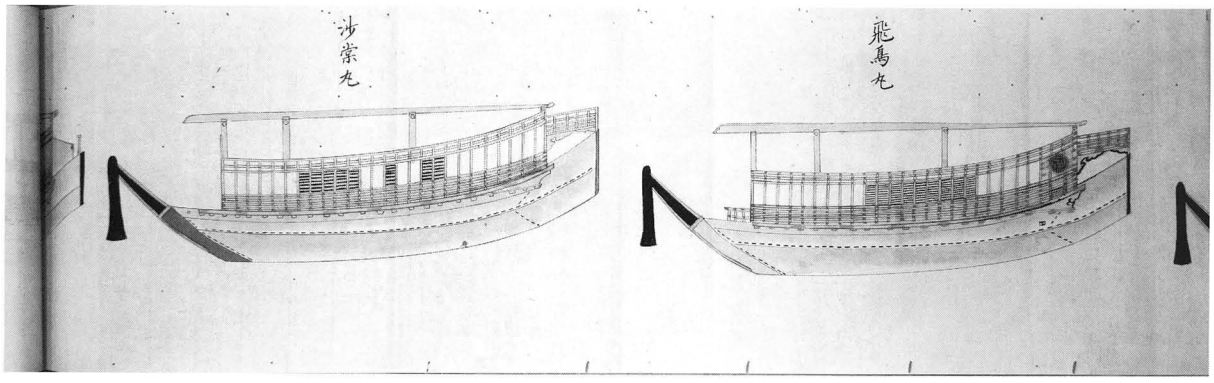

28：沙棠丸　　27：飛鳥丸

PL.205「徳島藩御船絵巻」拡大（3）

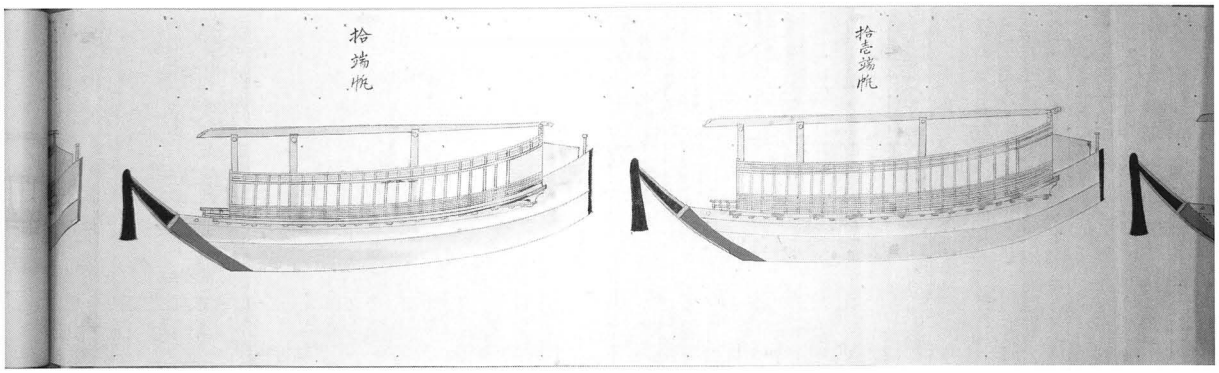

30：拾反帆　　29：拾壱反帆

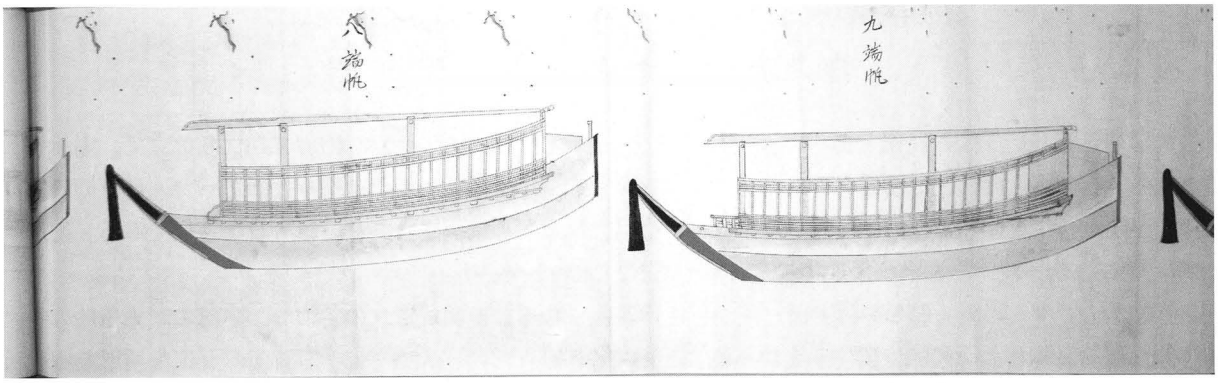

32：八反帆　　31：九反帆

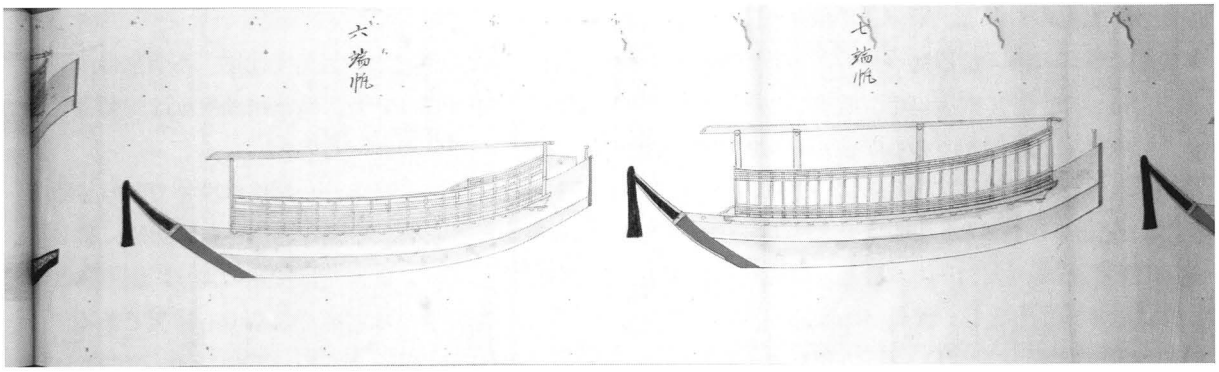

34：六反帆　　33：七反帆

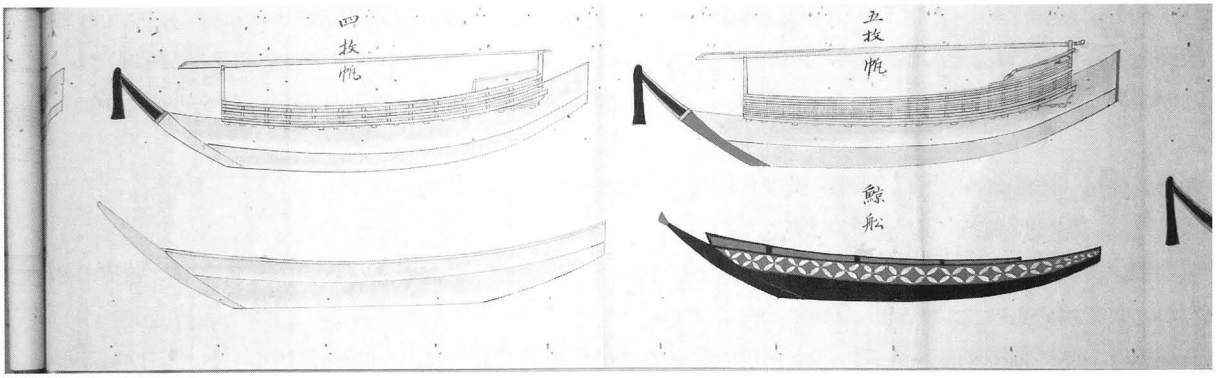

37：四枚帆　　35：五枚帆

38：（記載なし）　　36：鯨船

PL.206「徳島藩御船絵巻」拡大（4）

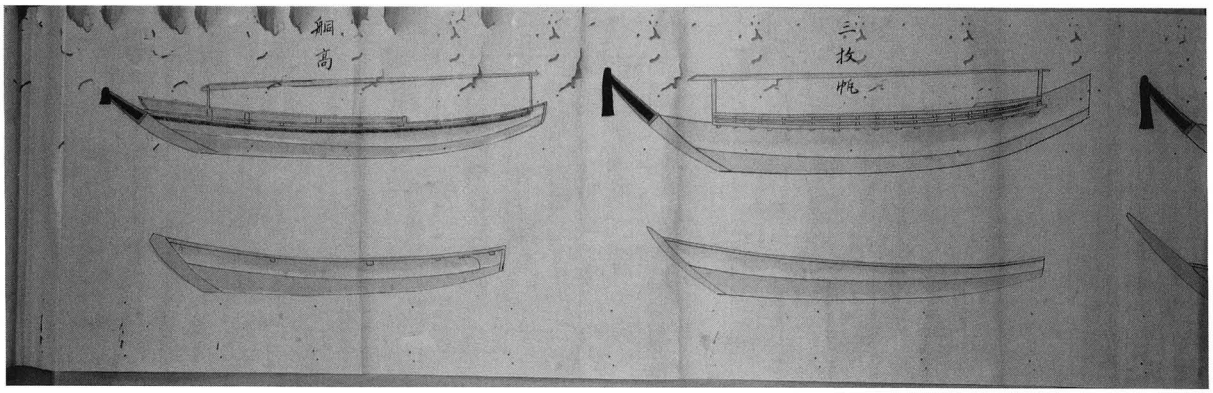

41：胴高　　39：三枚帆

42：（記載なし）　　40：（記載なし）

PL.207「徳島藩御船絵巻」拡大（5）

な船首形状と細長い船型が特徴であった。上部構造を総矢倉形式として、櫓を40から80挺を立て、船体構造は根棚・中棚・上棚・とで構成する三階造りと、根棚と中棚を一体化した二階造りとがあった。ほぼ同形式の船型が江戸時代を通じて技術的発展を遂げることなく、幕末まで踏襲されたことは大きな特徴である。徳川の平和が260余年続いたことが大きな要因といえよう。

御座船は広く貴人の乗る船の呼称であったが、江戸時代になると、関船形式の船のなかで藩主が乗る船のことを御召関船と称し、一般的は御座船といった。小櫓で70挺立前後、大櫓で50挺前後の豪華な屋形を載せた大型関船であった。船屋形のみは数例現存しており、熊本城の天守閣に展示されている船屋形は熊本藩の海御座船波奈之丸のもので、豪華さが伝わってくる。

御座船にはこの海で使用するもの（海御座船ともいう）以外に、国許や大坂の河川で使用する喫水の浅い川御座船があった。特に大坂には、将軍や西国の諸大名の川御座船が置かれていた。特に川御座船は絢爛豪華であった。参勤交代の際のみならず、朝鮮通信使や琉球使節の迎接用に淀川で用いられた。

小早は、近代海軍で考えるならば駆逐艦に相当する軽快な軍船と考えられており、関船の別称である早船の小型という意味で小早といわれた。櫓数は20挺前後から40挺までとされ、船型・構造ともに関船に準じている細長い船型に、太い一本水押と二階造りの船体構造を標準とするが、上部構造は関船のように総屋倉とせず、簡素な半垣造りとし、また櫓の間隔が関船よりも広く、かつ小型になるほど広くなるのも特徴である。

鯨船は、江戸時代に紀伊や土佐、九州などの沿岸捕鯨に使われた船で、勢子船・双海船・持双の三種類があった。勢子船は鯨を網まで追い込み、銛で突く作業をするため、船首を鋭くとがらせた一本水押の凌波性の高い軽快な八丁櫓の快速船であったことから、幕府・諸藩の注目するところとなり、同型船が水軍に採用されて、連絡や飛脚船に用いられた。その鯨船のなかでも藩主が本船に乗り移るためなどに使用する鯨船を御召鯨船といい、船名が付けられた。本絵巻によって普通の鯨船のほかに、千山丸を含む3艘の御召鯨船が存在することがわかった。

御台所船は、本船に随行して料理を調理することを役割とした船である。

胴高船は、船団に随行する小ぶりの船である。

伝間船は、「伝馬」と略すことがある。荷物などを運送するはしけぶねであったが、大名家では随行の船のひとつとして用いられた。

高瀬船は、主に河川で使用された喫水の浅い船の呼称で、主に荷物を輸送するのに用いられた。地域や時代によって、船型や構造は異にする。

なお、貞享年間（1684 − 1688）の「御船数之覚」には、御馬船や御風呂船なども確認できるし、また船の数も記されているが、詳細な検討はここでは控えたい。

ところで、「安宅御船蔵絵図」の船名が、「徳島藩御船絵巻」で確認できるものに、明光丸、和光丸、至徳丸、飛鳴丸、一言丸、飛箭丸、小嵐丸、鷲尾丸があり、また四枚帆から十一端帆、鯨船、釣船、胴高が描かれている。今回の発掘調査では船の部材も発見されており、今後の復元や船舶特定の参考になると思われる。

おわりに

安宅御船蔵に格納されていた船舶の状況に関する史料は、貞享年間（1684 － 1688）の「御船数之覚」、元禄 12 年（1699）の「安宅御有船立相改帳」、元文 5 年（1740）の「安宅御船数帳」（「蜂須賀家文書」）などがあるが、詳細な検討については今後の課題とする。

「安宅御船蔵絵図」は安宅船置場の配置と船の収納状況を知る唯一手がかりとなる史料であり、発掘調査と合わせることによってその構造をより具体的に解明することができよう。

また、次に紹介した「徳島藩御船絵巻」は、その御船蔵に格納された船舶の具体相を知る上で貴重な資料である。今後の活用を期待し、全図を紹介した次第である。

参考文献

石井謙治監修『復元日本大観 4　船』世界文化社　1988 年

石井謙治ほか『図説　和船史話』至誠堂　1981 年

石井謙治『和船』Ⅰ・Ⅱ　法政大学出版会　1995 年

徳島県郷土文化会館民俗文化財集編集委員会編『阿波の船』徳島県郷土文化会館　1985 年

（財）船の科学館編『御座船－豪華・絢爛大名の船』（財）日本海事科学振興財団　1991 年

徳島市立徳島城博物館編『徳島藩御召鯨船千山丸と徳島藩の船』徳島市立徳島城博物館　1997 年

徳島市立徳島城博物館編『絵図図録第二集　徳島城下とその周辺』徳島市立徳島城博物館　2001 年

須藤茂樹「蜂須賀伝来「蜂須賀家御船絵巻」について」『史窓』31 号　徳島地方史研究会　2001 年

和船文化・技術研究会編『船の科学館叢書 1　重要文化財阿波藩御召鯨船　千山丸』船の科学館　2004 年

国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』吉川弘文館　1979 － 1993 年

（2）安宅役所について

根津　寿夫（徳島市立徳島城博物館）

はじめに

徳島市内に「安宅」の地名を持つ町がある。福島町と沖洲町に挟まれた地域である。「安宅」とは、徳島藩では水軍（補註１）のことをいい、あわせて水軍の役所が置かれた福島浦東部一帯を指す地名でもある。その根源は、淡路水軍の安宅氏に由来するという（補註２）。

徳島藩の水軍である安宅は、はじめは安宅島と呼ばれた常三島南東部に置かれていたが、寛永18年（1641）から翌19年（1642）にかけて、福島東部の現在の徳島市城東中学校付近に移転した。

徳島藩水軍については一定の成果がある（補註３）が、水軍の根拠地である安宅役所については団武雄氏の『阿波蜂須賀藩之水軍』があるだけである。本稿では、安宅役所の成立と実態について具体的に解明してみたい。

なお、本稿では、徳島城下安宅に置かれた水軍の基地を安宅役所と呼ぶが、その呼称は絵図や古文書をみると必ずしも一様ではない。

年代	呼称	資料名	所蔵者
寛文元年（1661）	安宅	福島安宅絵図	個人
寛文５年（1665）	船屋敷	阿波国渭津城之図	松浦菊男氏
天和３年（1683）	船置所	阿波国渭津城下之図	国文学研究資料館
元禄２年（1689）	安宅御用処	元居書抜・安宅	国文学研究資料館
元禄４年（1691）	御船屋	御山下画図	国文学研究資料館
元禄５年（1692）	安宅御舟屋	御山下屋敷略図	個人
享保年間	安宅御舟屋	御城下絵図	徳島大学附属図書館
天明年間	御船屋	御山下画図	個人
文化・文政年間	安宅御役所・御船屋	徳島御山下絵図	徳島県立図書館
文政４年（1821）	安宅御役所	元居書抜・安宅	国文学研究資料館
安政６年（1859）	御船屋	御山下島分絵図・安宅	個人
江戸時代	安宅御囲	安宅大工島絵図	国文学研究資料館
明治２・３年	司船方・御船屋	徳島藩御城下絵図	徳島県立博物館

第63表　絵図・古文書にみる安宅役所の呼称

呼称を分類すると、船置所系と役所系に大別され、前者が主要を占めるが、江戸中期以降では役所も併記されている。名称に着眼すれば、藩船収納の比重が高かったという当時の人々の認識がうかがわれるが、実質的な機能はそれだけではない。後述するが、本稿では徳島藩水軍組織の拠点という観点からとらえるため、安宅役所の呼称を使用する。

１安宅役所の成立

・移転以前

移転以前の常三島南東部に置かれた水軍の基地を描いた資料が２点存在する。「徳島藩領国図屏風」（出光美術館旧蔵）と「御山下画図（忠英様御代御山下画図）」（国文学研究資料館蔵）である。

前者は大小の船が数多く描かれている。後者では大小の船が浜に打ち上げられている様子が明らかだ。建物は、西側に外からの進入を遮断するように南北に並び端部には柵が設けられている。また中央と東側にも建物が見える。

同所は深い入江によって三方向が川に面した島状で「安宅島」と呼ばれるが、この段階での特徴は、船は陸

揚げされているが、まだ屋根を伴う船屋が設けられていないことである。船舶の保全は充分なものではなかった。

寛永3年（1626）、藩主忠英は安宅島を対象に14ケ条にわたる詳細な法令を出した。（補註4）船頭の勤務や水主の処遇、船材の管理や調達に関する規制である。水軍に対する初の規制であったが、物資の管理や調達に重点が置かれ、水軍組織としては未成立な状態を露呈している。

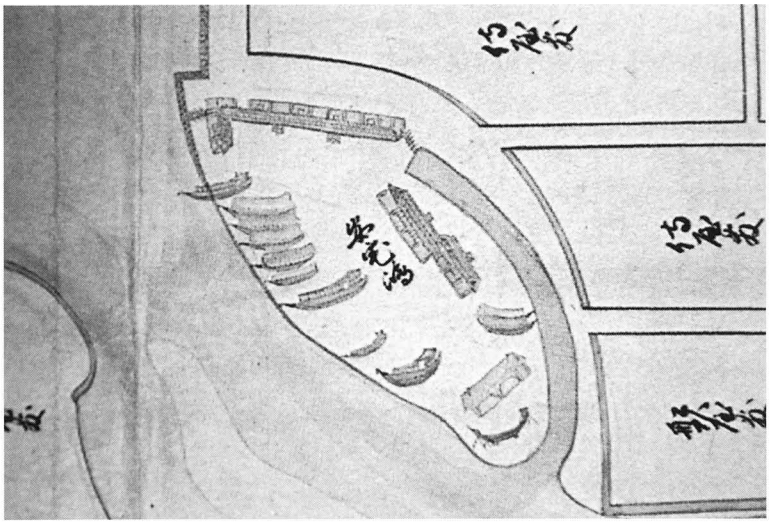

第158図　「御山下画図（忠英様御代御山下画図）」の部分

・安宅の移転

安宅島から福島東部に水軍の根拠地は移転したが、この問題については以前に触れたことがある（補註5）。移転年については、寛永4年・同10年・同11年・同16年・同17年・同18年・同19年と、実に7種も存在している。その大きな理由は、安宅役所が東西230間・南北150間という広大なスペースを有する藩の重要施設であり、移転計画の策定や幕府への申請と許可、そして着工・完成と移転といった手続きと作業が必要で、移転に関わる期間が長期に及んだことがあげられる。本稿では、安宅の移転を寛永18・19年としておく。

・移転の理由

団武雄氏は移転の理由を「河が浅くなり、通行に不便となったため」と述べている。確かに、直接の理由は、安宅島への進入路の川筋が土砂の堆積により航行に支障をきたすようになったからに他ならない。これは移転の許可書である寛永17年（1640）の幕府老中奉書写しにも、川筋が浅くなり船の航行に支障をきたすと述べていることからも確認できる。

しかし、安宅の移転は、船置所を含む役所の移動だけでなく、その周囲に存在した船頭や水主等の屋敷の移転も伴う。すなわち、水軍町の成立がこの安宅の移動であったのだ。

寛永年間後期の阿波国内の状況は、寛永15年（1638）の一国一城令によって阿波九城が撤廃され、軍事体制が完全に払拭されて統治機構の整備段階に入る。城下町徳島でも、国内の動きと連動しながら再編が断行されている（補註6）。安宅の移転は、国内の支配体制の改編と連動し、徳島が完全な城下町として機能する政策的な事業として評価されるのである。

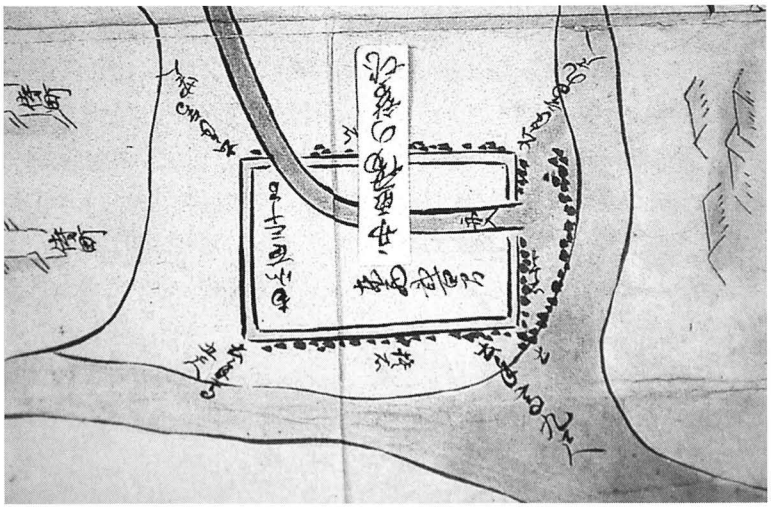

第159図　「御山下画図」の部分

・造成計画

安宅の移転は幕府の裁可を得て実施されたが、申請時に添付された図の控えと思われる「御山下画図（忠英様御代御山下画図）」の安宅部分には付紙で「御船置所、但普請之様子小絵図別ニ致進上候」と記されてい

る。この小図にあたる「御山下画図」（国文学研究資料館蔵）（補註７）は安宅役所の造成計画を表している。東西が 200 間、南北が 130 間。周囲に土手を築き、その外側には土手が流失することを防ぐために捨石が南北東の三方向に設けられている。特に東側の出入り口の外側にスペースを設けて念入りに防波堤のように捨て石が配されている。土手の高さは東部が９尺（約 2.7 m）、北西隅が４尺（約 1.2 m）、南西隅が５尺（約 1.5 m）。

本図の最大の特徴は、船の進入路が東から斜めに北西の方向に進み、住吉島側に抜けていることである。「御山下画図（忠英様御代御山下画図）」のもう一枚の小図（補註８）でも同形に描かれ、進入路は「船入堀川はゝ弐拾間」と注記される。この進入路の幅は 20 間（約 39 m）もの広さであった。

進入路を安宅から住吉島へ貫通させようとしたねらいは、当時は城下町徳島の玄関口として利用されたのが津田口ではなく別宮口であり、この別宮への便を図るためと思われる。しかし当図の示す安宅役所造成計画は実現しなかった。

2　安宅役所

・「阿波国渭津城下之図」からみた安宅役所

完成した安宅役所は東西２３０間・南北１５０間、四方を高い土手で囲み、その上に松を植え厳重に管理する（補註９）。船の進入路は北東の一ケ所で、敷地の北側が船の収納スペースとなっていた。中央より南側は水軍の役所スペースである。

安宅役所の周囲には水軍に仕える者の屋敷が集められた。すなわち、役所の西側には船頭屋敷と水主屋敷が置かれ、その南側の新町川沿いには船大工の屋敷が設けられた。役所東方の沖洲には短冊型の水主屋敷が整然と並び水主町が形成されている。このように安宅役所を中心とする水軍町が形成されたが、これは城下町徳島の特徴のひとつとして注目される。

なお、四所神社以東の水軍町では町方を統括した町奉行の警察権が及ばなかったとされる（補註 10）。船頭や水主、船大工は安宅（水軍）に属したため安宅目付の支配を受けたのである。城下町徳島では、武家地は普請奉行が管理を受け持ち、町方は町奉行支配、水軍町では安宅目付が支配を行った。安宅・沖洲といった近世初頭の検地の際に浦を出発点とする場所では安宅管理地と郡方支配地とが混在し、支配は一様ではなかった。「安宅大工島絵図」（国文学研究資料館蔵）（補註 11）は、安宅と郡方の管理区分を明確に記している。

・「安宅御船蔵絵図」からみた安宅役所

安宅役所の北側、船置所スペースを詳細に描いたのが「安宅御船蔵絵図」（笹尾秀登氏蔵）である。

北東に船の進入路である水門があり、ここから西に一直線に延びる大きな堀がある。本図には長さ等の註記がないが、「水軍根拠地畧図」（団武雄著『阿波蜂須賀藩之水軍』所収）によれば、長さが２２０間、幅は西端の地点で２３間。大堀から南に四本の堀が分岐する。東から順に「新役堀」「大工屋堀」「中潮掛堀」「大潮掛堀」と記されている。堀に沿って大小７６棟の船屋が描かれ、収納する船名や船の大きさが付紙に記されている。屋根の色分けは不明だが、実際には船家がないのに屋根が描かれているものもある（「九端帆　御船家無」）。藩船では最も大きい御座船の至徳丸と飛鴎丸の２艘は大堀の最も手前の船屋に収められ、それより小さな船は奥にあたる西側の船屋に収納されていることから、堀底は手前が深く奥になると浅くなっていたことが推測される。当初の計画と異なり水路が住吉島側に貫通していないことから浚渫や水門による水量の維持が船置所の課題であったろう。

付紙に「御用立」の文字が目立つが、本図は船頭笹尾家が藩船の可動状況と収納場所を調査し記録したもので、当時の藩船と安宅役所の一端が具体的に分かる。このような内容は軍事情報に属するため他に類をみず極めて貴重である。

・文書からみた安宅役所

国学者小杉榲邨が筆写した「徴古雑抄」（国文学研究資料館蔵）のなかに安宅役所の詳しい記録がある。

「安宅御園内系譜并御舩額控」（「徴古雑抄続編　阿波　十二中」所収）

文久元辛酉年三月
安宅御園内系譜并御舩額控

一寛永十八・十九右両年ニ只今ノ安宅江引越申候

御園内間数
南ノ手　長弐百弐拾八間　　北ノ手　右同断
東ノ手　百弐拾六間　　西ノ手　百五拾間
但反数ニして拾町四反八畝弐拾四歩
坪数三万千四百六拾坪

一御園松　七百拾六本

御水主方
一御門　会所御番　　一御舩家　九拾軒
一御蔵　拾八軒
内弐ケ所塗御蔵
一御番所　六ケ処　　一御役所　拾四ケ処

御作事方
一御門　御番　　一御蔵　弐拾三軒
一御番所　壱ケ処　　一御役所　七ケ処
一塗御蔵　壱ケ処
（ママ）
右者万延二庚申年中御出来

東外御舩家
一御舩家　三軒　　一御番所　壱ケ処
一御園松　百四拾九本

沖ノ須御舩家
一御舩家　八軒　　一御蔵　壱ケ処
一御園松　百六拾九本　　一御番所　壱ケ処

鍛冶方
一鍛冶御蔵　壱ケ処　　一御役所　壱ケ処
一御番所　壱ケ処　　一御園松　三拾弐本

惣御船
一百四拾七艘　大小海御船
内八拾五艘　御用立
六拾弐艘　御用不立
一百五艘　川御船
内六艘　川御座御船
三艘　御用不足
外ニ三挺立扇御釣舟御用不足
一御船頭　四拾四人　一御水主　三百四拾三人

両島軒数
一四拾壱軒　御船頭居宅
内弐拾六軒　安宅
同拾五軒　沖ノ須
一弐百七拾弐軒　御水主居宅
内百拾弐軒　安宅
同百六拾軒　沖ノ須
一拾軒　物書手代
内八軒　安宅
同弐軒　沖ノ洲
家数三百弐拾三軒
内百四拾六軒　安宅
同百七拾七軒　沖ノ洲
付紙ニ
惣頭三百九拾七人
内三百弐拾三人　居宅持
其余父子立又ハ御召立之分モ有之候哉
ト存候　（以下略）

水軍の船置所等の概要に加えて、海・川の御座船数と安宅・沖洲に住む船頭・水主・物書手代の人数等を記した文久元年（１８６１）の記録である。現状では、安宅役所に関する最もまとまった資料である。

先述の「安宅御船蔵絵図」との関わりで指摘すると、海船１４７艘のうち使用できないものが６２艘で、それは実に４割強にのぼる。こうした徳島藩水軍にとって危機的な状況の認識が同絵図の作成につながったものと思われる。

さて、本文書は水軍の施設について具体的に書き上げている。

	門	船家	蔵	番所	役所	その他
御水主方	会所御番	90	18	6	14	
御作事方	御番		24	1	7	万延元年建築
東外御船家		3		1		御囲松１４９本
沖ノ須御船家		8	1	1		御囲松１６９本
鍛治方				1	1	御囲松３２本

第 64 表　水軍の施設

ここで書き上げられている施設は安宅役所に限定されたものではない。「東外御船家」は役所の東外に設けられた船家である。「沖ノ須御船家」は、別名「沖洲八軒船家」と呼ばれ、安宅役所の東、沖洲の西岸に設けられた船家である。「旧安宅御船方の一巻」(『御大典記念阿波藩民政資料』上巻)に「沖須の浜手にも御船八艘を納めし御船屋あり、之れを八軒船屋といふ」と記される。確かに当記録でも船家は８軒を数える。また「鍛治方」も安宅役所の外側(南西)に設けられていた。それは慶安元年(１６４８)の火事により藩船の一部を焼失(補註 12)したために、火を扱う鍛治に関する施設は役所の外に置かれた。

安宅役所を考察する上で注目すべきは「御水主方」と「御作事方」であろう。前者は役所の中核ともいえ、船家・蔵・役所とも豊富である。また後者も万延元年(１８６０)に新築されたばかりであるが、物資を納めた蔵や役所が多い。

ところで、安宅役所には役所内の位置から、俗に「東の役所」「西の役所」と呼ばれる役所があった。東の役所は造船を管掌し、西の役所では船頭・水主の人事を統括した。前者を受け持ったのが安宅大工奉行(あるいは安宅作事奉行)と呼ばれる奉行で、中小姓格・無足諸奉行・日帳格の藩士が任じられた。後者は安宅水主奉行が管理し、同じく中小姓格・無足諸奉行の藩士が就任した。両奉行とも定員は５名であった(補註 13)。

当記録でいう「御水主方」が「西の役所」、「御作事方」が「東の役所」にあたるものと思われる。安宅役所は船家部分が注目されがちだが、役所が合計で２１軒、蔵に至っては４２棟を数える。安宅役所の役所スペースにも着目する必要があろう。

・いつから船家が設けられたか

安宅移転以前の常三島時代には船家は確認できなかったが、「安宅御船蔵絵図」や「安宅御園内系譜并御船額控」では膨大な数の船家が設けられたことが分かった。船舶の保全を図る上では船を水面から引き上げておくとともに船家は必要であったと思われるが、いつ頃、整備されるようになったのだろうか。

「元居書抜・安宅」(『藩法集３徳島藩』藩法研究会編、１９６２年)

同(貞享二)年五月十四日
一立木伝左衛門申聞候は、安宅有之縁楫取弐拾艘、小楫取三拾艘、都合五拾艘只今迄堀ニ指置候得共、事外破損仕候間、小屋可被仰付哉と申聞候ニ付、承届之、其通可申付旨申渡候

安宅役所にある小型の荷船５０艘を堀に係留していたところ破損が甚だしいので、今後は小屋掛けするよう安宅目付立木伝左衛門に命じた文書である。貞享５年(１６８８)には安宅役所に収納していた船は２７３艘を数える(補註 14)。そのうちの２割にあたる５０艘には船家がなかったのである。

この文書の出された江戸中期の段階では、船置所の様子が「安宅御船蔵絵図」とは随分と異なっていたことを指摘できる。江戸中期以降、次第に整備され、同絵図のように船家が立ち並ぶまでに至ったものと推測される。

おわりに

本稿は、安宅移転の前後及び造成計画に着目し、安宅役所の成立とその具体像を探ってきた。船置所と役所に注目したために、安宅役所のとらえ方がハード中心になってしまった。終わりにあたり水軍に対する法整備と水軍組織の人的構成について触れておく。

まず、水軍に対する初の法令は寛永３年(１６２６)の「安宅島萬壁書」であったが、組織の成立には程遠いものであった。その後、明暦３年(１６５７)(補註 15)に、１７ケ条にわたる規定が藩主から出され、安宅役所を統括した安宅目付に職権が付与されたのである。ここに至って安宅目付の職が成立するとともに、藩

政機構における水軍の位置が確定する。

つぎに水軍組織の人的構成であるが、東西の役所を管掌した安宅大工奉行と安宅水主奉行は、安宅目付の支配を受ける。ここで問題となるのが、安宅目付より格上の森両家との関係である。両家とも中老で、甚五兵衛家は２４１３石、甚太夫家は１０１６石を領し、船手頭（海上方）を家職とした。驚くべきことに、江戸中期までは、明暦３年の判物を根拠として安宅目付は格上の森家を凌いでいたのである。しかし、その後、森家の由緒が見直され、水軍組織のなかで位置付けがなされ、安宅目付との相談が条件ではあったが、造船や水主等の人事を管掌することになった（補註 16）。こうして森家の伝説が生まれるのであった（補註 17）。

補註

（補註 1）藩の水軍に関する呼称は、明確な定義付けがなされぬまま「森水軍」や「阿波水軍」等　が使われている。特に「森水軍」イコール徳島藩水軍と誤って認識されることが多い。これについては以前に触れたことがある（拙稿「徳島藩水軍の再編　－武家集団における秩序の形成－」（『高橋啓先生退官　記念論集　地域社会史への試み』所収）。また「阿波水軍」は江戸時代以前の阿波海域の水軍を呼ぶことがあり、多義的であるので本稿では使用せず、「徳島藩水軍」の語句を用いる。

（補註 2）高田豊輝氏著『阿波近世用語辞典』参照。

（補註 3）例えば、団武雄『阿波蜂須賀藩之水軍』（徳島市立図書館発行、1958 年）、河野幸夫「近世中期以降の徳島水軍ーその編成と運用の考察ー」（『金沢治先生喜寿記念論集　阿波・歴史と風土』、教育出版センター発行、1976 年）、坂東美哉「沖洲御水主屋敷の成立とその変容過程」（鳴門教育大学地理学教室編・発行『地域研究（修士論文・卒業論文集）』第 15 巻、2000 年）がある。

（補註 4）『藩法集３徳島藩』、藩法研究会編、1962 年

（補註 5）拙稿「安宅の移転について」（徳島大学埋蔵文化財調査室発行『常三島遺跡１』、2005 年）

（補註 6）拙稿「徳島藩の武家屋敷政策について」（シンポジウム資料集『徳島藩政下における城下町とその歴史情報』、平成 17 ～ 20 年度科学研究費・基盤研究Ｂ「ＧＩＳを用いた城下町に関する歴史情報システムの構築と解析」、2008 年）。

（補註 7）「御山下画図」国文学研究資料館蔵（蜂須賀家文書　請求番号 1227）。徳島市立徳島城博物館発行『徳島城下絵図』（・４－１）参照。

（補註 8）「御山下画図」国文学研究資料館蔵（蜂須賀家文書　請求番号 1227）。徳島市立徳島城博物館発行『徳島城下絵図』（・４－２）参照。

（補註 9）城下町徳島において、松が意図的に植えられているのは徳島城外郭（惣構）とこの安宅役所だけである。賀島政樹著「藩政概観」によれば、惣構の松は戦時には樹間に盾を並べて防御とする備えであったという。

（補註 10）団武雄氏前掲書参照。

（補註 11）徳島市立徳島城博物館発行『徳島城下とその周辺』（・21）参照。

（補註 12）『阿波誌』参照。

（補註 13）高田豊輝著・発行『近世阿波用語辞典』参照。

（補註 14）蜂須賀家文書「船数之覚」（請求番号 744）国文学研究資料館蔵。

（補註 15）『藩法集３徳島藩』・1120。

（補註 16）拙稿「徳島藩水軍の再編　－武家集団における秩序の形成－」（『高橋啓先生退官記念論集　地域社会史への試み』同編集委員会編集・発行、2004 年）。

（補註 17）団武雄氏前掲書参照。

報告書抄録

ふりがな	とくしまじょうかまちあと　あたけ２ちょうめちてん
書名	徳島城下町跡　安宅２丁目地点
副書名	緊急地方道路整備事業徳島東環状線（末広～住吉）建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
巻次	
シリーズ名	徳島県埋蔵文化財センター報告書
シリーズ番号	第 80 集
編著者名	栗林誠治・木村哲也・中原　計・須藤茂樹・根津寿夫
編集機関	財団法人　徳島県埋蔵文化財センター
所在地	〒 779 － 0108　徳島県板野郡板野町犬伏字平山 86 － 2　　Tel　088 － 672 － 4545
発行年月日	平成 21 年 3 月 23 日

所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
徳島城下町跡安宅２丁目地点	徳島市安宅２町目 140 番地ほか	36201		34° 04′ 29″	134° 34′ 21″	平成 12 年 10 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日 平成 18 年 10 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日 平成 19 年 7 月 2 日～平成 19 年 8 月 31 日	平成 12 年度：1,992㎡ 平成 18 年度：2,100㎡ 平成 19 年度：668㎡	緊急地方道路整備事業徳島東環状線（末広～住吉）建設に伴う発掘調査

所収遺跡	種別	主な年代	主な遺構	主な遺物	特記事項
徳島城下町跡 安宅２丁目地点	城下町	江戸時代	船蔵	陶器 磁器 鉄器（船釘） 木製品（船部材）	徳島藩の水軍の根拠地である「安宅役所」に関連する遺構が検出
要約	徳島城下町の東端である吉野川水系デルタ地帯に、設けられた徳島藩水軍の根拠地。寛永年間に調査対象地点に移設され「安宅御船屋」と呼称された。「御船屋」と呼ばれる船蔵と「大堀」と呼称される水路が検出された。				

徳島県埋蔵文化財センター調査報告書　第80集

徳島城下町跡
安宅2丁目地点

緊急地方道路整備事業徳島東環状線（末広～住吉）建設に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書

発行日　平成21(2009)年3月31日

編　集　財団法人　徳島県埋蔵文化財センター
〒779-0108　徳島県板野郡板野町犬伏字平山86番2
TEL（088）672-4545　　FAX（088）672-4550

発　行　徳　島　県　教　育　委　員　会
財団法人　徳島県埋蔵文化財センター

印　刷　徳　島　県　教　育　印　刷　株　式　会　社